

焼津市の庁舎のあり方に関する調査研究 報告書

平成 23 年 3 月

焼津市
財団法人地方自治研究機構

はじめに

近年、環境対策、観光振興、地域産業の活性化、少子高齢化対策、地域コミュニティの活性化等の地方公共団体が取り組むべき課題が複雑化・多様化してきている。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきた。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施している。

本年度は5つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものである。

現在の焼津市の庁舎は、複数の施設に分散し、加えて、昭和40年代に建築された4つの庁舎と昭和50年代に建築された1つの庁舎の合計5つの庁舎が、耐震性能が不足している状況にある。このため、「地域目標」を策定し、平成27年度末までに、地域目標に示した減災目標を達成するため、47のアクションに市全体で取り組んでいるところである。本調査研究は、このような焼津市庁舎の現状を踏まえながら、焼津市の庁舎のあり方について複数のケースを想定し、各ケースの特性を検討しながら、今後、焼津市の庁舎のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的とするものである。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただいた。

また、本研究は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて、焼津市と当機構が共同で行ったものである。ここに謝意を表する次第である。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いである。

平成23年3月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹治

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 序章 調査研究の概要 | 3 |
| 1. 調査研究の背景と目的..... | 3 |
| 2. 調査研究の方法 | 3 |
| (1) 調査の基本方針 | 3 |
| 3. 調査研究の実施体制 | 5 |
| 第1章 庁舎の現状と課題 | 9 |
| 1. 庁舎の現状 | 9 |
| 2. 現庁舎の課題..... | 13 |
| (1) 耐震性の欠如..... | 13 |
| (2) 躯体・設備の老朽化..... | 13 |
| (3) 分散・狭あいによる市民サービスの低下..... | 14 |
| (4) 高度情報化対応への限界..... | 14 |
| (5) バリアフリー対応の不足..... | 14 |
| (6) 市民スペースの不足..... | 15 |
| (7) 駐車場の不足..... | 15 |
| 3. 統合庁舎建設の検討の必要性..... | 17 |
| 第2章 庁舎のあり方に関する検討 | 21 |
| 1. 庁舎に求められる役割と機能..... | 21 |
| (1) 庁舎に求められる役割 | 21 |
| (2) 庁舎に求められる機能 | 22 |
| 2. 統合庁舎を検討する際の留意点 | 23 |
| 3. 焼津市のまちづくりの方向性..... | 24 |
| (1) 総人口と世帯数の推移 | 24 |
| (2) 時代の潮流とまちづくりの課題..... | 25 |
| (3) まちづくりの基本理念と将来都市像..... | 27 |
| (4) 将来人口の目標 | 28 |
| (5) 施策の大綱 | 28 |
| (6) 土地利用構想..... | 29 |
| 第3章 庁舎建設の検討 | 35 |
| 1. 庁舎面積の算定..... | 35 |
| (1) 基本指標の想定 | 35 |
| (2) 庁舎規模の検討..... | 35 |
| (3) 地方債同意等基準[基準1]による庁舎面積の算定..... | 37 |
| (4) 新営一般庁舎面積算定基準[基準2]による庁舎面積の算定..... | 39 |

| | |
|--|------------|
| 2. 駐車場規模の算定 | 44 |
| (1) 来庁者用駐車場の算定 | 44 |
| (2) 車いす使用者用駐車場の算定 | 45 |
| (3) 公用車用等その他の駐車場の算定 | 45 |
| 3. 庁舎のあり方における複数のケースの選定 | 47 |
| (1) ケースの選定 | 47 |
| (2) 候補地の比較 | 49 |
| (3) 庁舎候補地の整理要約 | 72 |
| 4. 各ケースの検討 | 73 |
| (1) ケース1 分庁方式1：本庁舎・大井川庁舎・再開発ビル | 73 |
| (2) ケース2 分庁方式2：本庁舎・大井川庁舎・新別館建設 | 75 |
| (3) ケース3 統合方式1：新庁舎建設（別館・議会庁舎跡地及び本庁舎敷地） | 80 |
| (4) ケース4 統合方式2：新庁舎建設（市内適地） | 83 |
| ケース4-①《焼津駅周辺ゾーン》 | 83 |
| ケース4-②《西焼津駅周辺ゾーン》 | 85 |
| ケース4-③《新市街地ゾーン》 | 87 |
| ケース4-④《市域中心ゾーン》 | 89 |
| (5) ケース検討結果の整理 | 91 |
| (6) 庁舎候補地の特性 | 95 |
| 第4章 短期的・中長期的課題の整理 | 99 |
| 1. 短期的な検討項目 | 99 |
| 2. 中長期的な検討項目 | 99 |
| (1) 新庁舎建設を検討するための検討委員会の設置と市民参加について | 99 |
| (2) 財政計画との整合性の確保 | 101 |
| 資料 庁舎検討のための先進事例調査 | 105 |
| (1) 先進事例に見る市庁舎の概要 | 106 |
| (2) 先進事例に見る市庁舎の特性 | 107 |
| (3) 先進庁舎事例 | 108 |
| ①立川市役所 | 108 |
| ②東久留米市役所 | 123 |
| ③福生市役所 | 135 |
| ④岩国市役所 | 145 |
| ⑤出雲市役所 | 167 |
| 委員会名簿 | 187 |

序章 調査の概要

序章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

近年、東海地震等の大規模地震の切迫性は一段と増しており、発生までの限られた時間の中で、効果的かつ効率的に被害軽減策を実施するため、数値目標を設定する必要性が高まっています。

平成 17 年 3 月、国は、東海地震の死者数半減を数値目標とする「地震防災戦略」を策定し、防災計画では、地方公共団体においても、これを踏まえた「地域目標」を策定すべきことを定めました。

これを受けて、静岡県では、平成 18 年 6 月、県の地域目標として、東海地震の死者数半減を目標とする「静岡県地震対策アクションプログラム 2006」を策定・公表し、静岡県地域防災計画では、市町に対して、地域目標の策定を働きかけることとしました。

このため、焼津市は、平成 20 年 3 月に地震対策の数値目標、達成時期等を明示する焼津市の「地域目標」を策定し、平成 21 年 3 月に合併に伴う基準値・現状値の変更等、所要の見直しを経て、平成 27 年度末までに、地域目標に示した減災目標を達成するため、市民等の参画を進め、国、県等と連携して、47 のアクションに市全体で取り組んでいるところであります。

その中で、現在（平成 22 年 4 月）の焼津市の庁舎は、本庁舎、議会庁舎、別館、福祉庁舎、産業会館、下水処理場（管理棟）、大井川庁舎、保健センター、消防防災センター、水道局、焼津市立総合病院、大井川港港湾会館など複数の施設に分散しており、加えて、これらの施設の「東海地震に対する各ランク別耐震性能（耐震ランク）」を見ると、昭和 40 年代に建築された 4 つの庁舎と昭和 50 年代に建築された 1 つの庁舎の合計 5 つの庁舎が、「耐震性能が劣る」または「やや劣る」という結果となっています。

本調査研究は、このような焼津市庁舎の現状を踏まえながら、焼津市の庁舎のあり方について複数のケースを想定し、各ケースの特性を検討しながら、今後、焼津市の庁舎のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査研究の方法

（1）調査の基本方針

①焼津市の庁舎の現状把握

焼津市の庁舎施設についての情報を整理し、想定すべきケースを検討する際の基礎資料とします。

②総務省起債基準・国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく庁舎建設基礎データの整理

総務省基準及び国土交通省基準のふたつの基準に基づく庁舎面積を算出し、庁舎建設ケースを複数想定する際の根拠資料として活用します。

③庁舎建設に係る複数ケースの想定

現状庁舎の活用及び新庁舎建設に係る複数のケースを想定し、一定の前提条件の下で、新庁舎のイメージを把握します。

④類似事例の活用

国内の合併都市における先進的な新庁舎建設事例や人口規模が焼津市と同程度の都市における新庁舎建設事例など、類似事例の調査により、新庁舎の理念や工夫を把握します。

焼津市の庁舎のあり方に関する調査研究事業の企画書

【調査目的】

焼津市庁舎の現状を踏まえながら、焼津市の庁舎のあり方について複数のケースを想定し、各ケースのメリット・デメリット、及び既存庁舎の維持管理費用や新庁舎の建設費用等を推計・比較することにより、今後の焼津市の庁舎のあり方を検討する際の基礎資料とする。

第1章 焼津市の庁舎の現状と課題

1. 焼津市における庁舎の現状
2. 焼津市における庁舎の課題
3. 統合庁舎建設の検討の必要性

焼津市の庁舎のあり方に関する検討

第2章 庁舎のあり方に関する検討

1. 庁舎に求められる役割と機能
2. 統合庁舎を検討する際の留意点
3. 焼津市のまちづくりの方向性

庁舎の現状

- ・本館
 - ・大井川庁舎
 - ・議会庁舎
 - ・別館（経済部）
 - ・福祉庁舎
 - ・産業会館（区画整理）
 - ・下水処理場管理棟
- 免震補強済
耐震性あり
耐震性に劣る
耐震性に劣る
耐震性に劣る
耐震性に劣る

第3章 庁舎建設の検討

ケース1 分庁方式その1

本館
大井川庁舎
再開発ビル1・2階

1. 庁舎面積の算定
 - (1) 基本指標の想定
 - (2) 庁舎規模の検討
 - (3) 地方債同量等基準による庁舎面積の算定
 - (4) 新舊一般庁舎面積算定基準による庁舎面積の算定

ケース2 分庁方式その2

本館
大井川庁舎
新別館新設
(別館・議会庁舎跡地)

2. 駐車場規模の算定
 - (1) 来庁者用駐車場の算定
 - (2) 車椅子利用者用駐車場の算定
 - (3) 公用車等その他の駐車場の算定

ケース3 統合方式その1

新庁舎建設
(本庁舎・議会庁舎・別館跡地)

3. 庁舎のあり方における複数のケースの選定
 - (1) ケースの選定
 - (2) 候補地の比較資料

ケース4 統合方式その2

新庁舎建設
(市内通地)

3. 庁舎のあり方における複数のケースの選定
 - (1) ケース1
 - (2) ケース2
 - (3) ケース3
 - (4) ケース4
 - (5) ケース検討結果の整理
 - (6) 庁舎候補地の特性

仮説

事例分析

資料 庁舎検討のための先進事例調査

1. 分庁方式・統合庁舎方式事例に対する分析

- (1) 基本方針
 - ① 先行市町村事例に関する状況の整理
 - ② 類似性の高い事例に対する現地調査の実施
 - ・人口規模・延床面積・立地条件等
 - ③ 調査報告書ベースの客観性の高い情報の確保

(2) 調査方法

- ① 調査対象市町村に対するアンケートの実施
 - ・公文書によるアンケート実施
- ② 現地ヒアリング調査
 - ・類似性の高い市町村
 - ・先進的手法を活用している市町村

(3) 調査項目

- ① 新庁舎の建設理念
- ② 新庁舎の特徴
 - ・建設理念と新庁舎の関係

(4) 調査対象市町村(候補)

- ① 東京都立川市
- ② 東京都東久留米市
- ③ 東京都福生市
- ④ 山口県岩国市
- ⑤ 鳥取県出雲市

第4章 短期的・中長期的課題の整理

1. 短期的課題
2. 中長期的課題

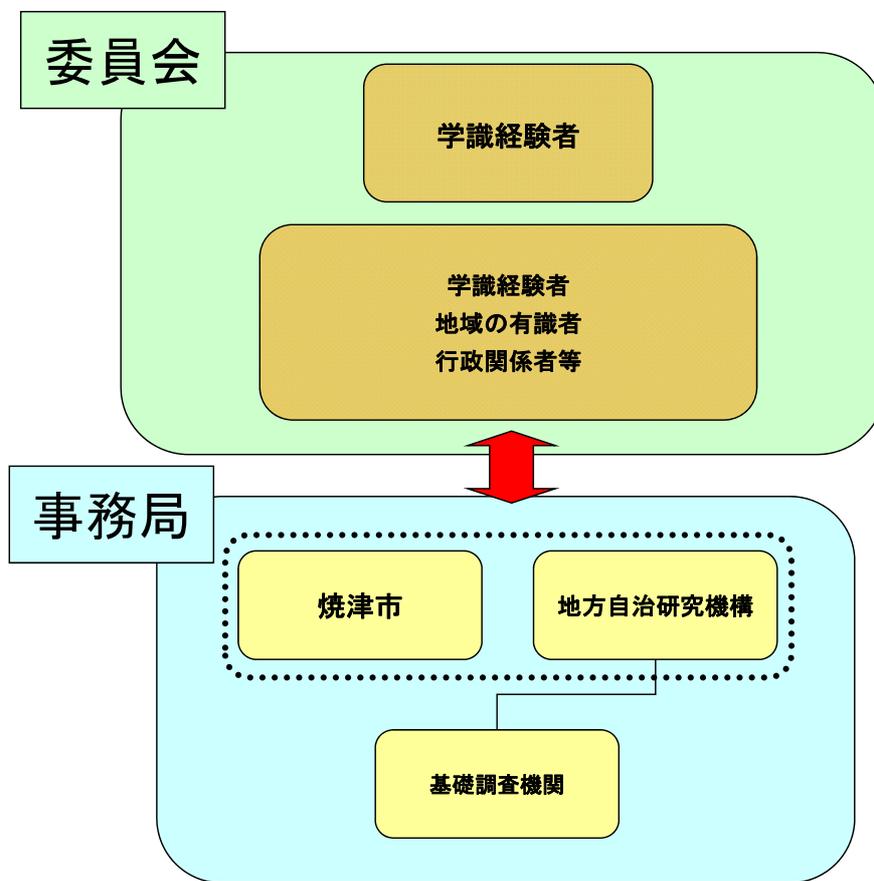
報告を踏まえ
次のステップで市民意識調査を実施

判断材料の整理

3. 調査研究の実施体制

本調査研究では、学識経験者、地域の有識者、行政関係者等で組織する「焼津市の庁舎のあり方に関する調査研究委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、焼津市の庁舎の実態や国による起債基準等に基づく庁舎面積等の基礎データを整理しながら、現庁舎の活用や新庁舎の建設など、複数のケースを想定して比較検討を行いました。

委員会は、平成22年8月に第1回、12月に第2回、平成23年2月に第3回と計3回開催しました。この委員会の下に、焼津市、財団法人地方自治研究機構で構成する事務局を設置し、委員会での審議に必要な資料の収集ならびに各種調査研究を実施しました。また、建築に関する専門家の立場から庁舎建設に係る意見を求めるため、基礎調査機関として民間設計事務所に調査の一部を委託しました。



第 1 章 庁舎の現状と課題

第1章 庁舎の現状と課題

1. 庁舎の現状

焼津市の庁舎機能は、昭和40年代前期から中期にかけて建設された市役所本庁舎、議会庁舎(当時は市民センター)、市役所別館の隣接する3施設を中心に旧市街地に配置されていましたが、その後、災害対策本部としての設備機能を備えた保健センターを小川地区に建設、三ヶ名にあった焼津市立総合病院を大富地区に移転拡充整備、土地基盤整備事業の拡大に伴い焼津市産業会館に土地区画整理事務所を配置、取得した旧焼津郵便局庁舎を福祉教育庁舎とするなど、行政事務事業の拡大に伴って庁舎機能も臨機応変的に整備してきました。

また、東海地震など災害時への対応拠点として消防防災センターを石津地区に新設、同じく焼津地区の水道局庁舎を大富地区に移転整備するなどの充実整備も図ってきました。

さらに、平成20年11月の大井川町との合併により、大井川地区住民への利便性を確保すべく旧大井川町庁舎に市民サービスセンターを配置するとともに、手狭な庁舎を解消するため、市役所本庁舎の土木下水道部と福祉教育庁舎の教育委員会事務局を移設し、大井川庁舎として活用しています。

焼津市の庁舎機能については、これらの経緯をたどり、それが結果的に、南北に長い市域に庁舎機能の分散化が地形的に進むこととなり、施設本体の老朽化も顕在化してきています。

平成22年4月現在の焼津市の庁舎は、本庁舎、議会庁舎、別館、福祉庁舎、産業会館(B棟)、下水処理場(管理棟)、大井川庁舎、保健センター、消防防災センター、水道局、焼津市立総合病院、大井川港港湾会館など複数の施設に分散しており、その概要は、次の表のとおりとなっています。

【現庁舎の概要】

| 施設区分 | 延床面積(㎡) | 構造 | 建築時期 | 庁舎機能 |
|------------|---------|-----------|-------|-----------------|
| 本庁舎 | 4,944 | S・RC 6階 | 昭和44年 | 市長室, 副市長室, 事務室等 |
| 議会庁舎 | 3,586 | RC 4階 | 昭和43年 | 議場, 事務室, 会議室等 |
| 別館 | 1,966 | RC 4階 | 昭和46年 | 事務室, 資料室, 機械室等 |
| 福祉庁舎 | 2,234 | RC 3階 | 昭和44年 | 事務室, 会議室等 |
| 産業会館(B棟) | 409 | RC 2階 | 昭和42年 | 事務室, 会議室等 |
| 下水処理場(管理棟) | 2,444 | RC 3階 | 昭和54年 | 事務室, 会議室等 |
| 大井川庁舎 | 3,759 | RC 3階 | 昭和59年 | 教育長室, 事務室, 会議室等 |
| 保健センター | 1,666 | RC 3階 | 昭和56年 | 事務室, 検診室, 相談室等 |
| 消防防災センター | 5,812 | S・RC 4階 | 平成10年 | 事務室, 通信室, 災対室等 |
| 水道局 | 2,136 | RC・SRC 2階 | 平成19年 | 事務室, 会議室等 |
| 焼津市立総合病院 | 32,361 | SRCほか 6階 | 昭和58年 | 診察室, 手術室, 事務室等 |
| 大井川港港湾会館 | 1,271 | RC 4階 | 平成11年 | 事務室, 会議室等 |

(注)産業会館の延床面積は、庁舎機能部分のみを掲載しました。

*建築物の構造

「S」鉄骨造

「RC」鉄筋コンクリート造

「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造

図表 1-1 焼津市の庁舎

| 地図表示番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|--|---|---|--|---|------------------|--|
| 施設区分 | 本庁舎 | 議会庁舎 | 別館 | 福祉庁舎 | 産業会館 (B棟) | 下水処理場 (管理棟) | 大井川庁舎 |
| 建築年月 | 昭和44年10月 | 昭和43年3月 | 昭和46年8月 | 昭和44年8月 | 昭和42年12月 | 昭和54年3月 | 昭和59年11月 |
| 建築年西暦 | 1969 | 1968 | 1971 | 1969 | 1967 | 1979 | 1984 |
| 経過年数 | 41 | 42 | 39 | 41 | 43 | 31 | 26 |
| 構造 | S・RC | RC | RC | RC | RC | RC | RC |
| 階層 | 6階 | 4階 | 4階 | 3階(B1) | 2階 | 3階(B1) | 3階 |
| 床面積 (㎡) | 4,944 | 3,586 | 1,966 | 2,234 | 409 | 2,444 | 3,759 |
| 耐震ランク | I a *免震補強済み | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅱ | I a |
| 庁舎機能 | 市長室 副市長室 総務部 (総務課、秘書課、広報 広聴課、人事課、契約 管財課、工事検査課、 平和都市推進室) 企画財政部 (企画調整課、財政課、 市民税課、資産税課、 徴収課) 生活環境部 (生活安全課、市民課、 保険年金課、環境衛生 課) 都市住宅部 (都市計画課、都市整備 課、建築住宅課、住宅 営繕課、区画整理課) 出納室 市金庫 会議 室等 | 議会議務局 正副議長室 議場 委員会室 会派控室 議会図書室 コピー室 会議室等 | 経済部 (水産課、商工 課、観光課、資 源活用課、農政 課) 農業委員会 監査事務局 選管事務局 企画財政部 (市民共生課) 市民相談室 消費生活相談室 印刷室 職員組合 職員厚生室 電算マシン室 統計資料室 総務資料室 更衣室等 | 福祉保健部 (介護福祉課、地域福 祉課、児童課) 家庭児童相談室 適応指導教室 青少年相談室 相談室 会議室等 | 都市住宅部 (土地区画整理事務 所) A棟・・・[Ⅲ] 玄関ホール、商工 会議所 B棟・・・[Ⅲ] 区画整理事務所等 C棟・・・[Ⅱ] 大ホール(閉鎖) | 土木下水道部 (下水道課) | 生活環境部 (大井川市民サー ビスセンター) 土木下水道部 (土木管理課、土 木用地課、道路 課、河川課) 教育委員会事務 局(教育総務課、 学校教育課、社会 教育課) 教育長室 道路台帳室 応接室 印刷室 会議室等 |
| 職員数 | 291 | 8 | 52 | 62 | 22 | 16 | 107 |

| 地図表示番号 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---------|---|--|--------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 施設区分 | 保健センター | 消防防災センター | 水道局 | 焼津市立総合病院 | 大井川港湾会館 |
| 建築年月 | 昭和56年10月 | 平成10年10月 | 平成19年8月 | 昭和58年1月以降 | 平成11年03月 |
| 建築年西暦 | 1981 | 1998 | 2007 | 1983 | 1999 |
| 経過年数 | 29 | 12 | 3 | 27 | 11 |
| 構造 | RC | S・RC | RC・SRC | SRCほか | RC |
| 階層 | 3階 | 4階 | 2階 | 6階以下 | 4階 |
| 床面積 (㎡) | 1,666 | 5,812 | 2,136 | 32,361 | 1,271 |
| 耐震ランク | I b | I a | I a | I a又はI b | I a |
| 庁舎機能 | 福祉保健部 (保健センター) *[隣接]集検ホール RC・S 1階 330㎡ 注:大井川保健相談セン ター 昭和60年3月建築 RC 2階 731.98㎡ 耐震ランク I a | 消防防災局 (総務企画課、防災 課、予防課、情報指 令課、焼津消防署) 企画財政部 (情報管理課) | 水道局 (水道総務課、水 道工務課) | 医務部、診療技術部、 看護部、事務部 | 土木下水道部 (大井川港管理事務 所) |
| 職員数 | 26 | 91 | 34 | 624 | 6 |

(注)職員数は、平成22年4月現在の正規職員数。

(注)地図表示番号は、「焼津市の行政庁舎等施設配置図」(P.12)の番号を示しています。

各庁舎の床面積による利用比率は、多い順に本庁舎 (25.6%)、大井川庁舎 (19.4%)、議会庁舎 (18.5%) であり、職員数割合では、本庁舎 (52.2%)、大井川庁舎 (19.2%)、福祉庁舎 (11.1%) の順となっています。

図表 1-2 各庁舎の利用比率

| 庁舎 | 床面積(m ²) | 割合 (%) | 職員数(人) | 割合 (%) |
|-------------|----------------------|--------|--------|--------|
| 本庁舎 | 4,944 | 25.6 | 291 | 52.2 |
| 議会庁舎 | 3,586 | 18.5 | 8 | 1.4 |
| 別館 | 1,966 | 10.2 | 52 | 9.3 |
| 福祉庁舎 | 2,234 | 11.5 | 62 | 11.1 |
| 産業会館 (B棟) | 409 | 2.1 | 22 | 3.9 |
| 下水処理場 (管理棟) | 2,444 | 12.6 | 16 | 2.9 |
| 大井川庁舎 | 3,759 | 19.4 | 107 | 19.2 |
| 合計 | 19,342 | 100.0 | 558 | 100.0 |
| 保健センター | 1,666 | | 26 | |
| 消防防災センター | 5,812 | | 91 | |
| 水道局 | 2,136 | | 34 | |
| 焼津市立総合病院 | 32,361 | | 624 | |
| 大井川港港湾会館 | 1,271 | | 6 | |

これら 12 の施設の「東海地震に対する各ランク別耐震性能 (耐震ランク)」を見ると、昭和 40 年代に建築された 4 つの庁舎と昭和 50 年代に建築された 1 つの庁舎の合計 5 つの庁舎が、「耐震性能が劣る」または「耐震性能がやや劣る」という結果となっています。

図表 1-3 各庁舎の耐震ランク

| 庁舎 | 建設年度 | 耐震ランク |
|-------------|------|------------------|
| 本庁舎 | S44 | I a (免震補強済) |
| 議会庁舎 | S43 | III |
| 別館 | S46 | III |
| 福祉庁舎 | S44 | II |
| 産業会館 (B棟) | S42 | III (A棟III C棟II) |
| 下水処理場 (管理棟) | S54 | II |
| 大井川庁舎 | S59 | I a |
| 保健センター | S56 | I b |
| 消防防災センター | H10 | I a |
| 水道局 | H19 | I a |
| 焼津市立総合病院 | S58 | I a 又は I b |
| 大井川港港湾会館 | H11 | I a |

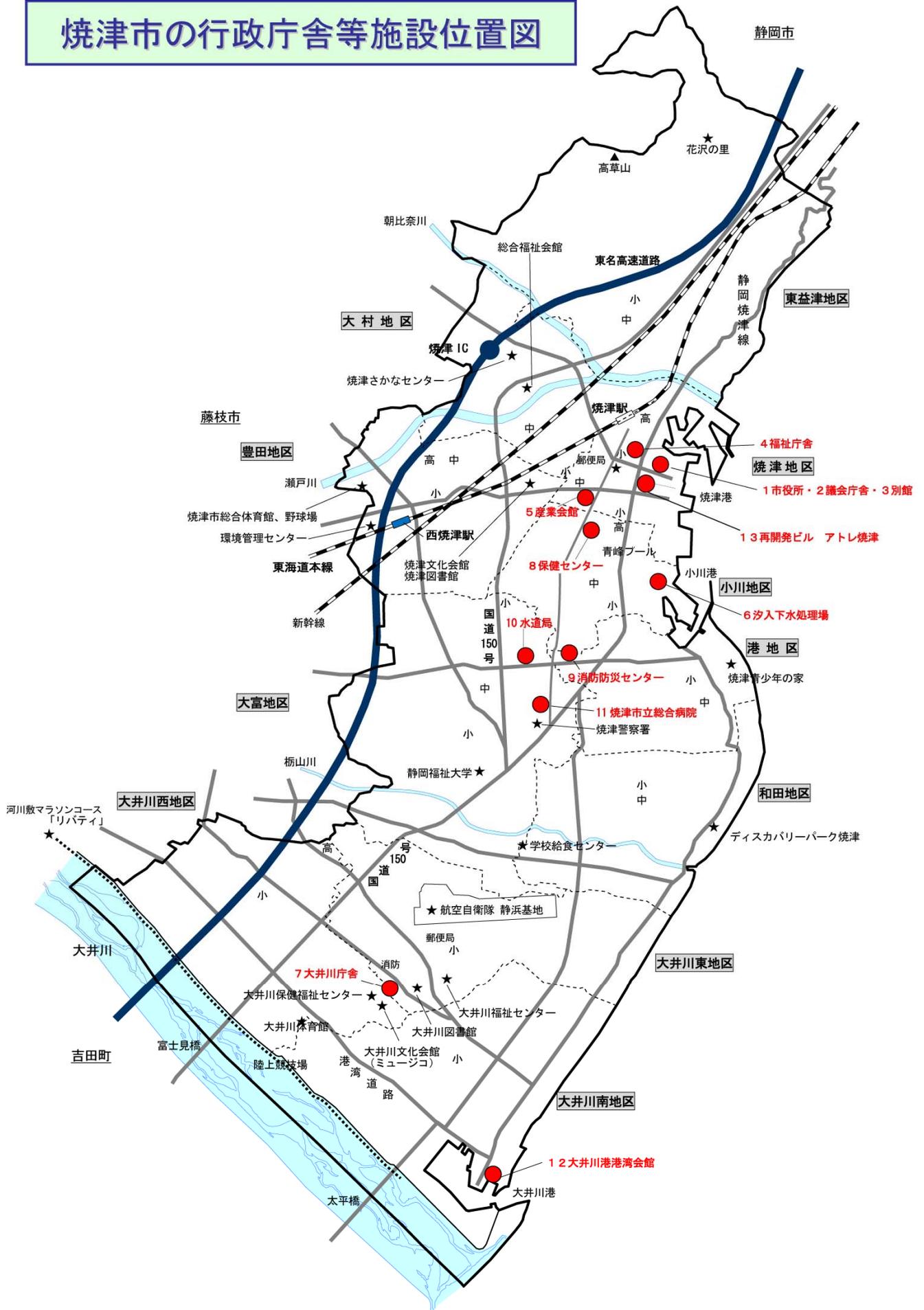
東海地震に対する各ランク別耐震性能基準

- I a 耐震性能が優れている建物
軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる
- I b 耐震性能が良い建物
倒壊する危険はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
- II 耐震性能がやや劣る建物
倒壊する危険は低い、かなりの被害を受けることも想定される。
- III 耐震性能が劣る建物
倒壊する危険があり、大きな被害を受けることが想定される。

静岡県耐震診断判定基準(H14年版)及び静岡県構造設計指針・同解説(H14年版)、並びに静岡県による耐震性能ランクの区分による。なお、建築基準法上で耐震性能を有するとされるのは、ランク I と II にあたる。

図表 1-4 焼津市の行政庁舎等施設位置図

焼津市の行政庁舎等施設位置図



2. 現庁舎の課題

焼津市の庁舎機能は、行政需要の拡大や合併による職員数の増加などにより、附属庁舎の利用や分庁舎の開設を経て、現在は市内各所に分散する配置となっています。

また、庁舎施設自体も、その多くが建物の老朽化が進み、さらに、別館ほか附属庁舎については耐震性の欠如が指摘され、地震時の安全面から問題があり早期の対応が求められているなど、次のような課題を抱えています。

(1) 耐震性の欠如

行政事務の管理・執務機能を担う行政用建築物のうち、「東海地震に対する各ランク別耐震性能基準」において、「議会庁舎」、「別館」、「産業会館（B棟）」の3施設が、地震発生時に倒壊する危険性があり、大きな被害を受けるおそれがある「耐震性が劣る建物」に、「福祉庁舎」、「下水処理場（管理棟）」の2施設が、倒壊する危険性は低いですが、かなりの被害を受けることも想定される「耐震性がやや劣る建物」に該当しており、現在想定されている東海地震以上の大規模地震の際には倒壊の危険性もあります。

図表 1-5 耐震性能が劣る庁舎

| | |
|-------------------|------------------|
| 耐震性能がやや劣る建物（ランクⅡ） | 福祉庁舎 下水処理場（管理棟） |
| 耐震性能が劣る建物（ランクⅢ） | 議会庁舎 別館 産業会館（B棟） |

(2) 躯体・設備の老朽化

各庁舎の建設時期をみると、昭和40年代及び50年代に建設された庁舎が多く、建設後の経過年数では最長の43年をはじめ、4つの庁舎が40年を超える状況にあり、耐震性能に係る問題だけでなく経年劣化により躯体や設備の老朽化が進んでいるため維持補修費の支出増やメンテナンス方法に苦慮も生じています。また、本庁舎については、免震補強がなされているものの、建築後41年を経過しており建築物としての耐用年数が迫りつつあります。

図表 1-6 各庁舎の経過年数

| 施設区分 | 建築年月 | 建築年西暦 | 経過年数 | 構造 |
|------------|----------|-------|------|--------|
| 本庁舎 | 昭和44年10月 | 1969年 | 41年 | S・RC |
| 議会庁舎 | 昭和43年3月 | 1968年 | 42年 | RC |
| 別館 | 昭和46年8月 | 1971年 | 39年 | RC |
| 福祉庁舎 | 昭和44年8月 | 1969年 | 41年 | RC |
| 産業会館（B棟） | 昭和42年12月 | 1967年 | 43年 | RC |
| 下水処理場（管理棟） | 昭和54年3月 | 1979年 | 31年 | RC |
| 大井川庁舎 | 昭和59年11月 | 1984年 | 26年 | RC |
| 保健センター | 昭和56年10月 | 1981年 | 29年 | RC |
| 消防防災センター | 平成10年10月 | 1998年 | 12年 | S・RC |
| 水道局 | 平成19年8月 | 2007年 | 3年 | RC・SRC |
| 焼津市立総合病院 | 昭和58年1月 | 1983年 | 27年 | SRCほか |
| 大井川港港湾会館 | 平成11年3月 | 1999年 | 11年 | RC |

(参考) 鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)の建物の耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号)」より抜粋

| 用途区分 | 法定耐用年数 |
|------------------------------|--------|
| 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの ⇒「庁舎」 | 50年 |
| 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 47年 |
| 劇場用、演奏場用、映画館用、舞踏場用のもの | 41年 |
| 病院用のもの | 39年 |
| 車庫用、工場用、倉庫用のもの | 38年 |

(3) 分散・狭あいによる市民サービスの低下

大富、大村、大井川への市民サービスセンターの開設、公民館への自動交付機の設置などにより、一部窓口業務についての利便性の向上は図られてきているものの、細長い市域特性もあり、庁舎が各所に分散しているため、市民の利便性やサービスの低下、行政効率の低下を招いています。

多岐多様化している市民ニーズに対し行政の迅速な対応が求められている時代にありますが、本市では行政部門が複数の庁舎に分散していることから、利用者の用件が各部局にまたがるような場合、庁舎間を移動する必要性が生じ、市民サービスの観点からは劣る状況となっています。行政効率の面からも、行政組織が単体の庁舎にひとまとめになっている場合に比べ、各部局間の連携、協議などでは業務効率上、部の悪い状況ともなっています。

また、高度化・多様化する行政ニーズに対応できる行政サービスとそれに伴う事務量の増加やワンストップ化などに対し、組織・機構が配置できる空間構成になっていない状況にあります。施設設備の老朽化や分散、行政事務の執行にとって狭あいなスペースは、高度情報化社会に対応したネットワーク環境の拡張整備への対応にも支障を及ぼしている状況にあります。

(4) 高度情報化対応への限界

高度情報化社会の進展により、パソコン等のOA機器の導入が進み、それらに対応できる機能的で高いセキュリティを備えた設備配備が求められていますが、IT機器の設置や電算システムの配備に伴うスペース、電気容量等の不足などにより、現庁舎ではネットワーク環境の拡張に限界があり、事務の効率化に支障を来すだけでなく、将来的なIT化への対応に不安を抱えている状況となっています。

(5) バリアフリー対応の不足

現庁舎は、多目的トイレ、手すりの整備など、高齢者や障がい者への配慮が十分とは言えず、利便性に欠け、人に優しい施設整備が整っていない状況になっています。特に、本館・議会庁舎・別館の間の移動は、複雑でわかりにくい連絡通路となっているほか、別館・福祉庁舎・産業会館には、エレベーターが設置されていないなど、高齢者や障がい者の方に配慮したバリアフリーにはほとんど対応できていない状況にあります。

(6) 市民スペースの不足

市民の参加と協働によるまちづくりが求められる中において、複雑で狭小な庁舎は、市民への情報提供や情報共有を進める情報コーナーや市民活動を支えるための機能・設備を有していないなどの問題も発生してきています。

近年の地域分権における一つの柱である「市民参加と協働によるまちづくり」を推進していくためには、市民との協働を実現していくためのスペースが必要となりますが、現庁舎においては、そのスペースは確保できておらず、現状では設置が困難な状況にあります。

(7) 駐車場の不足

各庁舎の敷地面積が十分に確保できていないため、全般的に駐車場が不足している状況で、車両による来庁者が集中する場合には、市民サービスの低下を招く状態となっています。地形的に南北に長い市域に庁舎が偏在するという焼津市の特性から、自動車による来庁者数の減少は考えにくい状況にあり、駐車場不足はますます深刻さを増していくものと考えられます。

参考資料：県内 23 市の本庁舎の状況

職員一人あたり面積が平均を大幅に下回っているなど、県内でも狭小な庁舎であることがわかります。

| 都市名 | 人口（人） (H22. 12. 31 現在) | 延床面積 (㎡) | 対象職員数 (人) | 職員一人 当たり面積 (㎡) | 人口千人 当たり面積 (㎡) | 駐車場台数 (台) (公用車舎) | 竣工年 (年) |
|------------------|---------------------------|-------------|--------------|----------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------|
| 焼津市 | 146,749 | 4,944 | 333 | 14.84 | 33.69 | 170 | 1969 |
| 静岡市 | 725,610 | 53,864 | 2055 | 26.21 | 74.23 | 269 | 1986 |
| 浜松市 | 819,842 | 30,658 | 1365 | 22.46 | 37.39 | 331 | 1980 |
| 沼津市 | 207,345 | 13,965 | 820 | 17.03 | 67.35 | 301 | 1966 |
| 熱海市 | 40,014 | 5,408 | 254 | 21.29 | 135.15 | 114 | 本館：1953 新館：1958 |
| 三島市 | 113,292 | 7,133 | 415 | 17.18 | 62.95 | 126 | 1960 |
| 富士宮市 | 135,876 | 21,612 | 833 | 25.94 | 159.05 | 330 | 1991 |
| 伊東市 | 73,884 | 21,449 | 453 | 47.34 | 290.30 | 231 | 1995 |
| 島田市 | 103,065 | 5,640 | 318 | 17.73 | 54.72 | 280 | 1962 |
| 富士市 | 261,477 | 19,498 | 1022 | 19.07 | 74.56 | 490 | 1970 |
| 磐田市 | 174,228 | 7,220 | 289 | 24.98 | 41.44 | 81 | 1971 |
| 掛川市 | 115,432 | 16,135 | 479 | 33.68 | 139.77 | 694 | 1996 |
| 藤枝市 | 145,293 | 9,759 | 484 | 20.16 | 67.16 | 281 | 東館：1973 西館：1988 |
| 御殿場市 | 90,287 | 7,443 | 364 | 20.44 | 82.43 | 178 | 1972 |
| 袋井市 | 86,915 | 10,505 | 353 | 29.75 | 120.86 | 457 | 1982 |
| 下田市 | 25,097 | 3,117 | 174 | 17.91 | 124.21 | 52 | 本館：1957 西館：1978 別館：1967 |
| 裾野市 | 54,531 | 6,420 | 256 | 25.07 | 117.73 | 114 | 1977 |
| 湖西市 | 58,918 | 5,327 | 240 | 22.19 | 90.41 | 432 | 1974 |
| 伊豆市 | 35,295 | 2,462 | 114 | 21.59 | 69.75 | 380 | 1974 |
| 御前崎市 | 35,875 | 6,510 | 179 | 36.37 | 181.47 | 490 | 1981 |
| 菊川市 | 48,704 | 5,384 | 216 | 24.92 | 110.53 | 190 | 1983 |
| 伊豆の国市 | 49,959 | 3,543 | 107 | 33.11 | 70.91 | 99 | 1979 |
| 牧之原市 | 50,710 | 10,425 | 264 | 39.48 | 205.58 | 569 | 榛原庁舎：1994 相良庁舎：1985 |
| 県内 23 市の平均 | | | | 25.16 | 104.85 | 290 | |
| 焼津市を除く県内 22 市の平均 | | | | 25.63 | 108.09 | 295 | |

※対象職員数には、臨時職員等を含みます。

※牧之原市は、榛原庁舎・相良庁舎が同格であるため、2つの庁舎を合算した数字です。

※延床面積の小数点以下は、四捨五入してあります。

3. 統合庁舎建設の検討の必要性

焼津市と大井川町の合併協議においては、「そう遠くない将来、中心地に新庁舎を建設し、業務の効率化を図ることも住民サービスの向上となると考える。」「支所機能を有する分庁舎は大井川地区住民の利便性を考慮し、また、役場の建物は有効かつ効率的に利用するのが好ましい。」などさまざまな意見が出されましたが、結果的に、現状の施設規模から職員の収容が困難なことや、合併による効果、新市の一体感、効率性の観点から、旧大井川町役場を分庁舎とし、併せて支所機能を備えることとするの方針が確認されています。

これを受けて、焼津市・大井川町合併基本計画（平成 20 年 2 月）では、「公共的施設の適正配置と整備については、市民サービスの低下を招かないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討します。なお、適正配置と整備の検討にあたっては、既存施設の有効利用、相互利用、施設の機能分担、民間委託などによる管理運営方法などについても検討します。」としています。

一般的に行政庁舎の分庁方式は、その地域に身近な行政サービス機関として住民の利便や安心感につながりますし、身近な情報や住民の声が届き易い、地域の実情が把握し易い、地域との協働体制がとり易い、現地確認や緊急時の初期対応が迅速にできる、災害時には現地本部として活用できる、地域の経済活動が比較的活発になるなどのメリットもありますが、現実問題としては、前述のとおり物理的にも機能的にも、また安心安全の観点からも様々な課題を抱えている状況となっています。

また、現在、焼津市では東海地震の想定死者数半減を地域目標とし、その目標年次を平成 27 年度と掲げ、47 のアクションプログラムを作成し、行政庁舎を含む市有公共建築物についても耐震化率 100%を、平成 27 年度末までに達成するため鋭意計画を進めてきているところです。その中でも庁舎の耐震性の欠如は、住民や職員の生命・安全にかかわる差し迫った問題でもあり、できるだけ早い対応が必要と言えます。

このような現状の課題を解決していくためには、現庁舎の部分的移転などの短期的対策を早急に決定・実施していくなかで、中長期的には統合庁舎の建設を含めた総合的な計画を検討していく必要があります。

■市有公共建築物耐震対策事業計画

焼津市地域目標では、国・県と連携し、平成 27 年度を目標達成年次とする東海地震の想定死者数半減を目標としており、これを達成するためのアクションプログラムを作成し、このアクションプログラムの実施にあたり平成 20 年 3 月に市有公共建築物耐震対策事業計画を策定しました。

この計画は、耐震性能が劣る市有公共建築物について、耐震対策を計画的に行い、地震発生時の市民の安全確保、避難所の確保、復旧活動拠点の機能維持・発揮等を目指すことを目的とするもので、都市機能上重要な建築物及び延床面積 200 m²以上で、耐震性能評価ランクがⅡ又はⅢの施設を、補強、改築等により耐震性評価ランクをⅠとする、または施設を解体し、廃止することにより、平成 27 年度までに耐震化率 100%を目指しています。

市では、優先的に耐震化対策を進めてきた義務教育施設等について、平成 23 年度をもってほぼ耐震化対策が完了することから、次のステップとして庁舎の耐震化対策を進めようとしているところです。

第2章 庁舎のあり方に関する検討

第2章 庁舎のあり方に関する検討

1. 庁舎に求められる役割と機能

(1) 庁舎に求められる役割

市庁舎は、市政全般にわたって市民サービスを提供する中心的な行政拠点であり、親しみやすく利用しやすい施設であることはもちろん、市民生活の安全を見守る機能を有したものであることが求められています。

市民サイドの観点から、庁舎に求められる一般的な役割と機能については、次のようなものがあげられます。

①機能性・効率性の高い庁舎

- ・ 簡素でわかりやすい組織と諸室の配置及び構成
- ・ より良い市民サービスを行うため、事務効率の高い機能的な庁舎
- ・ 社会ニーズに柔軟に対応できる庁舎
- ・ 高度情報化社会に対応した庁舎
- ・ ランニングコストを抑えた経済的な庁舎

②すべての市民に開かれた庁舎

- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎
- ・ 市民が主体的にかかわり行動できるスペースを有した庁舎
- ・ 憩える空間も併設された庁舎

③防災拠点機能を備えた庁舎

- ・ 防災拠点にふさわしい安全な庁舎
- ・ 市民の安心・安全を支える拠点としての庁舎
- ・ 防災情報ネットワーク機能が充実した庁舎

④市民に親しまれ、新たなまちづくりにつながる庁舎

- ・ 位置的にも市民が来庁しやすく、市民に親しまれる庁舎
- ・ 市民活動に活用されるスペースをも有する庁舎
- ・ 周辺環境と調和した庁舎

⑤地球環境にやさしい庁舎

- ・ 環境に配慮したエコロジーな庁舎
- ・ 新エネルギーシステムを採用した庁舎
- ・ 自然光や緑を取り入れた、人にも環境にもやさしい庁舎

(2) 庁舎に求められる機能

①執務機能

- ・ 環境変化にフレキシブルに対応できるオープンフロアー
- ・ 打ち合わせコーナー
- ・ 共用会議室
- ・ 軽作業スペース
- ・ 効率的な収納スペース

②窓口機能

- ・ 低階層への窓口機能の集約
- ・ ワンストップサービス
- ・ 見渡しやすく一目で担当部署がわかる誘導サイン
- ・ プライバシーが確保できる窓口、相談室等の配置

③議会機能

- ・ 市民に開かれた議会であるための傍聴機能の充実
- ・ 情報提供機能の整備
- ・ 閉会時の多目的利用へのシステム整備

④防災機能

- ・ 防災拠点機能に必要な設備や情報システム機能
- ・ 建物自体の耐震性能の絶対的な強化
- ・ 生活支援物資等の備蓄機能

⑤職員に対する機能

- ・ 働きやすく職員にやさしい設備と環境の保持
- ・ 休憩室・更衣室・食堂等福利厚生施設の整備

⑥市民に対する機能

- ・ 交流・憩いの場としての機能
- ・ 多目的利用スペースとしての機能
- ・ 情報提供拠点としての機能
- ・ 市民活動をサポートする機能
- ・ 焼津市をアピールするシンボルとしての機能

⑦倉庫機能

- ・ 物品・資機材等の保管倉庫としての機能
- ・ 長期保存文書等の保管庫としての機能

⑧環境との共生機能

- ・ 省資源・省エネルギーなど環境に配慮した設備・機器やシステムを有する機能
- ・ 自然光や緑を取り入れる機能

⑨庁舎維持・セキュリティ機能

- ・ 庁舎維持に必要な機械室の機能
- ・ 高度情報化の基盤としての庁内ランシステム
- ・ 中央監視システム
- ・ 情報管理や庁内管理などのセキュリティ機能

⑩駐車場等機能

- ・ 安全で必要十分な駐輪・駐車場
- ・ わかりやすい誘導サイン
- ・ バス・タクシーの乗り入れスペースの確保
- ・ 弱者への配慮のある設備

2. 統合庁舎を検討する際の留意点

一般的に、分庁方式を方針として採用している合併市が、新庁舎建設を検討する際には、まず、

①分庁方式を継続するか、

②統合方式に移行するか、

の選択が重要であり、統合方式に移行する場合も、どの地点・どの時点で新庁舎を建設するかも重要な検討課題の一つとなるため、複数のケースに分けて検討する必要があります。

したがって、本調査においても、「第3章 3. 庁舎のあり方における複数のケースの選定」において4つのケースを提示し、「第3章 4. 各ケースの検討」においてはケースごとに比較検討を行って特長を示しています。

3. 焼津市のまちづくりの方向性

第5次焼津市総合計画基本構想は、本市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と目指す将来都市像を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにし、総合的かつ計画的な地域経営の指針となるもので、計画期間は平成23年度から平成30年度までの8年間となっています。

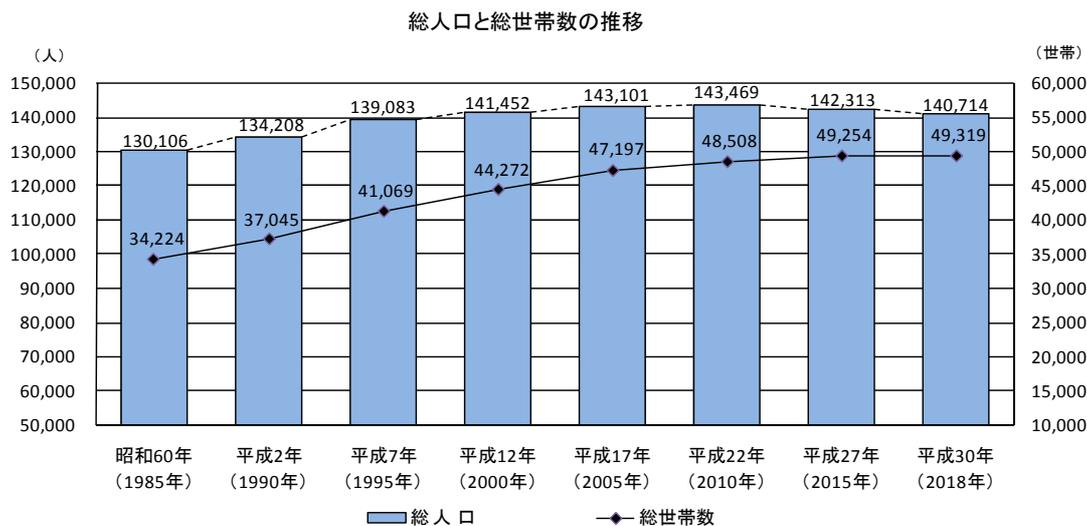
ここでは、焼津市における庁舎のあり方を今後検討する上での背景として、総合計画基本構想から焼津市を取り巻く課題やまちづくりの方向性を抜粋し示すこととします。

(1) 総人口と世帯数の推移

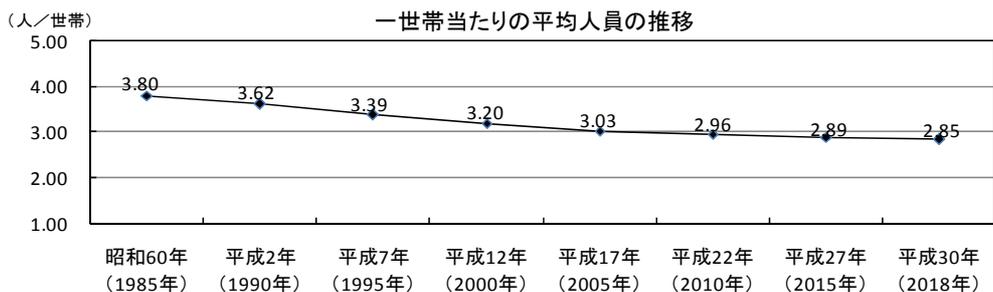
平成17年の国勢調査による本市の総人口は143,101人で、平成12年より1.2%増加しています。しかし、増加率は平成7年以降低下傾向にあり、今後は平成22年頃をピークに減少に転じ、目標年次である平成30年(2018年)には、140,714人になるものと予測されます。

また、平成17年の総世帯数は47,197世帯で、平成7年以降増加率は低下するものの引き続き増加しており、平成30年(2018年)には、49,319世帯になるものと予測されます。

このため、一世帯当たりの平均人員は平成17年の3.03人から2.85人に低下するなど、着実に核家族世帯や単身世帯などの増加が予測されます。



資料：国勢調査（平成22年以降は推計）
 ※平成22年以降はコーホート要因法により推計。



(2) 時代の潮流とまちづくりの課題

①人口減少社会の到来と少子・高齢化の進展

我が国は、平成 17 年（2005 年）から本格的な人口減少社会に入り、平成 62 年（2050 年）には人口が約 9,515 万人まで減少し、65 歳以上の高齢者の割合は約 40%まで上昇すると見込まれています。

また、本市においては、総人口は平成 22 年までは緩やかに増加するものの、その後は減少に転じ、平成 30 年以降は、65 歳以上の高齢者の割合が約 30%を超えるものと予想されます。

こうした人口構造の変化は、経済・社会の担い手となる生産年齢人口の減少による社会全体の活力低下や地域の担い手の減少による防犯や災害時における住民活動の弱体化を招くことが懸念されます。

さらに、高齢化の進展により、年金、医療費、介護費等の社会保障給付費の増大と一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などの増加が考えられます。

このため、子どもを安心して生み育てられる環境を整備するとともに、高齢者が健康で自立し、心豊かに暮らせる環境づくりが求められます。

②安全・安心意識の高まり

近年、国内外における地震、津波、洪水などの大規模自然災害や高齢者や子どもを巻き込んだ犯罪、悪質な交通事故、医師不足などによる地域医療の崩壊の危機、感染症の発生、食品偽装問題などの社会不安の増大を背景として、安全・安心に対する意識が高まっています。

このため、危機管理体制の整備などによる安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

また、昭和 51 年（1976 年）の東海地震説以来、すでに 30 年以上が経過する中、地域住民による自主防災組織の一層の育成・強化を図り、防災対策の新たな取り組みと地域防災力をさらに高める取り組みが求められています。

③価値観の多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大など社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」に重きを置き、文化芸術や健康への志向などゆとりを重視した創造的な生活を求めたり、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図って生活の質を大切にする意識が高まっています。

さらに、高齢者や団塊の世代の人々をはじめとして自発的な社会貢献、社会参加への意識も高まっています。

その一方で、近年、日常的な隣近所の付き合いが浅く、地域活動へ参加する人が少ないなど、地域のつながりの希薄化が進んでおり、防犯や防災対策、地域の教育力や福祉機能の低下などへの対応として、地域のつながりの再構築が重要視されています。

このため、市民一人ひとりが、個々の価値観を尊重し合い、誰もが地域の一員としての自覚を持ち、責任を果たしていく社会の実現が求められています。

④交通ネットワークの進展

本市は、国土中枢軸である東名高速道路や幹線道路である国道 150 号、また交通の大動脈である JR 東海道本線など、広域交通ネットワークが充実した地域です。

また、全国有数の遠洋・沖合漁業の基地として知られる焼津漁港と物流機能を持つ市管理の地方港湾である大井川港を有し、これらは産業の発展だけでなく、多様な人や情報の交流による発展をもたらしてきました。

さらに、開港した富士山静岡空港や新東名高速道路の整備、東名焼津・吉田間の新インターチェンジなどの高速交通体系の整備は、さらなる生活圏の拡大と経済、物流構造に大きな変化を与えるものです。

このため、既存の交通結節点とのアクセス強化による陸・海・空の有機的なネットワークの形成を図り、産業立地の促進、地域資源を活用した新規産業の創出や観光振興など地域の活力向上に結び付けていく必要があります。

⑤環境意識の高まり

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模での環境問題が顕在化し、地球環境への関心が高まっています。このため、日常生活から生じるごみなども地球環境に関する身近な問題として捉え、生活様式を見直す動きが広がっています。

恵まれた豊かな自然環境を保全するとともに限りある資源を次世代へと引き継いでいくためには、リサイクルや省資源・省エネルギーの意識を醸成し、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

⑥情報社会の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達は、パソコンや携帯電話等の情報通信機器とインターネットの急速な普及を促し、高度情報通信ネットワーク社会の急速な拡大と人々の生活スタイルや経済活動などに強い影響を及ぼし、情報の重要性をますます大きなものとしています。

情報通信基盤の整備は、地域の情報発信、教育機会や障害者の社会参加機会の拡充、在宅医療の充実、就業機会の拡大等、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性があります。

このため、情報通信技術を地域づくりや交流の活発化に積極的に活用し、まちの魅力と活力を高める取り組みをしていく必要があります。

⑦地方分権の進展

地方分権の進展に伴い、様々な権限が国や県から市町村に移譲され、政策の自己決定権が拡大し、自らの権限と責任のもとに、地域の実情やニーズを踏まえた個性豊かなまちづくりを進める必要があります。

このため、まちづくりの進め方もこれまでの行政主導による手法ではなく、市民や事業者と行政が一体となり、目的を共有しながらそれぞれの役割を分担して取り組む「協働のまちづくり」を一層推進していく必要があります。

これにより、市職員には自ら実行する政策形成能力と協働を進めていくための調整能力がこれまで以上に求められるとともに、より専門性が要求される事務の増加が予想されます。このため、地域の実情に即した公共サービスが展開できる体制づくりや人材の育成・確保が必要となります。

⑧行財政改革

人口減少や少子・高齢化の進展、市民ニーズの複雑・多様化など行政を取り巻く状況が厳しさを増す中で、的確な公共サービスを提供していくためには、地域で活動するさまざまな主体と行政が一層

連携を密にし、地域全体としての力（地域力）を発揮・向上させ、地域の課題解決に取り組むことが求められています。

このため、地域住民をはじめ、NPOや企業など、さまざまな主体が地域づくりに一層参加できる仕組みを整えていくとともに、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効果的かつ効率的な行政経営を実現していく必要があります。

また、持続的に公共サービスを提供するためには、財政的に自立することが重要であることから、自主財源の確保対策など、財政基盤の強化を図る必要があります。

（3）まちづくりの基本理念と将来都市像

まちづくりの基本理念は、「焼津市・大井川町合併基本計画」を尊重し、「いかす」「やさしい」「はぐくむ」をキーワードとする基本理念を引き継ぐとともに、新たに「人と未来に『つなげる』まちづくり」を加え、

- ・地域資源や特性を「いかす」まちづくり
- ・みんなに、地球に「やさしい」まちづくり
- ・市民の力を「はぐくむ」まちづくり
- ・人と未来に「つなげる」まちづくり

の4つの理念を定めています。

これらのまちづくりの理念を踏まえ、本市の目指す将来都市像を「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ～活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津～」と定め、人と自然が共に輝き、活力に満ちたまちの実現を、協働のまちづくりにより目指すこととしています。



(4) 将来人口の目標

本市の総人口は、(1) 総人口と世帯数の推移のとおり、目標年次である平成30年(2018年)には、平成17年人口に対して1.7%減少し、140,714人になるものと予想されます。特に生産年齢人口(15~64歳)の割合が7.4ポイント減少し、老年人口(65歳以上)が9.7ポイント増加するなど、経済・社会活動の担い手となる生産年齢人口の減少による活力低下と社会保障給付費の増大による財政上の負担増が懸念されます。

このため、豊かな地域資源や交通ネットワークの優位性を活かしながら、地場産業の振興や企業誘致による雇用創出、土地区画整理事業の推進による快適な居住地域の形成、子育て環境の整備などによる定住の促進を図り、現在の人口を維持することとし、**平成30年の目標人口を143,000人と設定**しています。

(5) 施策の大綱

まちの将来都市像「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ~活力と自然の恵みに満ちたまち焼津~」を実現するための基本方向として、次の6つの施策の大綱を設定しています。

①みんなが安心して暮らせるまちづくり

必要なときに良質な医療が受けられるよう、地域の基幹病院である市立総合病院と診療所との地域医療連携の強化や救急医療体制の整備など、医療供給体制の充実を図ります。

また、少子化対策として、地域全体で子どもを安心して生み育てることができる環境の整備・充実を図ります。

さらに、就業機会の拡大や高齢者の健康づくり、介護予防など住み慣れた地域で自立して心豊かに暮らせる環境づくりなど福祉の充実を図り、市民の誰もが生涯を通じ、安心して、健康で幸せに暮らせる、住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組みます。

②安全で快適なまちづくり

地震・津波・水害などに備えた防災対策の強化とともに、消防体制の充実や犯罪・交通安全に対する地域をあげた取り組みの強化など、危機管理体制を確立し、災害に強く、安全なまちづくりに取り組みます。

また、緑化の推進など、人と自然に配慮した基盤整備と「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく交通環境の整備や公園等の公共施設の整備を図り、だれもが安全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

③豊かな心を育てるまちづくり

子どもたちが、豊かな感性と生きる力を育み、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育・学校教育の充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自主的・主体的に生涯にわたって文化、学習、スポーツなどの活動を行うことのできる環境づくりや人材育成など生涯学習の充実を図ります。

さらに、長年培われてきた郷土の文化を継承し、郷土愛を醸成するとともに、広島、長崎とともに被ばく市民を持つ焼津市として、核兵器による被ばく体験を後世に継承し、焼津から平和の願いを発信していくなど、豊かな心を育てるまちづくりに取り組みます。

④活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

基幹産業である水産業をはじめ、農林業、工業、商業の各産業における担い手の育成や安定した経営の実現に向けた取り組みを支援し、地域産業の振興を図ります。

また、豊かな地域資源や道路・鉄道・港のある恵まれた地理的特性、富士山静岡空港や東名焼津・吉田間の新インターチェンジなどの新たな交通基盤を活かして企業や観光客を誘致し、雇用の創出・確保、交流・定住人口や物流の増加を図ります。

さらに、産官学民の連携による焼津ブランドの確立など、一層の地域産業の振興を図り、人やモノが行き交う活力とにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

⑤人と自然が調和するまちづくり

海・山・川の風光明媚な豊かな自然に恵まれ、その自然を背景として、風土に根ざした生活・産業が培われており、この貴重な自然といつまでも共生できるよう、自然環境の保全を図ります。

また、環境教育の充実やごみ減量のための3R運動の推進などにより、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成を図り、人と自然が調和するまちづくりに取り組みます。

⑥市民と行政がともに創るまちづくり

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、ともに支え合い、個性と能力を十分に発揮して生きていくことができる社会を築いていくため、男女共同参画やユニバーサルデザイン、多文化共生などの理念の普及に取り組み、市民の意識の向上を図ります。

さらに、地域全体としての力（地域力）を発揮・向上させるため、市民意識の高揚と一層の情報公開と情報交換を推進するとともに、市民のまちづくりへの参画と主体的な活動を促進し、協働のまちづくりを推進します。

また、市職員の意識改革や資質向上などにより、成果を重視した市民目線による行政経営を行うとともに、収入確保と経費の節減などによる健全な財政運営に取り組みます。

（6）土地利用構想

①土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活や生産活動全般に係る共通の基盤であることから、その利用のあり方は市民の生活や地域の発展と深い関わりを持ち、市全体の活力にも大きく影響を及ぼすものとし、本市の土地利用については、次に示す5つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとしています。

①自然環境を保全し、やすらぎの空間を創出するための土地利用

豊かな自然が残る高草山、大崩海岸を含めた駿河湾に臨む 15.5km の海岸線一帯、大井川河口などの良好な自然環境を保全する土地利用を図り、人と自然のふれあいの場などとして、市民にやすらぎのある空間を提供します。

②災害に強い安全な土地利用

土砂災害対策や河川改修などにより、風水害や地震などの自然災害に対する安全性を高める土地利用を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

㊸市民生活の利便性を高め、安心して暮らせる空間を創出するための土地利用

土地区画整理事業などによる計画的な都市基盤の整備により、良質な住宅地の形成や都市機能が集積する土地利用を図り、市民生活の利便性を高め、市民が安心して暮らせる空間を創出します。

㊹経済的に安定した市民生活並びに自主財源を確保するための土地利用

焼津漁港や大井川港などの産業基盤施設や富士山静岡空港、設置が計画されている東名高速道路の新インターチェンジなどを活かし、経済的に安定した市民生活のための雇用の場の確保・拡大や持続的に良質な住民サービスを提供するための自主財源の確保を図るため、道路や排水路などの基盤整備を積極的に推進しながら、周辺環境との調和に配慮しつつ、優良な企業の適正な立地を促進します。

㊺地域の特性を活かすとともに市民と共に創る土地利用

自然環境や景観、歴史、文化などの特性を活かすとともに、市民の意見や考えを積極的に取り入れ、各地域のまちづくりに活かします。

②ゾーン別の土地利用の基本方向

①市街地ゾーン

現行の市街化区域（工業ゾーン、流通業務ゾーン及び港利活用ゾーンの市街化区域を除く）と一部の外縁部を含めた地域一帯を『市街地ゾーン』として位置づけ、無秩序な市街化を抑制するとともに、計画的な市街地整備や適正な土地利用の誘導、都市防災機能の向上などにより、安全で快適な市街地の形成を図ります。

②工業ゾーン

現行の工業専用地域、工業地域、既存の工業施設集積地及び新規に工業施設を導入する区域を『工業ゾーン』として位置づけ、低・未利用地などを活用した新たな工業用地の確保・整備を進めるとともに、工業地としての環境の維持・向上を図ります。

③流通業務ゾーン

東名高速道路焼津インターチェンジ周辺を『流通業務ゾーン』として位置づけ、流通業務施設の適正な誘導により、まとまりある流通業務地の形成を図ります。

④田園集落ゾーン

農地と住宅地、集落地が共存している現行の市街化調整区域（工業ゾーン、流通業務ゾーン及び緑の自然ゾーンの市街化調整区域を除く）を『田園集落ゾーン』として位置づけ、まとまりある農用地の維持・保全を図っていくとともに、農住が共生した良好な地域環境の維持・向上を図ります。

⑤緑の自然ゾーン

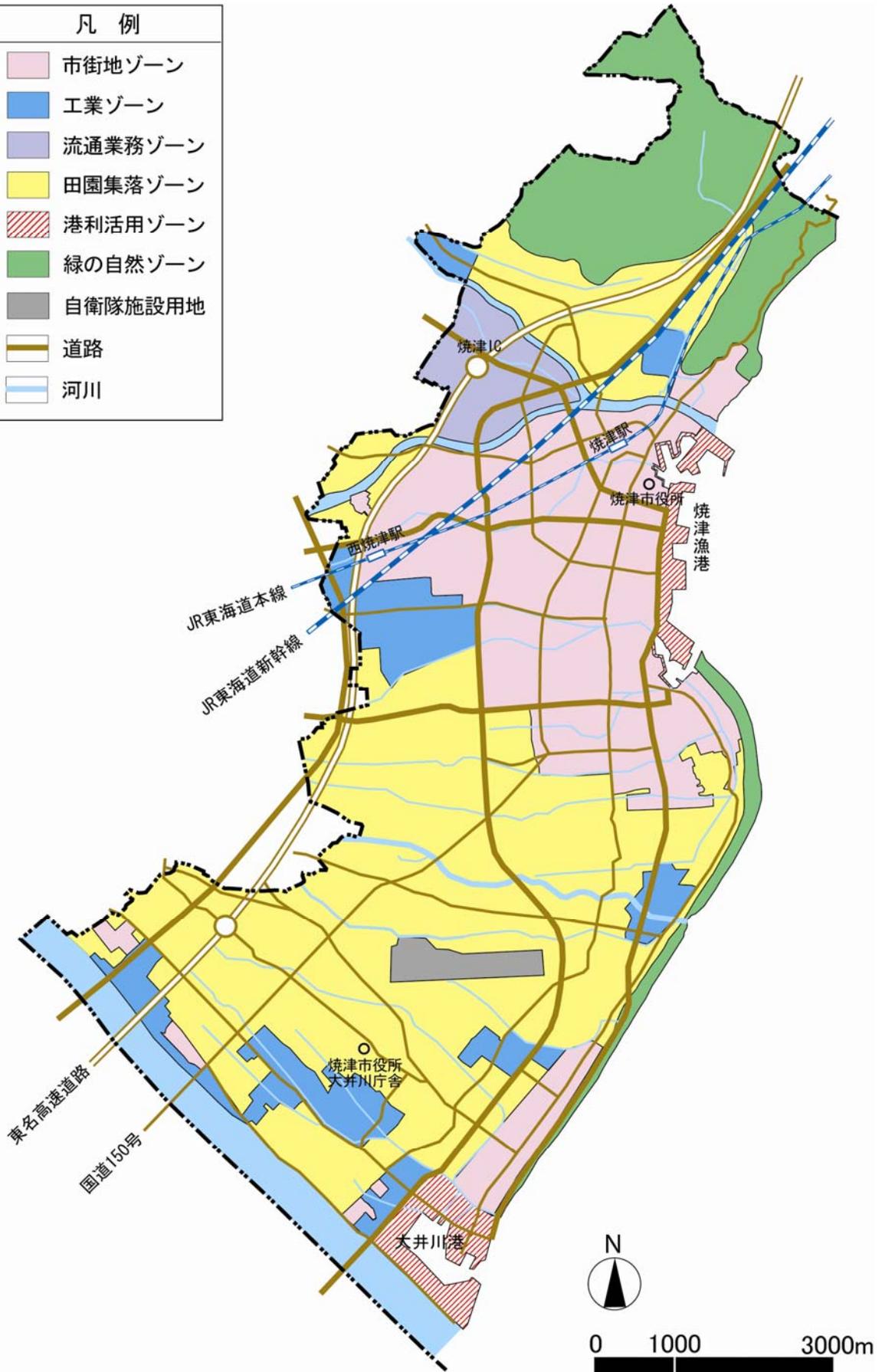
市街地の背景となる高草山をはじめとする北部山地一帯及び小川漁港から大井川港にかけての海岸一帯を『緑の自然ゾーン』として位置づけ、良好な自然環境（森林・農地）の保全・活用を図るとともに、山地災害などに対する安全性を高めます。

⑥港利活用ゾーン

焼津漁港一帯及び大井川港一帯を『港利活用ゾーン』として位置づけ、活力ある港、災害に強い港、市民に親しまれる港づくりを進めます。

土地利用構想図

| 凡 例 | |
|---|---------|
|  | 市街地ゾーン |
|  | 工業ゾーン |
|  | 流通業務ゾーン |
|  | 田園集落ゾーン |
|  | 港利活用ゾーン |
|  | 緑の自然ゾーン |
|  | 自衛隊施設用地 |
|  | 道路 |
|  | 河川 |



第3章 庁舎建設の検討

第3章 庁舎建設の検討

1. 庁舎面積の算定

庁舎の規模については、新しい庁舎に求められる付加機能は何か、焼津市ならではの独自性をどう具現化するかなど、庁舎のあり方に対する考え方により変わってきますが、ここでは、各機能の面積にとらわれない庁舎全体の規模を今後の検討の指標のひとつとして想定しました。

(1) 基本指標の想定

庁舎の規模は、そこに勤務する職員数が基本指標の一つとなりますが、第5次焼津市総合計画では、焼津市の平成30年度将来目標人口は現状人口を維持することとし143,000人とされています。そのため、職員総数及び役職内訳人数も、現在の数値を採用しています。

また、新庁舎は、市民サービスの向上や事務の効率化を図るため、現在分散している本庁舎、議会庁舎、別館、福祉庁舎、大井川庁舎、産業会館(土地区画整理事務所)、下水処理場管理棟(下水道課)などにある機能の統合を第一の基本とします。

【規模算定の基本指標】

| 項目 | 想定数 | 備考 |
|-----|----------|----------------------------|
| 総人口 | 143,000人 | 第5次焼津市総合計画における平成30年度将来目標人口 |
| 職員数 | 663人 | 新庁舎に配置する部署の職員数。臨時職員等を含む。 |
| 議員数 | 21人 | 現在の議員定数(人口規模による法定上限は34人) |

(2) 庁舎規模の検討

庁舎規模を算定する方法としては、

1. 総務省の地方債同意等基準運用要綱による方法 [基準1]
2. 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準による方法 [基準2]
3. 現状の床面積から算定する方法

などがありますが、**総務省の地方債同意等基準運用要綱による方法「基準1」**により算定した17,700㎡を採用することとしました。



新庁舎は、17,700㎡以上の規模とする

ただし、この算定面積は庁舎における基本的な一般機能のみを想定したものであり、新庁舎の計画検討に際して、市民活動スペースや情報公開スペースなど、他の機能の導入を計画する場合には、必要とする面積を加算することとなります。

したがって、市民の自主的な活動を支える場としての市民活動スペースや情報公開スペースを設ける場合に加算する数値は、概ね1,000㎡を目安とすることとします。

市民活動スペース・情報公開スペースを設ける場合の面積加算の目安⇒約1,000㎡

【庁舎規模の算定結果】

| 算定基準 | 算定面積 (A) | 職員1人当たり庁舎面積 (A) ÷ 663人 (㎡/人) | 人口千人当り庁舎面積 (A) ÷ 143 (㎡/千人) |
|-------------------------|-------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 基準1 地方債同意等基準 | 17,700 | 26.70 | 123.78 |
| 基準2 新営一般庁舎面積 算定基準-① | 14,700 | 22.17 | 102.80 |
| 基準2 新営一般庁舎面積 算定基準-② | 16,500 | 24.89 | 115.38 |
| 現状の庁舎床面積 (既存施設面積の合計) | 16,976 | 25.60 | 118.71 |

*基準2には、入居する庁舎の種類により2通りの算定方法があります。(算定基準の詳細については、(3)地方債同意等基準による庁舎面積の算定及び(4)新営一般庁舎面積算定基準による庁舎面積の算定を参照。)

*現状の庁舎床面積は、7施設の合計であり、施設ごとに玄関、通路、階段などの通行部分や会議室、便所などの諸室があるため、職員1人当たり庁舎面積が見かけ上広がっている。

【他の自治体の庁舎規模】

| 都市名 | 想定人口 (人) | 延床面積 (㎡) | 対象職員数 (人) | 職員1人当 り面積(㎡) | 人口千人当 り面積(㎡) | 駐車台 数(台) | 竣工 |
|---------|-------------|----------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-------------|------|
| 東京都立川市 | 190,000 | 25,982 (庁舎部分 18,000) | 590 | 30.51 | 94.73 | 167 | 2010 |
| 茨城県つくば市 | 203,102 | 21,348 | 812 | 26.29 | 105.11 | 1,200 | 2010 |
| 島根県出雲市 | 147,333 | 24,786 | 700 | 35.41 | 168.23 | 304 | 2009 |
| 東京都福生市 | 60,000 | 10,229 | 310 | 33.00 | 170.48 | 76 | 2008 |
| 山口県岩国市 | 146,160 | 24,328 | 760 | 32.01 | 166.45 | 283 | 2008 |
| 愛知県西尾市 | 100,825 | 18,201 | 369 | 49.33 | 180.52 | 238 | 2008 |
| 三重県鈴鹿市 | 210,000 | 26,726 | 864 | 30.93 | 127.27 | 406 | 2006 |
| 平均 | | | | 33.93 | 144.68 | | |

近年建設された他の自治体の庁舎規模事例によると、上表に示すように職員一人当たりの庁舎面積は平均で約33.93㎡となっています。地方債同意等基準をもとに算定した焼津市の職員一人当たりの庁舎面積26.70㎡と比較するとおよそ27%程度大きな値となっています。

これは、OA化やユニバーサルデザインなどを考慮し、また、各自治体の実情や独自性を加味した結果、設定された数値になっているものと判断されます。

焼津市においても、算定面積17,700㎡を基本に、求められる機能、設備について今後の必要度に応じた規模で計画することとなります。

(3) 地方債同意等基準[基準1]による庁舎面積の算定

地方債同意等基準による庁舎面積とは起債の対象となる庁舎の施設面積のことですが、その算定に当たっては、庁舎内の職員数等を基礎として、事務室や会議室、倉庫等の必要とする施設の面積を、それぞれの基準（下記①～⑥）に従って計算しています。

ここでは、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省平成22年4月）」に基づき算定するものとし、当該基準には含まれない機能として、防災関連機能と福利厚生諸室の面積を加算することとしました。

基準1に含まれる機能

①事務室

4. $5 \text{ m}^2 \times \text{換算職員数}$ （計画職員数 \times 換算率）

【換算職員数の換算率】

| 三役・特別職 | 部長・次長級 | 課長職 | 補佐・係長級 | 一般職員 | 一般製図職員 |
|--------|--------|-----|--------|------|--------|
| 20 | 9 | 5 | 2 | 1 | 1.7 |

【焼津市における計画職員数及び換算人員】

| 役職 | 計画職員数(人) a | 換算率 b | 換算人員 a \times b |
|----------|------------|-------|-------------------|
| 市長 | 1 | 20 | 20 |
| 副市長 | 2 | 20 | 40 |
| 部長・次長級 | 17 | 9 | 153 |
| 課長級 | 45 | 5 | 225 |
| 課長補佐級 | 69 | 2 | 138 |
| 係長級 | 46 | 2 | 92 |
| 一般職員(※) | 466 | 1 | 466 |
| 一般職員(製図) | 17 | 1.7 | 28.9 |
| 合計 | 663 | | 1,162.9 |

※ 嘱託・臨時職員は一般職員に含めている。

②倉庫

事務室面積 \times 13%

③会議室（会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他の諸室）

計画職員数 \times 7.0 m^2

④交通部分（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分）

事務室、倉庫、会議室等の合計面積 \times 40%

⑤議事堂（議場、委員会室及び議員控室）

議員最大定数 \times 35 m^2

⑥車庫

1台当り25 m^2 （地下車庫では50 m^2 ）

基準1に追加した機能

○防災関連機能

焼津市地域防災計画では、災害時における災害対策本部は消防防災センターに設置されることとなっています。そのため、本計画における庁舎での防災関連機能は、避難所及び防災倉庫機能を想定することとします。このうち、避難所については平常時は市民開放スペース等で活用することとし、面積については他事例を参考に設定することとします。

○福利厚生諸室

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準や他都市の事例を参考に算定することとします。

以上の基準をもとに、焼津市の庁舎規模の算定を行うと下表のとおり計画庁舎面積は、**約17,700㎡**となります。

●基準1：平成22年度地方債同意等基準運用要綱による算定

| 区分 | | 面積(㎡) | シェア (%) | 算定基礎 | |
|--------------------|----------|---------|---------|---|---|
| 1) 事務室 | | 5,233 | 29.5 | 換算人員 1,163 人×4.5 ㎡ | |
| 2) 倉庫 | | 680 | 3.8 | 1) の面積 × 13% | |
| 3) 付属室 | 会議室 | 4,641 | 26.2 | 職員数 663 人×7.0 ㎡ ※常勤職員数のみの場合 551 人×7.0 ㎡=3,857 | |
| | 電話交換室 | | | | |
| | 便所・洗面所 | | | | |
| | その他諸室 | | | | |
| 査定基準に含まれない諸室 | 4) 防災対策室 | 避難所 | 850 | 4.7 | 他事例を参照して仮設定 避難所は、平常時は市民開放 スペースとして利用 |
| | | 防災倉庫 | | | |
| | 5) 福利厚生室 | 医務室 | 140 | | 国土交通省基準参照 |
| | | 売店 | 55 | | 国土交通省基準参照 |
| | | 食堂・喫茶室 | 280 | | 国土交通省基準参照 |
| | | 健康管理室 | 80 | | 他事例を参照して設定 |
| | | 休養室・更衣室 | 180 | | 他事例を参照して設定 |
| 小計 | | 735 | 4.2 | | |
| 6) 交通部分（玄関、廊下、階段等） | | 4,856 | 27.4 | 上記面積計 12,139 ㎡×40% | |
| 7) 議事堂 | | 735 | 4.1 | 議員数 21 人×35 ㎡ | |
| 合計 | | 17,730 | 100 | | |

(参照した他事例は、東広島市庁舎)

総務省地方債同意等基準－基準1による場合

計画庁舎面積 約 17,700 ㎡

(4) 新営一般庁舎面積算定基準[基準2]による庁舎面積の算定

新営一般庁舎面積算定基準とは、庁舎を利用する人の利便性を確保したり、勤務する職員の執務能率を増進させるために、国の官庁施設について必要な規模を算出する基準のことですが、庁舎面積の算定に当たっては別の基準である総務省の地方債同意等基準と同様に、対象となる庁舎に勤務する職員数等を基礎として事務室や会議室等各施設の必要面積を、それぞれの基準に従い計算するものです。

ここでは、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省 平成15年3月）」に基づき算定するものとし、当該基準には含まれてない機能の面積として、議会機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能などの面積を加算することとしました。

①事務室（一般事務室及び応接室）

基準2-① 3.3 m²×換算職員数

基準2-② 4.0 m²×換算職員数

（4.0 m²は、合同庁舎に第1次出先機関が入居する庁舎の事務室の場合の基準）

国土交通省基準を市庁舎に適用するため、換算率については「地方大官庁（局）地方ブロック単位（地方ブロックを単位とする官署）」の換算率を採用することとします。

【換算職員数の換算率】

| 市長 | 特別職(市長を除く)及び部長・次長級 | 課長職 | 補佐級 | 係長級 | 一般職員 | 一般製図職員 |
|----|--------------------|-----|-----|-----|------|--------|
| 18 | 9 | 5 | 2.5 | 1.8 | 1 | 1.7 |

【焼津市における計画職員数及び換算人員】

| 役職 | 計画職員数(人) a | 換算率 b | 換算人員 a×b |
|----------|------------|-------|----------|
| 市長 | 1 | 18 | 18 |
| 副市長 | 2 | 9 | 18 |
| 部長・次長級 | 17 | 9 | 153 |
| 課長級 | 45 | 5 | 225 |
| 課長補佐級 | 69 | 2.5 | 172.5 |
| 係長級 | 46 | 1.8 | 82.8 |
| 一般職員(※) | 466 | 1 | 466 |
| 一般職員(製図) | 17 | 1.7 | 28.9 |
| 合計 | 663 | | 1,144.2 |

※ 嘱託・臨時職員は一般職員に含めている。

②会議室

職員100人当たり40 m²とし、10人増すごとに4 m²で算出し、補正係数を乗じる。

③電話交換室（休憩室、電池室及びその他の所要附属室）

換算人員1,000～1,200人の場合94 m²

④倉庫

事務室面積×13%

⑤宿直室

1人まで10 m²とし、1人増すごとに3.3 m²増

⑥湯沸室

6.5～13㎡を標準

⑦受付巡視だまり

1.65㎡×(人数×1/3)を標準とし、6.5㎡が最小

⑧便所・洗面所

全職員数が150人以上の場合：全職員数×0.32㎡

⑨医務室

全職員数が600人以上の場合：140㎡

⑩売店

全職員数が150人以上の場合：全職員数×0.085㎡

⑪食堂及び喫茶室

全職員数が600人以上の場合：280㎡

これらの基準のほか、設備関係室などについても基準があります。なお、議会機能については、総務省の地方債同意等基準により、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能などについては他事例を参考に設定することとします。

以上の基準をもとに、焼津市の庁舎規模の算定を行うと以下のとおり計画庁舎面積は、

基準2-①では約14,700㎡となり、基準2-②では16,500㎡となります。

●基準2-①：新営一般庁舎面積算定基準による算定(換算人員1人当たり3.3㎡基準の場合)

| 区分 | | 面積(㎡) | シェア(%) | 算定基礎 | |
|---------------------|-----------|-------------------|--------|---|-------------|
| 1) 執務面積 | | 4,153 | 28.3 | 換算人員1,144人×3.3㎡×補正係数1.1 ※補正前3,776㎡ | |
| 2) 倉庫 | | 491 | 3.3 | 換算人員1,144人×3.3㎡×0.13 | |
| 3) 付属室 | 会議室 | 282 | | 職員10人当たり4.0㎡×補正係数1.1 ※補正前256㎡ | |
| | 電話交換室 | 94 | | 換算人員1000~1200人の場合94㎡ | |
| | 宿直室 | 13 | | 1人まで10㎡1人増で+3.3㎡ | |
| | 湯沸室 | 60 | | 階数×6.5~13㎡ 10㎡×6階で想定 | |
| | 受付 | 7 | | 最小6.5㎡ | |
| | 便所・洗面所 | 206 | | 職員数663人×0.32㎡ | |
| | 医務室 | 140 | | 職員数600人以上の場合:140㎡ | |
| | 売店 | 55 | | 職員数663人×0.085㎡ | |
| | 食堂及び喫茶室 | 280 | | 職員数600人以上の場合:280㎡ | |
| | 計 | | 1,137 | 7.8 | |
| 査定基準に含まれない諸室 | 4) 業務支援 | 専用会議室 | 800 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 印刷製本室 | | | |
| | | 入札室・閲覧室 | | | |
| | 5) 窓口機能 | 市民相談室 | 545 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 市民ロビー ・情報コーナー等 | | | |
| | 6) 防災機能 | | 850 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | 7) 保管機能 | 書庫・文書保管庫 | 365 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 紙資源等保管庫 | | | |
| | 8) 福利厚生機能 | 健康管理室 | 260 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 休憩・更衣室 | | | |
| 9) その他 | | 590 | | 他事例を参照して仮設定 | |
| 計 | | 3,410 | 23.2 | | |
| 10) 議会機能 | | 735 | 5.0 | 議員数21人×35㎡ | |
| 11) 設備関係 | 機械室 | 831 | | 1)~10) 計5000~10000㎡の場合831㎡ | |
| | 電気室 | 184 | | 1)~10) 計5000~10000㎡の場合184㎡ | |
| | 自家発電室 | 29 | | 1)~10) 計5000~10000㎡の場合29㎡ | |
| | 計 | 1,044 | 7.1 | | |
| 12) 交通部分(玄関、廊下、階段等) | | 3,698 | 25.2 | 1)~11) の計10,567㎡×0.35 ※執務面積・会議室面積は補正前の面積 | |
| 合計 | | 14,668 | 100 | | |

(参照した他事例は、東広島市、下関庁舎)

国土交通省一基準2-①換算人員1人当たり3.3㎡基準の場合

計画庁舎面積 約 14,700㎡

●基準2-②：新営一般庁舎面積算定基準による算定(換算人員1人当たり4.0㎡基準の場合)

| 区分 | | 面積(㎡) | シェア(%) | 算定基礎 | |
|---------------------|-----------|-------------------|--------|---|-------------|
| 1) 執務面積 | | 5,035 | 30.4 | 換算人員1,144人×4.0㎡×補正係数1.1 ※補正前4,577㎡ | |
| 2) 倉庫 | | 595 | 3.6 | 換算人員1,144人×4.0㎡×0.13 | |
| 3) 付属室 | 会議室 | 282 | | 職員10人当たり4.0㎡×補正係数1.1 ※補正前256㎡ | |
| | 電話交換室 | 94 | | 換算人員1000~1200人の場合94㎡ | |
| | 宿直室 | 13 | | 1人まで10㎡1人増で+3.3㎡ | |
| | 湯沸室 | 60 | | 階数×6.5~13㎡ 10㎡×6階で想定 | |
| | 受付 | 7 | | 最小6.5㎡ | |
| | 便所・洗面所 | 206 | | 職員数663人×0.32㎡ | |
| | 医務室 | 140 | | 職員数600人以上の場合：140㎡ | |
| | 売店 | 55 | | 職員数663人×0.085㎡ | |
| | 食堂及び喫茶室 | 280 | | 職員数600人以上の場合：280㎡ | |
| | 計 | | 1,137 | 6.9 | |
| 査定基準に含まれない諸室 | 4) 業務支援 | 専用会議室 | 800 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 印刷製本室 | | | |
| | | 入札室・閲覧室 | | | |
| | 5) 窓口機能 | 市民相談室 | 545 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 市民ロビー ・情報コーナー等 | | | |
| | 6) 防災機能 | | 850 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | 7) 保管機能 | 書庫・文書保管庫 | 365 | | 他事例を参照して仮設定 |
| | | 紙資源等保管庫 | | | |
| | 8) 福利厚生機能 | 健康管理室 | 265 | | 他事例を参照して仮設定 |
| 休憩・更衣室 | | | | | |
| 9) その他 | | 590 | | 他事例を参照して仮設定 | |
| 計 | | 3,415 | 20.6 | | |
| 10) 議会機能 | | 735 | 4.4 | 議員数21人×35㎡ | |
| 11) 設備関係 | 機械室 | 1,182 | | 1)~10) 計10,000~15,000㎡の場合:1182㎡ | |
| | 電気室 | 234 | | 1)~10) 計10,000~15,000㎡の場合:234㎡ | |
| | 自家発電室 | 44 | | 1)~10) 計10,000~15,000㎡の場合:44㎡ | |
| | 計 | 1,460 | 8.8 | | |
| 12) 交通部分(玄関、廊下、階段等) | | 4,162 | 25.2 | 1)~11) の計11,893㎡×0.35 ※執務面積・会議室面積は補正前の面積 | |
| 合計 | | 16,539 | 100 | | |

(参照した他事例は、東広島市、下関庁舎)

国土交通省一基準2-②換算人員1人当たり4.0㎡基準の場合

計画庁舎面積 約 16,500㎡

参考資料：既存施設の状況

①既存施設の延床面積及び平均事務室面積

| 既存庁舎 | 現状 延床面積 (㎡) | 現状 事務室 面積(㎡) | 現状 職員数 (人) | 基準1 現状 換算人員 (人) | 基準2 現状 換算人員 (人) | 平均 換算人員 (人) | 現状平均 事務室面積 (㎡/人) |
|-------|-------------------|--------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|------------------------|
| 本館 | 4,944 | 2,128.5 | 333 | 588 | 589 | 589 | 3.61 |
| 別館 | 1,966 | 621.0 | 53 | 115 | 119 | 117 | 5.31 |
| 議会庁舎 | 3,586 | 56.4 | (職員) 8 | 22 | 22 | 22 | 2.56 |
| 福祉庁舎 | 2,234 | 403.7 | 103 | 143 | 146 | 145 | 2.78 |
| 産業会館 | 357 | 247.1 | 24 | 43 | 42 | 43 | 5.75 |
| 下水処理場 | 130 | 130.0 | 17 | 17 | 26 | 22 | 5.91 |
| 大井川庁舎 | 3,759 | 783.4 | 125 | 232 | 226 | 229 | 3.42 |
| 合計 | 16,976 | 4,370.1 | 663 | 1,160 | 1,170 | 1,167 | 3.74 |

※現状延床面積のうち、産業会館は区画整理事務所の占有面積(執務室及び会議室)、下水処理場は下水道課の執務室面積を掲載。

※職員数には、臨時・嘱託職員も含む

②延床面積に対する事務室面積、会議室面積とその割合

| 区分 | 本庁舎 | | 別館 | |
|-------|---------|--------|---------|-------|
| | 面積(㎡) | 面積比率 | 面積(㎡) | 面積比率 |
| 事務室面積 | 2,128.5 | 39.9% | 621.0 | 30.2% |
| 会議室面積 | 721.4 | 13.5% | 210.5 | 10.2% |
| 延床面積 | 5,338.4 | 100.0% | 2,059.5 | 21.9% |

※議会庁舎にある会議室は、本庁舎・別館事務室の会議室としても利用されていることから、下記の内容で、あん分して加算しています。

- ・本庁舎延床面積 5,353.2 ㎡ = 本庁舎 4,944 ㎡ + 議会庁舎会議室 409.2 ㎡
- ・別館延床面積 2,063.8 ㎡ = 別館 1,966 ㎡ + 議会庁舎会議室 97.8 ㎡

③議会機能の議員一人当たりの面積

議員定数については地方自治法第91条第2項に定数の上限が規定され、焼津市が当てはまる人口10万以上20万未満の市の場合には34人が上限とされていますが、焼津市議会議員定数条例では、定数を21人と定めています。なお、議会機能面積には、議場、委員会室、控室等を含んでいます。現在(定数21人)

$$\text{議員一人当たり面積} = (\text{議会機能面積}) 1,012.3 \text{ ㎡} / (\text{議員}) 21 \text{ 人} = 48.2 \text{ ㎡/人}$$

平成18年以前(定数26人)

$$\text{議員一人当たり面積} = (\text{議会機能面積}) 1,012.3 \text{ ㎡} / (\text{議員}) 26 \text{ 人} = 38.9 \text{ ㎡/人}$$

2. 駐車場規模の算定

現状、市の庁舎となっている7施設の駐車場の総計台数は、公用車駐車場や他団体との共用駐車場も含め、概数で394台となっています。庁舎駐車場の規模については、排気ガスや騒音など周辺に与える影響や環境への配慮も必要であることから、公共交通を充実させ、徒歩や自転車ルートを整備を進めるなどにより庁舎駐車場の駐車台数を適切なものにしていく必要がありますが、ここでは、庁舎への主な交通手段を自動車に依存している現状を踏まえながら、他都市の事例を参考に算定し、概ね330台としています。

(1) 来庁者用駐車場の算定

他都市の事例を参考として来庁者用の駐車場台数の算定を行いました。下表は、地方都市の事例を掲げたもので、その人口千人当りの平均駐車台数は、1.41台となっていることから、本計画では下式により概ね200台としました。

$$(焼津市の将来想定人口 143 千人) \times 1.41 (\text{台/千人}) = 201.6 \text{ 台} \approx 200 \text{ 台}$$

【他都市の駐車場の状況】

| 市町村名 | 人口 (人) | 駐車台数 (台) | 人口千人当り 駐車台数(台/千人) |
|---------------|-----------|-------------|----------------------|
| 埼玉県鳩ヶ谷市 | 54,518 | 99 | 1.82 |
| 千葉県野田市 | 119,922 | 162 | 1.35 |
| 静岡県掛川市 | 80,217 | 140 | 1.75 |
| 愛知県瀬戸市 | 131,650 | 160 | 1.22 |
| 愛知県尾張旭市 | 75,066 | 136 | 1.81 |
| 愛知県一宮市 | 273,711 | 142 | 0.52 |
| 愛知県犬山市 | 72,583 | 110 | 1.52 |
| 愛知県常滑市 | 50,183 | 64 | 1.28 |
| 愛知県江南市 | 97,923 | 128 | 1.31 |
| 愛知県豊川市 | 117,327 | 127 | 1.08 |
| 愛知県大府市 | 75,273 | 160 | 2.13 |
| 愛知県西尾市 | 100,805 | 136 | 1.35 |
| 愛知県小牧市 | 160,000 | 200 | 1.25 |
| 人口千人当りの平均駐車台数 | | | 1.41 |

なお、今後、詳細な庁舎整備計画を検討していく段階では、市民開放スペースなど庁舎としての基本的な施設以外の機能を導入する場合や庁舎の立地箇所の公共交通の利便性や敷地状況等により、必要に応じて駐車場台数を増減することが必要となります。

(2) 車いす使用者用駐車場の算定

旧ハートビル法による車いす使用者用駐車場の算定基準は、以下のとおりとなっています。

駐車スペースが 200 台以下の駐車場の場合は全体の 2% (1/50) 以上、
200 台超の場合は全体の 1% (1/100) + 2 台以上

したがって、本計画においては、車いす使用者用駐車場は $200 \text{ 台} \times 2\% = 4 \text{ 台}$ を最低台数とし、
駐車台数の増加に応じて、台数を増やしていくこととします。

(注)ハートビル法は交通バリアフリー法と統合され、2006 年にバリアフリー新法となっています。
バリアフリー新法及び静岡県福祉のまちづくり条例では 1 台以上の設置を基準としていますが、
ここではより福祉的な次元の高い設置基準の旧ハートビル法によることとしました。

*ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称

*交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称

*バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称

(3) 公用車用等その他の駐車場の算定

公用車、議員用駐車場、記者クラブ駐車場及びバス駐車場を以下のように想定します。

現状公用車台数 + 議員駐車台数 + 記者クラブ駐車台数 + バス駐車台数 = 公用車等駐車台数

92 台(バスを除く) + 21 台(定数) + 10 台 + 4 台 = 127 台

※公用バスは、現在、大型 1 台、マイクロ 2 台の計 3 台ありますが、視察等受け入れ時のバス
駐車場 1 台分も加算することとします。

【計画駐車場台数】

| 計画駐車場台数(台)計 331 | | |
|-----------------|------|------|
| 来庁者用 | 車いす用 | 公用車等 |
| 200 | 4 | 127 |

参考資料：他の駐車場台数算定方法

来庁者用の駐車場については、以下の方法においても試算を行いました。

関龍夫「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」による

1日当たりの車での来庁者数・到着台数（D）の算定

$$D = A \times B \div C$$

A：人口 143,000人

B：来庁者の人口における割合
 窓口部門 0.9%
 窓口部門外 0.6%

C：自動車保有率 2.9人/台（焼津市 平成21年自動車保有台数より算定）

窓口部門 143,000人 × 0.009 ÷ 2.9人/台 = 443台

窓口部門外 143,000人 × 0.006 ÷ 2.9人/台 = 296台

駐車場必要数（E）の算定

$$E = D \div T$$

T：滞留率
 窓口部門 10%
 窓口部門外 30%

窓口部門 443台 × 0.1 = 44.3台 → 44台

窓口外部門 296台 × 0.3 = 88.8台 → 89台 合計 133台

※上記の算定方法では、現状の庁舎の駐車場利用状況（下表参照）からすると大幅に過少であるため、本計画においては、先述した他都市の事例を参考としての駐車場台数の算定を行うこととしました。

<参考>

【現状の駐車場台数とその内訳】

| 区分 | 現状駐車場台数(台) | 内訳 | | | |
|------------|------------|------|-------|------|-----|
| | | 普通車用 | 軽自動車用 | 車いす用 | バス用 |
| 本館・別館・議会庁舎 | 172 | 156 | 10 | 3 | 3 |
| 大井川庁舎 | 128 | 122 | | 6 | |
| 福祉庁舎 | 19 | 14 | 2 | 3 | |
| 産業会館 | 55 | 55 | | | |
| 下水処理場 | 20 | 20 | | | |
| 計 | 394 | 367 | 12 | 12 | 3 |

※現状駐車場台数は、公用車分や他団体との共用分も含み、区画線が明示されていない場合は想定した概数を計上しています。

3.庁舎のあり方における複数のケースの選定

市役所を訪問する市民にとって一か所で公共サービスが受け取れることが、市民の視点からの公共サービスの利便性の確保につながる最良策であることは明白ですが、財政事情もあり、庁舎以外の市有公共施設再整備への計画的な財源投資もあることから、限られた公有地や想定適地を有効的に活用し、コンパクトで利用効率の高い分庁舎を整備し、分庁舎方式による総合的な庁舎機能を維持する方策についても検討することとしました。

ここでは、庁舎の位置、面積等、整備する概況のみを検討することとし、部署そのものの配置や窓口業務形態等については、実際の計画時のソフト的なノウハウに任せるものとししました。

(1) ケースの選定

将来的な庁舎検討に際して、庁舎の現況を踏まえ、総合的・分割的、地区配置的、あるいは土地の利用区分的な観点から想定されるケースを設定し、それぞれについての特性の整理を行うこととしました。

① ケース 1

| | | | | |
|---------|--|--------|----------------------|-----------------------|
| 分庁方式 1 | 民間建物も含めた既存の建物を活用整備し、新たな施設の建設を行わないケース | | | |
| 留意事項 | ①耐震性能が劣る庁舎建物の機能移転を主眼として短期的に対応。 ただし、中期的な庁舎機能分担のあり方を視野に入れた検討が望まれる。 ②将来的な既存施設（本館）の老朽化への配慮が必要。 | | | |
| 庁舎施設の概要 | 既存施設 | 本館 | 4,944 m ² | 昭和44年建設 老朽化への対応が必要となる |
| | 既存施設 | 大井川庁舎 | 3,759 m ² | 機能分担の検討 |
| | 新施設 | 既存民間ビル | | 再開発ビルアトレへの入居 |

② ケース 2

| | | | | |
|---------|--|-------|----------------------|-----------------------|
| 分庁方式 2 | 既存施設敷地を利用しながら、一部新たな分庁舎整備を行うケース | | | |
| 留意事項 | ①既存施設と新たな施設の機能分担についての整理が必要。 ②将来的な既存施設（本館）の老朽化への配慮が必要。 | | | |
| 庁舎施設の概要 | 既存施設 | 本館 | 4,944 m ² | 昭和44年建設 老朽化への対応が必要となる |
| | 既存施設 | 大井川庁舎 | 3,759 m ² | 機能分担の検討 |
| | 新施設 | 新別館 | 8,997 m ² | |

③ ケース 3

| | | | | |
|---------|---|-----|-----------------------|--|
| 統合方式 1 | 長期的視点にたった統合庁舎を、既存庁舎敷地に整備するケース | | | |
| 留意事項 | ①既存敷地への建て替えの妥当性について関係者への説明と、市民合意形成のための取り組みが必要。 ②工事期間中の庁舎機能の維持・継続に留意しながらの工事計画が必要。 ③庁舎機能移転後の既存施設（大井川庁舎）の活用についての検討が必要。 | | | |
| 庁舎施設の概要 | 新施設 | 新庁舎 | 17,700 m ² | |

④ ケース 4

| | | | | |
|---------|--|---------------------------------------|------|---|
| 統合方式 2 | 長期的視点にたった統合庁舎を、新たな敷地を選定し整備するケース | | | |
| 留意事項 | <p>①敷地選定の妥当性についての関係者への説明と、市民合意形成のための取り組みが必要。</p> <p>②既存の庁舎敷地の活用方策について、検討が必要。</p> <p>③庁舎機能移転後の既存施設（大井川庁舎）の活用について、検討が必要。</p> | | | |
| 庁舎施設の概要 | 新設場所 | 17,700 m ² + α (市民活動スペース等) | | |
| 敷地候補地 | ① 焼津駅周辺ゾーン | 民有地 | 既存宅地 | 広い敷地が 焼津駅周辺市街地内の市有地以外の既存宅地における、高層型庁舎建設を想定 ※規制市街地の更新、土地利用の転換が視野に入る場所 |
| | ② 西焼津駅周辺ゾーン | 市有地 | 既存宅地 | 広い敷地が 西焼津駅周辺郊外地の既存宅地における、低層型庁舎建設を想定 |
| | ③ 新市街ゾーン | 市有地 | 既存宅地 | ない敷地が 新市街地内の既存宅地における、効率的な土地利用による、高層庁舎建設を想定 |
| | ④ 市域中心ゾーン | 市有地 | 既存宅地 | 広い敷地が 市域中心部（市街地の端）の既存宅地における、中層型庁舎建設を想定 |

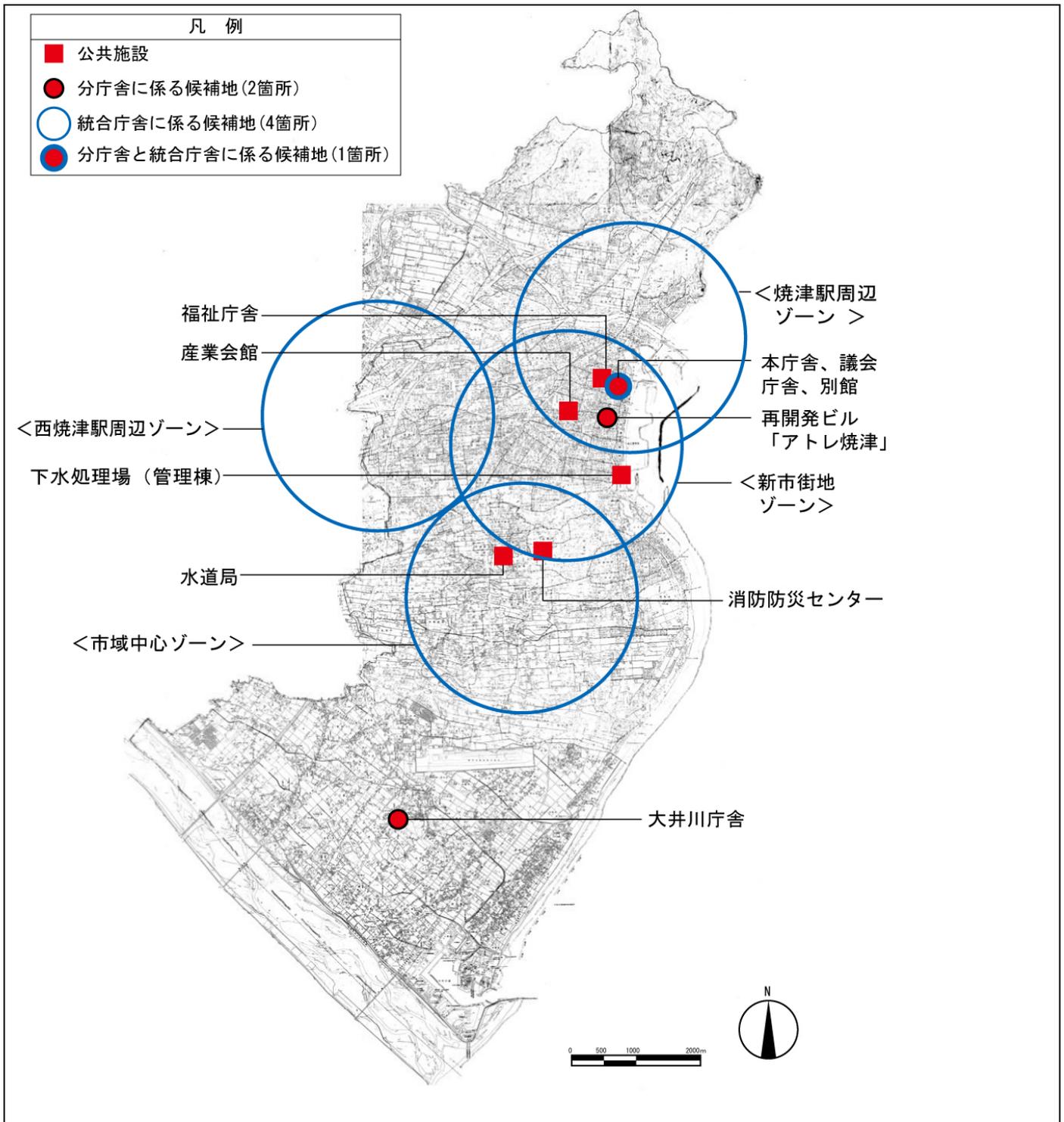
(2) 候補地の比較

ここでは、(1) ケースの選定により選定した庁舎候補地について、位置・面積、利用圏域人口、道路交通環境、土地利用や法規制等について資料を整理します。

① 庁舎候補地

「分庁舎に係る候補地」、「統合庁舎に係る候補地」及び「分庁舎と統合庁舎に係る候補地」の位置図は以下のとおりです。

(i) 庁舎候補地位置図



(ii) 庁舎候補地域

分庁舎及び統合庁舎の区域図は以下のとおりです。

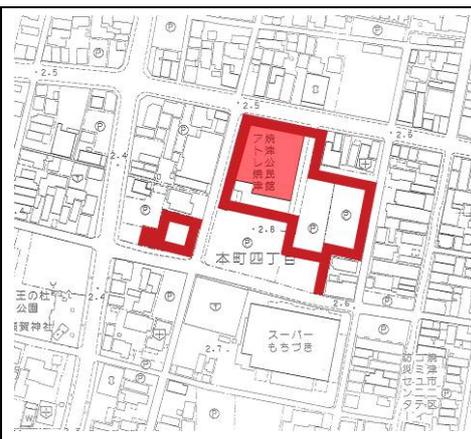
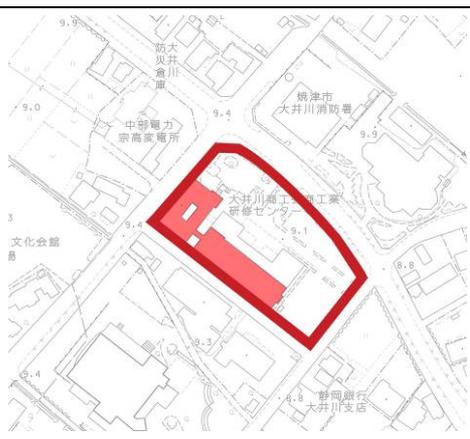
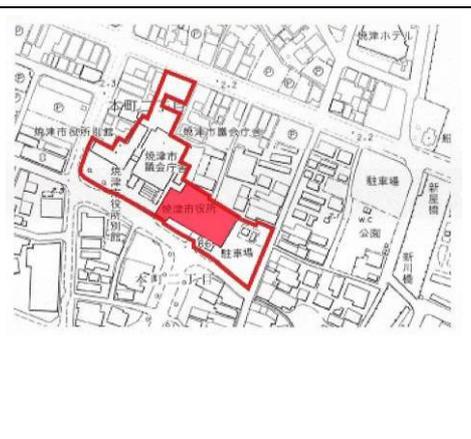
分庁舎に係る候補地は、大井川庁舎以外は市街地の中心部に立地しており、敷地が不整形で、面積も狭くなっています。これに比べ統合庁舎に係る候補地は、大半がゆとりのある敷地面積を有しています。

①分庁舎に係る候補地域図 (1:5000)

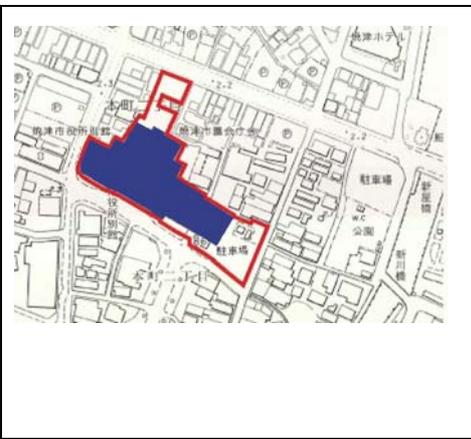
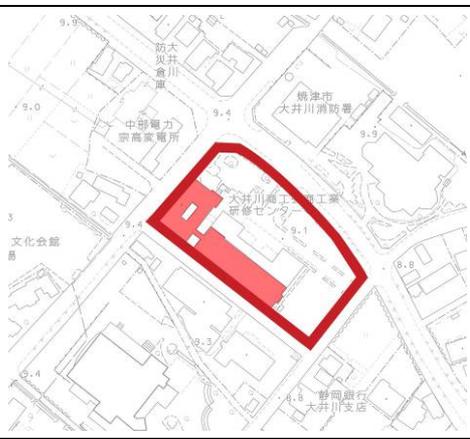
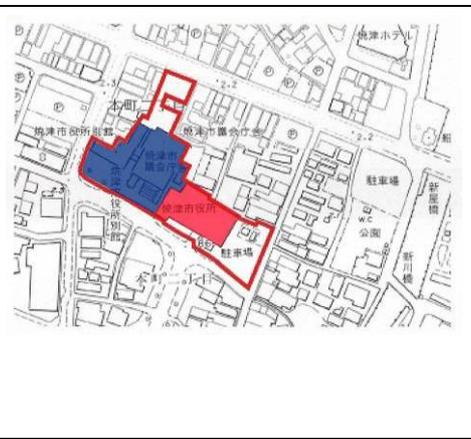
<市役所本庁舎、議会庁舎、別館 (1:2500) >



敷地面積 : 6,090 m²



<ケース 1>本庁舎床面積 : 4,944 m² / 大井川庁舎床面積 : 3,759 m² / 再開発ビル 1.2 階合計床面積 : 3,814 m²



<ケース 2>本庁舎床面積 : 4,944 m² / 別館・議会庁舎敷地 (新別館用地) 面積 : 2,780 m² / 大井川庁舎床面積 : 3,759 m²

<ケース 3>本庁舎・議会庁舎・別館敷地 (新統合庁舎用地) 面積 : 6,090 m²

※市役所本館、議会庁舎、別館区域は、分庁舎と統合庁舎の両方に係る候補地ですが、他の分庁舎候補地との関連性により、ここでは分庁舎に係る候補地として掲載します。

■庁舎候補地現況写真

庁舎候補地の現況写真は以下のとおりです。

<分庁舎に係る候補地>

市役所本庁舎



▲東側側面



▲玄関及び南側低層階



▲1階ピロティ駐車場



▲柱頭に設置された免震装置

議会庁舎・別館



▲議会庁舎



▲別館

再開発ビル「アトレ焼津」



▲東側外観



▲入り口



▲2階フロアー

大井川庁舎



▲玄関周辺



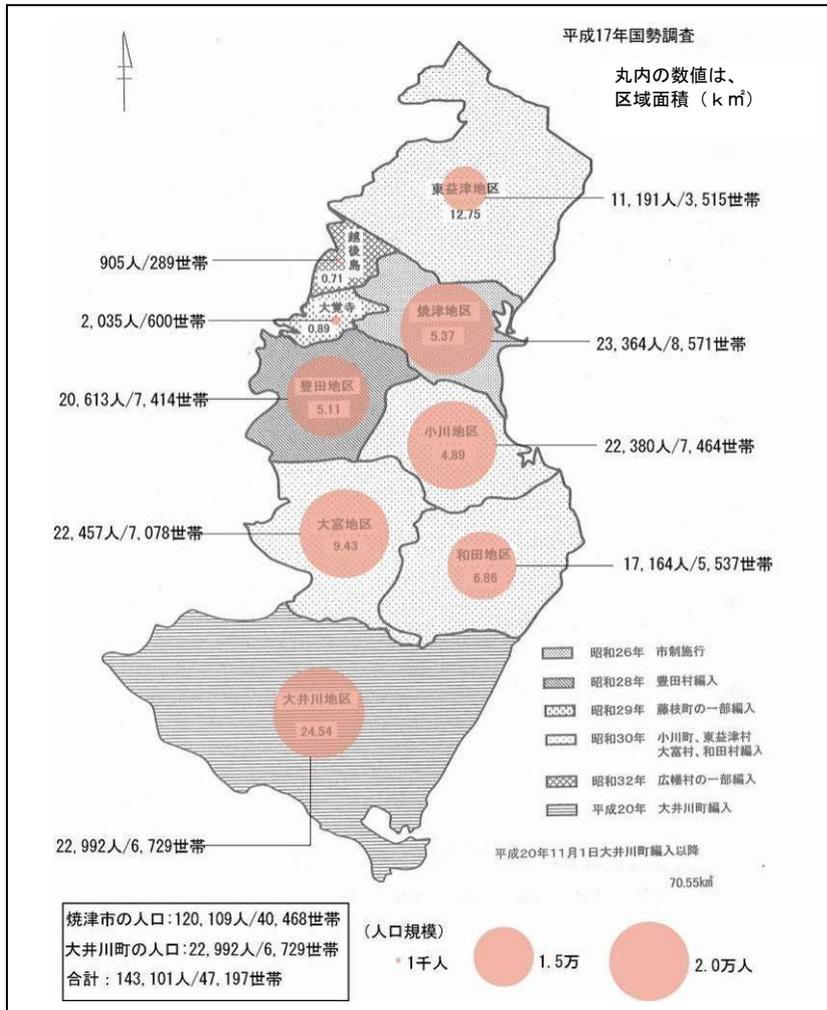
▲2.3階外観

②利用圏域人口

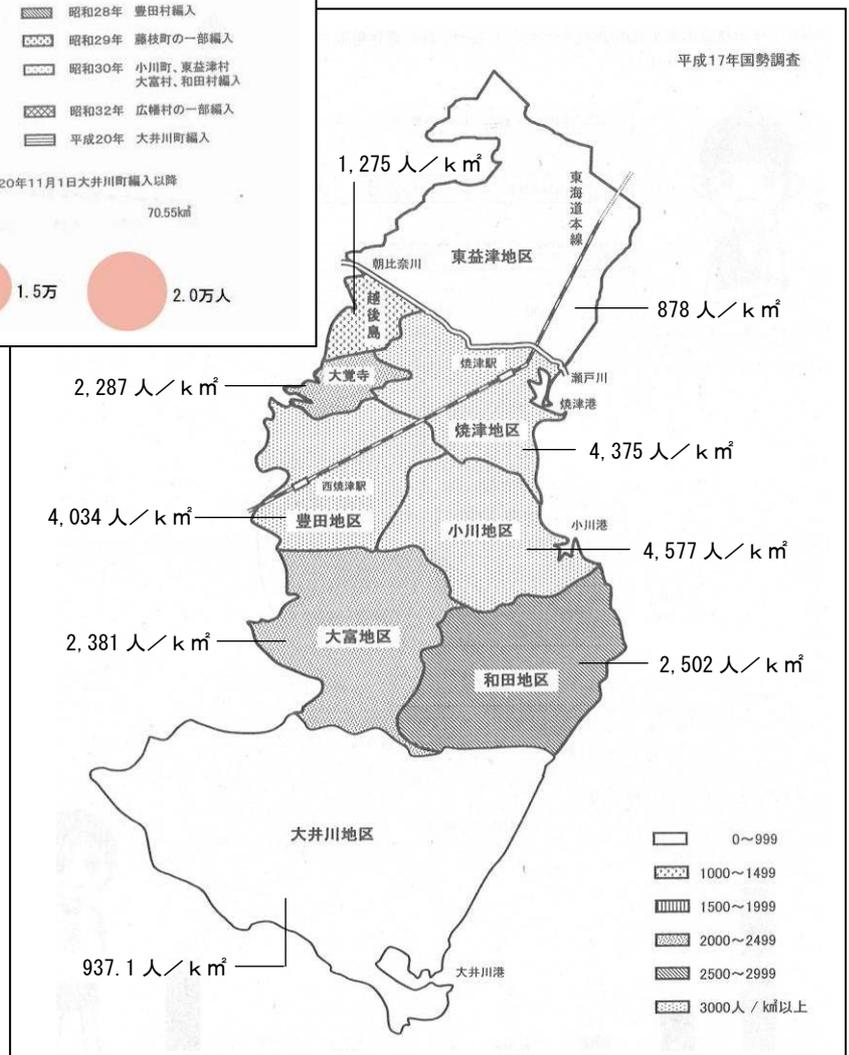
(i) 地区別人口・人口密度

焼津市の地区別人口及び人口密度は以下のとおりです。

①市域の変遷と地区別人口・世帯



②地区別人口密度



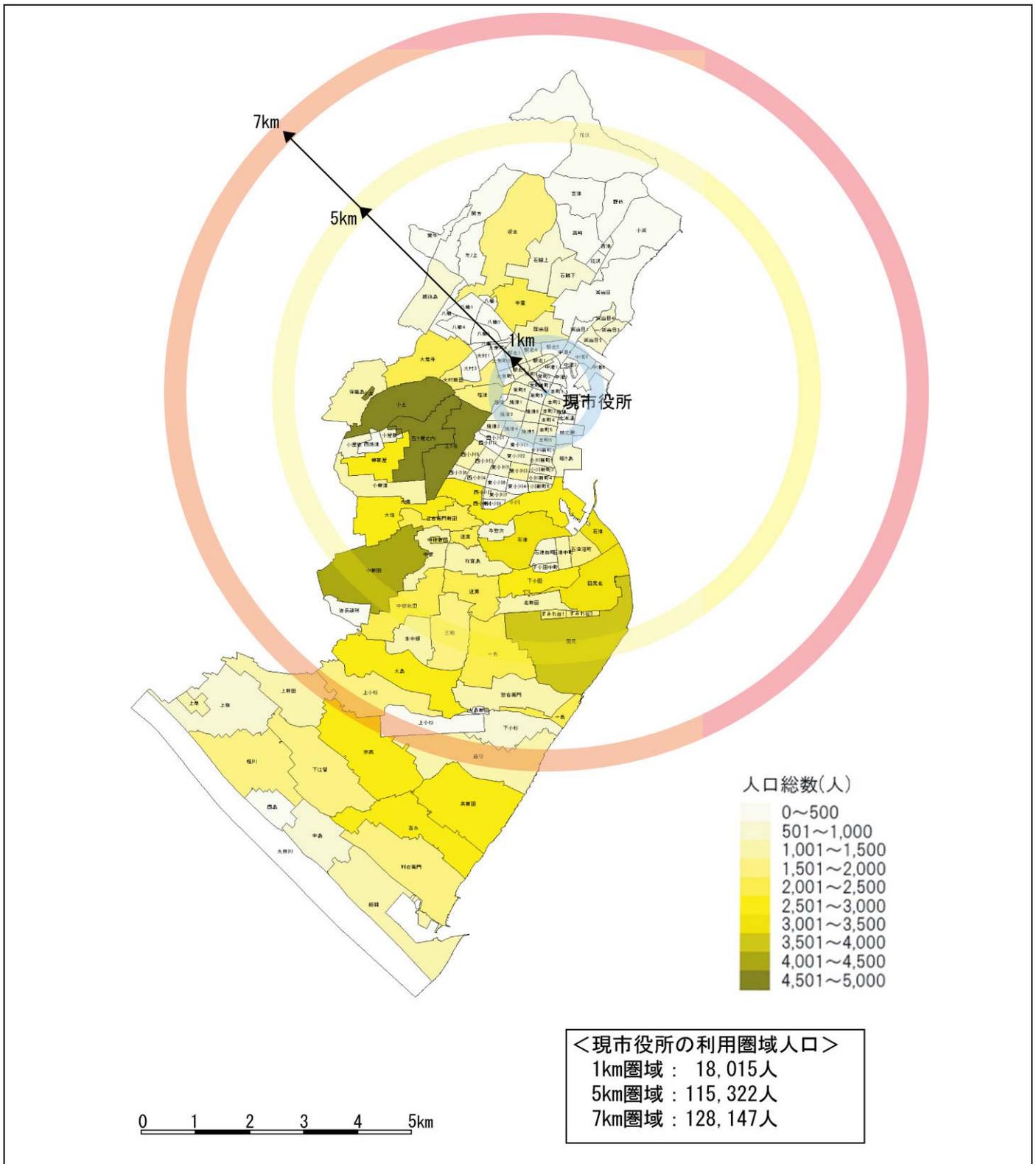
資料) : 統計やいづ第 92 号 平成 20 年度版

(ii) 庁舎候補地の利用圏域人口

焼津市の町丁区分による人口分布は以下のとおりであり、現市役所の利用圏域人口は、1 km 圏域で約 1 万 8 千人、5 km 圏域で約 11 万 5 千人、7 km 圏域で約 12 万 8 千人です。

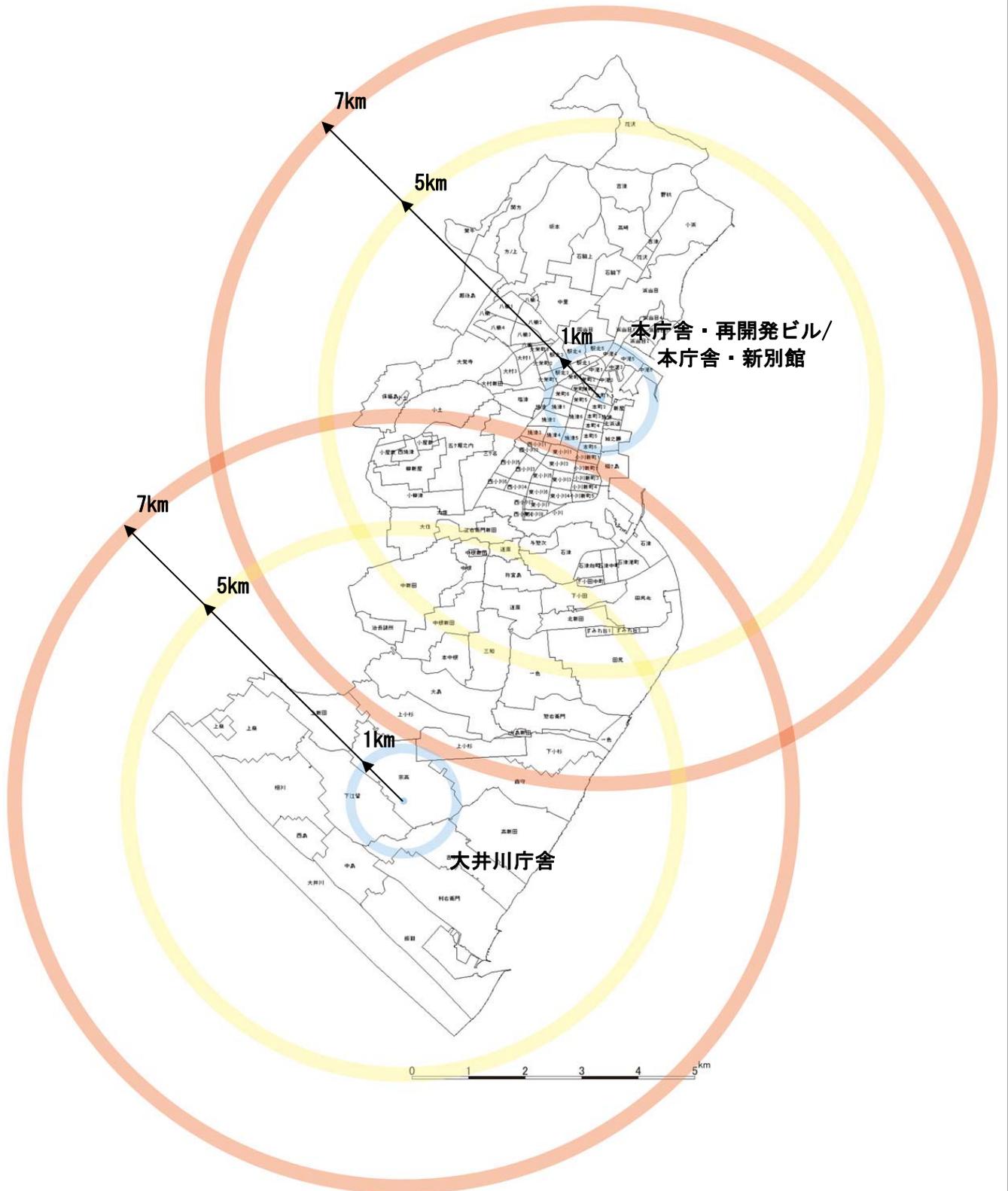
統合庁舎(移転新設)における候補地の利用圏域は、1km 圏内人口では、市域中心ゾーンと市街地ゾーンが 3 万人近くあり、7 km 圏内人口は、市域中心ゾーンが全市を包含し、次いで、西焼津駅周辺ゾーンと市街地ゾーンが 13 万 5 千人前後に及んでいます。

■焼津市 町丁区分による人口分布図（平成 17 年度国勢調査人口）



<ケース 1> 本庁舎・再開発ビル・大井川庁舎

<ケース 2> 本庁舎・新別館・大井川庁舎



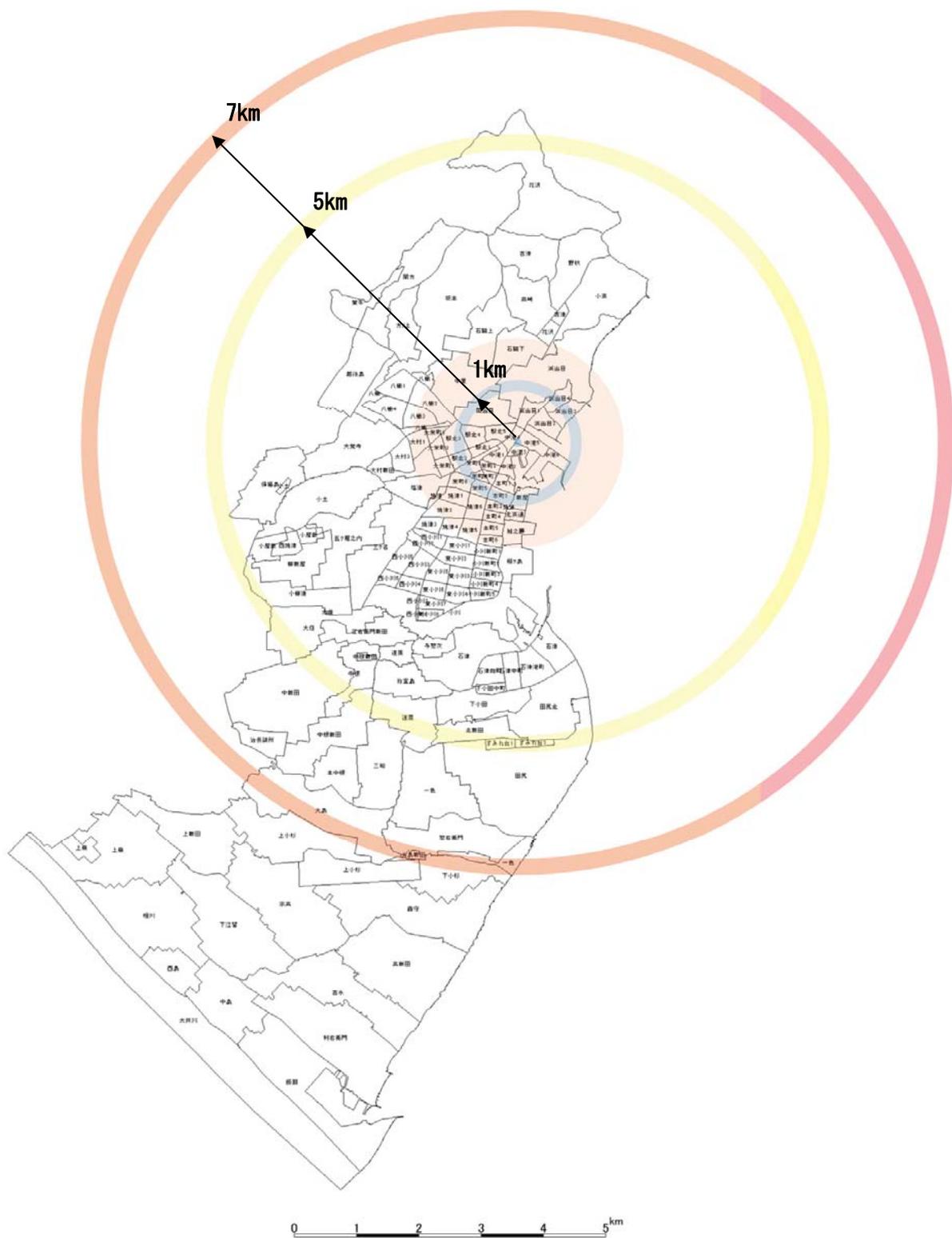
本庁舎等

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 18,015 人 |
| | 5 km | 115,322 人 |
| | 7 km | 128,147 人 |

大井川庁舎

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 14,586 人 |
| | 5 km | 66,822 人 |
| | 7 km | 131,730 人 |

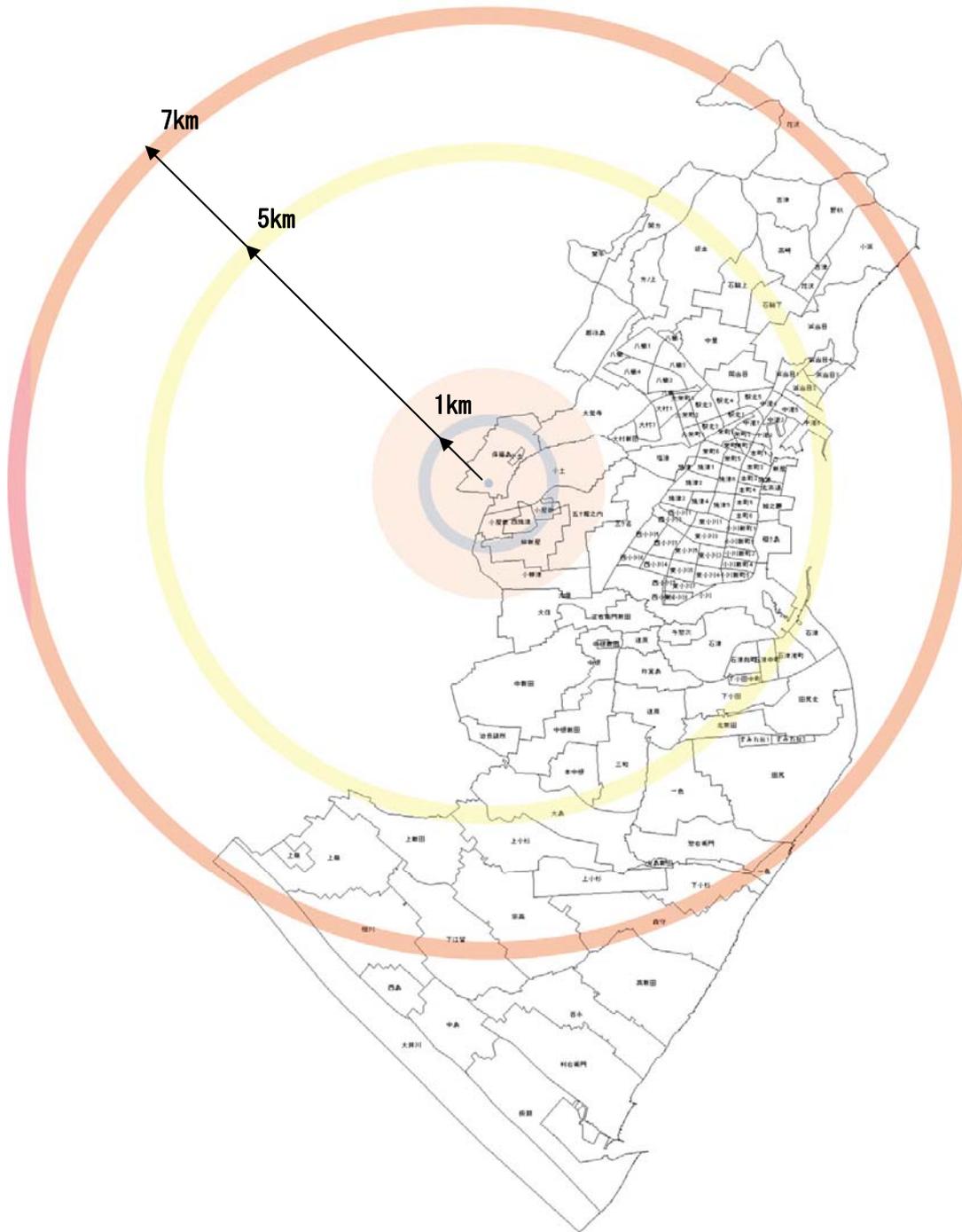
〈ケース 4-①〉 新統合庁舎〈焼津駅周辺ゾーン〉



● : 対象候補地ゾーン
 (便宜上、ゾーンの中心から 1km, 5km, 7km
 の圏域人口を求めた)

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 11,323 人 |
| | 5 km | 111,645 人 |
| | 7 km | 122,818 人 |

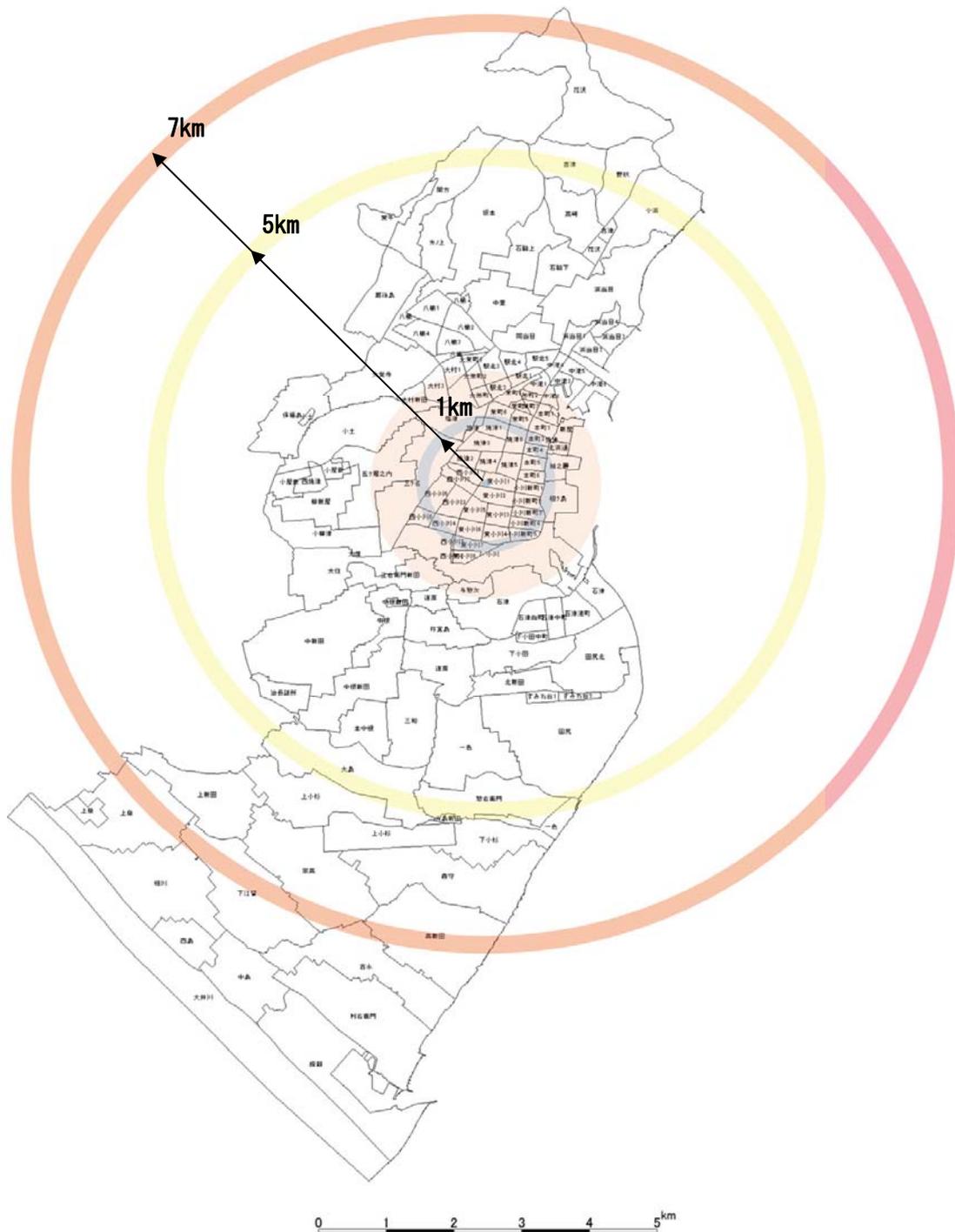
〈ケース 4-②〉 新統合庁舎〈西焼津駅周辺ゾーン〉



● : 対象候補地ゾーン
 (便宜上、ゾーンの中心から 1km, 5km, 7km
 の圏域人口を求めた)

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 11,264 人 |
| | 5 km | 119,217 人 |
| | 7 km | 136,069 人 |

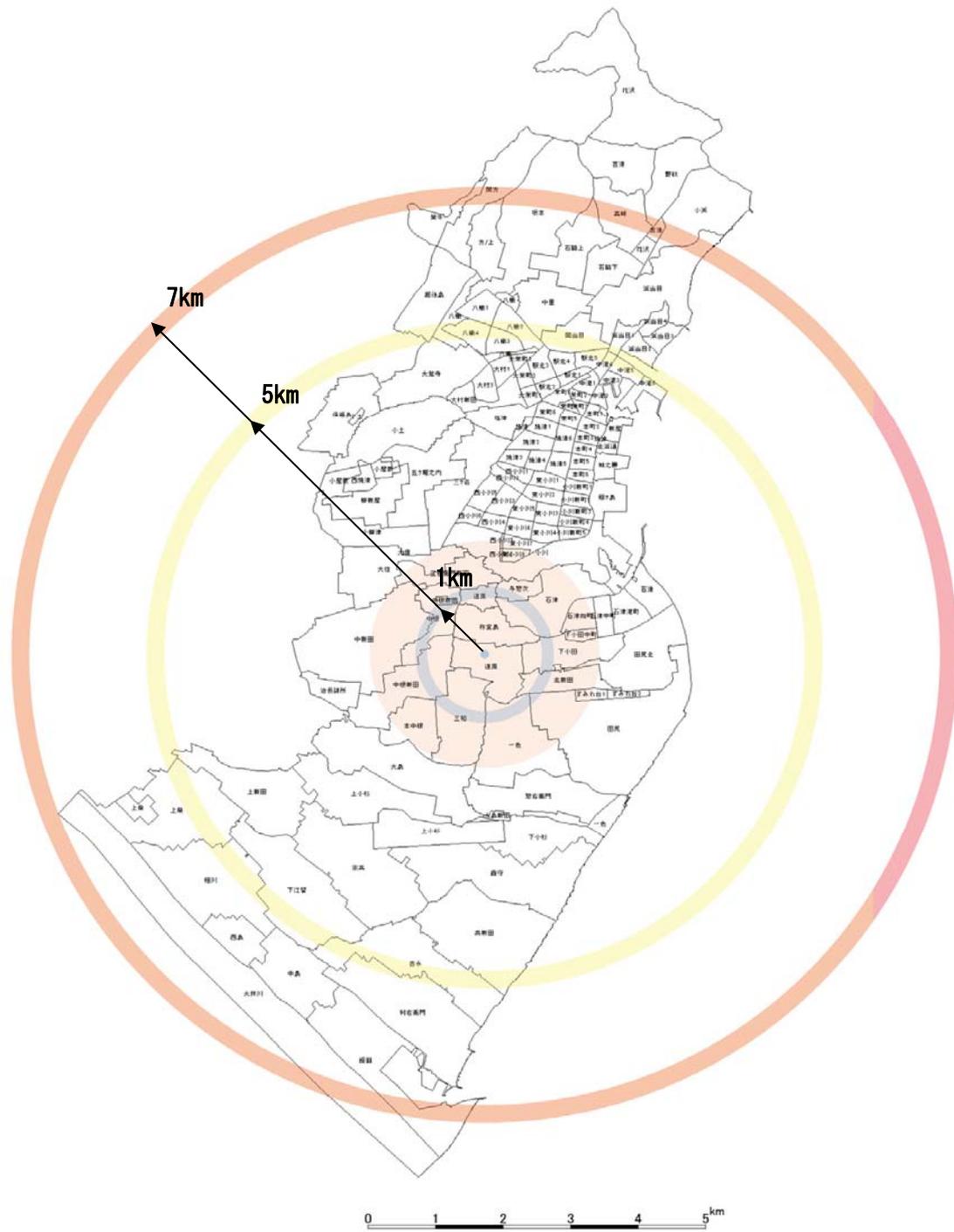
〈ケース 4-③〉 新統合庁舎〈新市街地ゾーン〉



● : 対象候補地ゾーン
 (便宜上、ゾーンの中心から 1km, 5km, 7km
 の圏域人口を求めた)

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 28,305 人 |
| | 5 km | 117,376 人 |
| | 7 km | 134,251 人 |

〈ケース 4-④〉 新統合庁舎〈市域中心ゾーン〉



● : 対象候補地ゾーン
 (便宜上、ゾーンの中心から 1km, 5km, 7km
 の圏域人口を求めた)

| | | |
|------|------|-----------|
| 圏域人口 | 1 km | 29,639 人 |
| | 5 km | 130,958 人 |
| | 7 km | 142,762 人 |

③道路・交通環境

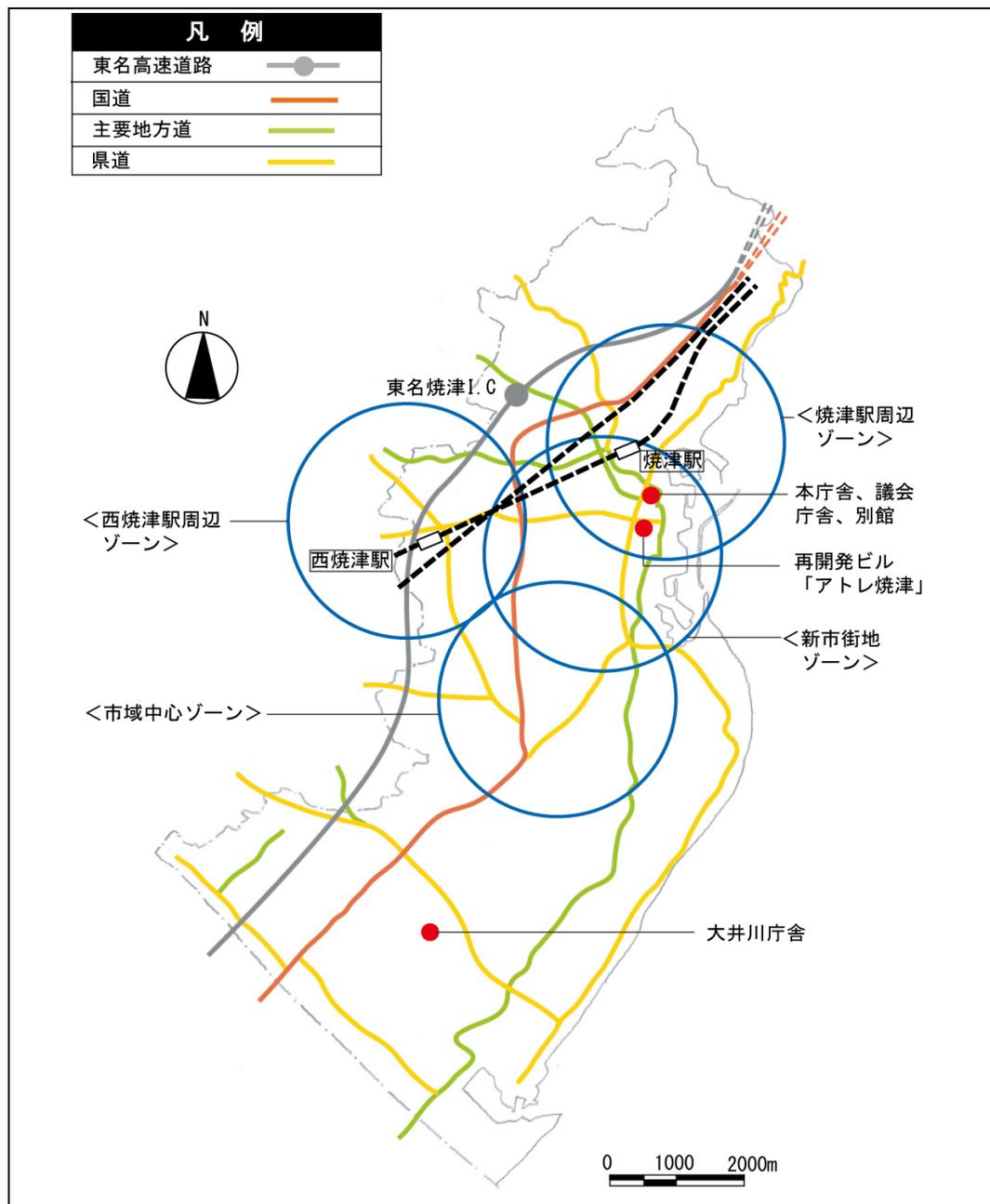
(i) 主要道路網

庁舎候補地へのアクセスを担う主要幹線道路は以下のとおりであり、南北方向は国道や主要地方道などの広域幹線道路、東西方向は県道などの地域幹線道路などにより、主要な道路網を形成しています。

最寄り駅から分庁舎に係る候補地までの距離（直線）は、JR 焼津駅から現在の市庁舎本館及び再開発ビル「アトレ焼津」まで約 1.0km、JR 西焼津駅から大井川庁舎まで約 6.0km となっています。

統合庁舎に係る候補地までの距離は、JR 焼津駅から焼津駅周辺ゾーン及び新市街地ゾーンまで約 1.0km、JR 西焼津駅から西焼津駅周辺ゾーンまで約 1.0km、市域中心ゾーンまで約 3.0km となっています。

■主要道路網図



(ii) 都市計画道路網

焼津市の都市計画道路は下図に示すとおり、ラダー（梯子）やグリッド（格子）形状により骨格を形成しています。

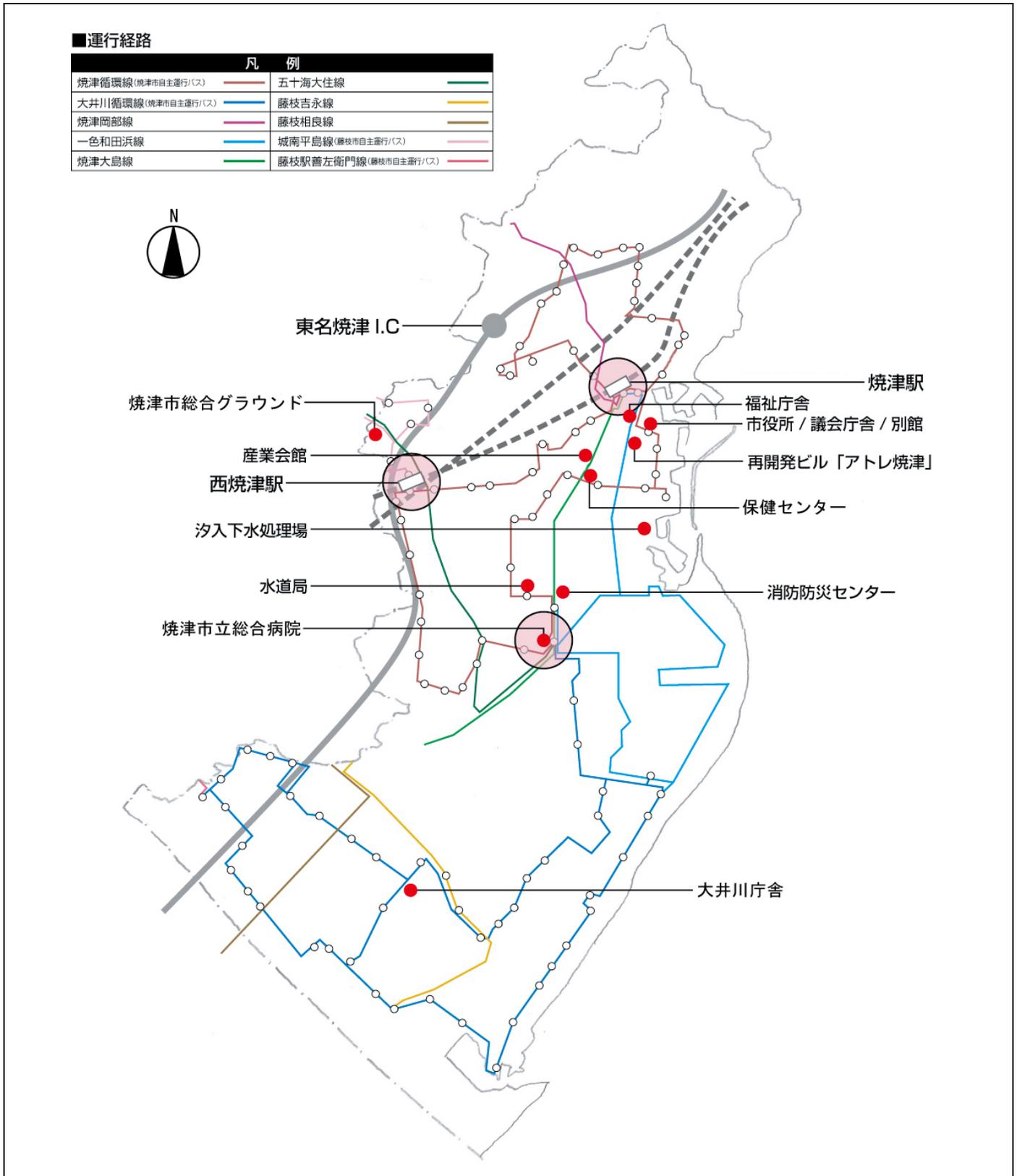


(iii) バス路線

庁舎候補地を取り巻くバス路線図は以下のとおりであり、最も利用頻度の高い「焼津循環線」は、一日に18本（ゆりかもめ9本、さつき9本）運行されています。

バス交通の主要拠点は、焼津駅、西焼津駅、焼津市立総合病院となっています。

■バス路線図



■焼津市バス路線別時刻表（主な地点）

| | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 21時 | 22時 | 備考 | |
|---|----------------------|----------------------|---|------------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|--|--------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|--|
| ①焼津循環線 ゆりかもめ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津駅前発(平日・土曜) | | | 8:45 | | 10:50 | | 12:47 | 13:43 | 14:43 | 15:39 | 16:39 | 17:35 | 18:35 | | | | | | |
| 焼津駅前発(日曜・祝日) | | | 9:43 | | 11:38 | | 13:33 | 14:40 | 15:28 | 16:35 | 17:23 | 18:30 | | | | | | | |
| ②焼津循環線 さつき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津駅前発(平日・土曜) | | | 8:08 8:59 | 9:56 | 10:50 | 11:47 | | 13:38 | | 15:29 | | 17:20 | | 19:11 | | | | | |
| 焼津駅前発(日曜・祝日) | | | 8:39 | 9:24 | 10:29 | 11:14 | 12:19 | 13:04 | 14:54 | | 16:44 | | | | | | | | |
| ③大井川循環線 すいせん | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津市立病院発(平日) | | | 8:15 | | 10:15 | | 12:15 | | 14:15 | | 16:15 | | | | | | | | |
| 焼津市立病院発(土・日・祝) | | | 9:24 | | 11:24 | | 13:24 | | 15:24 | | | | | | | | | | |
| ④大井川循環線 さくらえび | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津市立病院発(平日) | | | 9:10 | | 11:10 | | 13:10 | | 15:10 | | 17:10 | | | | | | | | |
| 焼津市立病院発(土・日・祝) | | | 8:33 | | 10:33 | | 12:33 | | 14:33 | | | | | | | | | | |
| ⑤焼津岡部線(焼津駅前—岡部営業所)…岡部営業所、松崎岡地方面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津駅発(平日) | | 7:10 7:37 | 8:00 8:37 | 9:05 9:30 | 10:02 10:32 | 11:02 11:35 | 12:02 12:32 | 13:03 13:42 | 14:30 | 15:00 15:32 | 16:12 16:47 | 17:24 17:52 | 18:22 18:52 | 19:20 19:53 | 20:21 20:42 | 21:06 21:30 | 21:58 | | |
| 焼津駅発(土・日・祝) | | 7:30 7:56 | 8:17 8:48 | 9:17 | 10:02 10:50 | 11:32 | 12:20 | 13:02 13:42 | 14:12 14:43 | 15:20 15:42 | 16:22 16:47 | 17:33 | 18:02 18:27 | 19:07 19:33 | 20:10 20:58 | | | | |
| ⑥-1 一色和田浜線(一色まわり)(焼津市立病院前—田尻北—水産加工センター)…水産加工方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津市立病院前発(平日) | 6:20 6:40 6:57 | 7:20 7:45 | 8:15 8:45 | 9:15 9:45 | 10:15 10:45 | 11:15 11:45 | 12:15 12:45 | 13:15 13:45 | 14:15 14:45 | 15:15 15:45 | 16:15 16:45 | 17:15 17:45 | 18:10 18:40 | 19:10 19:42 | 20:10 20:41 | ※ | | | ※水産加工センター着、他は焼津駅前着 |
| 焼津市立病院前発(土・日・祝) | | 7:29 | 8:11 8:51 | 9:31 | 10:11 10:51 | 11:31 | 12:11 12:51 | 13:31 | 14:11 14:51 | 15:30 | 16:12 16:58 | 17:48 | 18:25 | 19:11 | 20:08 | ※ | | | |
| ⑥-2 一色和田浜線(和田浜まわり)(焼津駅前—浜一色福祉会館前)…浜一色福祉会館前方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津駅前発(平日) | 6:12 6:30 6:52 | 7:10 7:30 | 8:00 8:30 | 9:00 9:30 | 10:00 10:30 | 11:00 11:30 | 12:00 12:30 | 13:00 13:30 | 14:00 14:30 | 15:00 15:30 | 16:00 16:30 | 17:00 17:34 | 18:00 18:28 18:56 | 19:20 19:45 | 20:15 20:42 | ※ | | | ※下浜東洋水産着、他は浜一色福祉会館前着 |
| 焼津駅前発(土・日・祝) | | 7:14 7:49 | 8:32 | 9:11 9:51 | 10:31 | 11:11 11:51 | 12:31 | 13:11 13:51 | 14:31 | 15:11 15:51 | 16:36 | 17:21 | 18:02 18:50 | 19:28 19:55 | ※ | | | | |
| ⑦焼津大島線(焼津駅前停留所—焼津市立病院経由大島新田)…大島方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津駅前停留所(平日) | 6:25 6:52 | 7:28 7:46 | 8:00 8:35 8:17 学 8:25 ★学 | 9:22 9:42 学 ※ | 10:42 10:02 学 10:22 学 ※ | 11:42 11:02 ※ | 12:22 12:42 ※ | 13:22 13:42 ※ | 14:22 14:02 ※ 14:42 学 ※ | 15:42 15:02 学 ※ | 16:22 16:42 学 16:02 学 ※ | 17:07 17:30 学 17:52 ※ | 18:06 18:56 学 18:28 ※ | 19:20 19:45 | 20:21 20:40 | 21:08 21:32 | 22:00 22:30 | | ※焼津市立病院着、他は焼津市立病院経由大島新田着 ★印:休講日 運休学:静岡福祉大学行き |
| 焼津駅前停留所(土・日・祝) | 6:46 | 7:30 | 8:05 8:35 | 9:05 9:35 ※ | 10:05 10:35 ※ | 11:05 11:35 ※ | 12:05 12:35 ※ | 13:05 13:35 ※ | 14:05 14:35 ※ | 15:05 15:35 ※ | 16:05 16:35 ※ | 17:05 17:43 | 18:17 18:50 | 19:33 19:56 | | | | | |
| ⑧五十海大住線(焼津市立病院前—清里)…焼津市立病院前方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼津市立病院前発(平日) | | 7:26 7:49 | 8:11 8:33 8:49 8:55 | 9:01 9:28 | 10:30 | 11:40 | 12:50 | | 14:00 | 15:10 | 16:18 | 17:19 | 18:19 18:58 | 19:57 | 20:40 | | | | |
| 焼津市立病院前発(土・日・祝) | | 7:48 | 8:30 | 9:58 | | 11:28 | 12:58 | | 14:28 | | 16:01 | 17:32 | | 19:11 | | | | | |
| 西焼津駅南口発(平日) | | 7:07 7:30 7:52 | 8:14 8:30 8:36 8:42 | 9:10 | 10:12 | 11:22 | 12:32 | 13:42 | 14:52 | | 16:00 | 17:00 | 18:00 18:39 | 19:39 | 20:22 | | | | |
| 西焼津駅南口発(土・日・祝) | | 7:30 | 8:12 | 9:40 | | 11:10 | 12:40 | | 14:10 | 15:42 | | 17:12 | 18:51 | | | | | | |
| ⑨藤枝吉永線(飯淵—藤枝市立総合病院)…藤枝市立総合病院方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飯淵発(平日) | 6:20 6:43 | 7:13 7:38 | 8:20 8:55 | 9:55 | 10:55 | 11:55 | 12:55 | 13:55 | 14:55 | 15:55 | 16:55 | 17:35 | 18:32 | 19:20 | | | | | |
| 飯淵発(土・日・祝) | | 7:25 | 8:20 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 17:55 | | | | | | | |
| ⑩藤枝相良線(相良営業所—藤枝駅南口)…藤枝駅南口方面の時刻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大井川高校入口(平日) | | 7:07 7:24 7:47 | 8:31 | 9:16 9:32 | 10:16 | 11:16 | 12:16 | 13:16 | | 15:08 15:52 | 16:30 | 17:08 17:50 | 18:33 | 19:11 | 20:10 | | | | |
| 大井川高校入り(土・日・祝) | | 7:36 | 8:35 | 9:36 | 10:11 10:21 | 11:11 | 12:11 | 13:11 | 14:11 | 15:11 | 16:11 | | 18:21 | 19:11 | | | | | |
| ⑪城南平島線(藤枝市自主運行バス)(水守—藤枝市役所)…藤枝市市役所方面の時刻 (土・日・祝は運行は行っていない) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西焼津駅北口(平日) | | 7:40 7:45 | 8:21 8:23 | 9:56 | 10:10 | | 12:41 12:50 | | 14:41 14:45 | | 16:26 16:31 | 17:40 17:45 | 18:16 18:21 | | | | | | |
| ⑫藤枝駅善左衛門線(藤枝市自主運行バス)(藤枝駅南口を発着点に藤枝市南部地域を循環。焼津市のつつじ平団地が含まれる)(土・日・祝は運行は行っていない) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| つつじ平(平日)西ルート左回り | | 7:31 | | 9:21 | | | | | | | | | | | | | | | |
| つつじ平(平日)西ルート右回り | | | | | | | | 13:16 | | 15:36 | | | | 19:01 | | | | | |

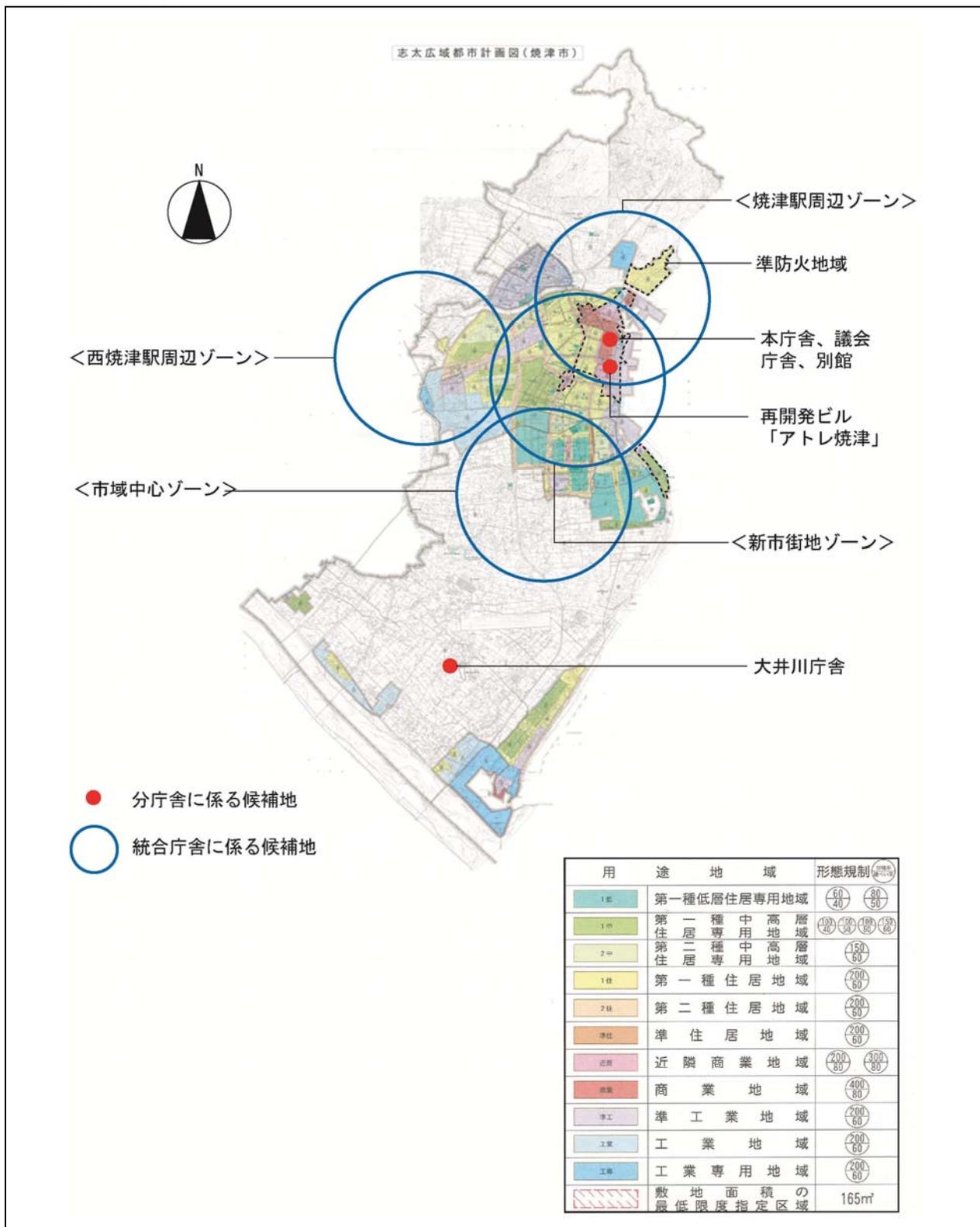
資料) : 平成 22 年 8 現在

④土地利用（用途地域）及び法規制

(i) 用途地域

下図に示すように、分庁舎に係る候補地は、商業地域、近隣商業地域、市街化調整区域に立地し、現在の本庁舎以外の統合庁舎に係る候補地は、近隣商業地域、第1種住居地域、第2種住居地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域に立地しています。

■用途地域図



(ii) 法規制

法規制に係る内容を 66～71 ページに示します。

建ぺい率が 80%の候補地は、本庁舎・議会庁舎・別館の商業地域、再開発ビル「アトレ焼津」及び新市街地ゾーンの近隣商業地域の 3 箇所であり、他は原則 60%です。

容積率が 400%の候補地は、本庁舎・議会庁舎・別館の 1 箇所であり、他は 200%です。

斜線制限は全ての候補地にかけており、日影規制は商業地域と工業地域を除く 5 候補地に、準防火地域は第 1 種・第 2 種住居地域及び市街化調整区域を除く 4 候補地にかけています。

また、高度利用地区が再開発ビル「アトレ焼津」の 0.41ha に指定されています。

市街化調整区域への庁舎建設にあたっては、開発審査会の議を得る必要があります。

①用途地域等及び建ぺい率・容積率等

| | 用途地域 | 建ぺい率 | 容積率 | 斜線制限 | 日影規制 | 高度利用地区 | 準防火地域 |
|--------------|-----------|---------------|------|------|------|-------------|-------|
| ＜分庁方式に係る候補地＞ | | | | | | | |
| 本庁舎、議会庁舎、別館 | 商業地域 | 80% | 400% | ○ | — | — | ○ |
| 再開発ビル「アトレ焼津」 | 近隣商業地域 | 80% | 200% | ○ | ○ | ○ 0.41ha | ○ |
| 大井川庁舎 | 市街化調整区域 | 60% | 200% | ○ | ○ | — | — |
| ＜統合方式に係る候補地＞ | | | | | | | |
| 焼津駅周辺ゾーン | 工業地域 | 60% | 200% | ○ | — | — | ○ |
| | 準工業地域 | 60% | 200% | ○ | ○ | — | ○ |
| 西焼津駅周辺ゾーン | 市街化調整区域 | 60% | 200% | ○ | ○ | — | — |
| 新市街地ゾーン | 近隣商業地域 | 80% | 200% | ○ | ○ | — | ○ |
| | 第 1 種住居地域 | 60% | 200% | ○ | ○ | — | — |
| | 第 2 種住居地域 | 60% | 200% | ○ | ○ | — | — |
| 市域中心ゾーン | 市街化調整区域 | 70% (角地加算) | 200% | ○ | ○ | — | — |



＜庁舎候補地の用途地域による建築制限＞

| 庁舎候補地の用途地域 | 商業地域 | 近隣商業地域 | 第 1 種住居地域 | 第 2 種住居地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 市街化調整区域 |
|------------|------|--------|---------------------------|-----------|-------|------|---------|
| 建築可否 | 可能 | 可能 | 3000 m ² 以内は可能 | 可能 | 可能 | 可能 | 原則不可 |

※面積は延床面積



開発審査会の議を経て
建築許可が必要

※本庁舎・議会庁舎・別館は、分庁舎と統合庁舎の両方に係る候補地

■用途地域の概要

| 用途地域の種類 | 概要及び指定対象 |
|------------------|---|
| 第一種低層住居 専用地域 | 低層住宅に係る良好な住宅の環境を保護するため定める地域。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。 |
| 第二種低層住居 専用地域 | 主として低層住宅に係る良好な住宅の環境を保護するため定める地域。 150㎡までの一定の店舗などが建てられる。 |
| 第一種中高層住 居専用地域 | 中高層住宅に係る良好な住宅の環境を保護するため定める地域。 病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられる。 |
| 第二種中高層住 居専用地域 | 主として中高層住宅に係る良好な住宅の環境を保護するため定める地域。 1,500㎡までの一定の店舗及び事務所など必要な利便施設が建てられる。 |
| 第一種住居地域 | 住居の環境を保護するため定める地域。 3,000㎡までの店舗及び事務所、ホテルなどは建てられる。 |
| 第二種住居地域 | 主として住居の環境を保護するため定める地域。 事務所、ホテル及び10,000㎡までの店舗、パチンコ屋、カラオケボックスは建てられる。 |
| 準住居地域 | 道路の沿道としての地域の特性に相応しい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域。 |
| 近隣商業地域 | 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。 |
| 商業地域 | 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。 住宅や小規模の工場も建てられる。 |
| 準工業地域 | 主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域。 危険性、環境悪化が大きい工場以外、殆ど建てられる。 |
| 工業地域 | 主として工業の利便を増進するために定める地域。 住宅や10,000㎡までの店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 |
| 工業専用地域 | 工業の利便を増進するために定める地域。 住宅、学校、病院などは建てられない。 |
| 市街化調整区域 | 市街化を抑制すべき区域。 この区域では、開発行為は原則として抑制され、都市施設についても市街化を促進するおそれのある整備は原則として行われない。 |

※面積は延床面積

用途地域制度による建築物の制限概要は次頁のとおりであり、庁舎については、表中の「上記以外の事務所等」に該当します。

■高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。焼津市では、本町五丁目第1種市街地再開発事業区域0.41ha（アトレ焼津）が指定されている。

■開発行為の許可（都市計画法抜粋）

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為についてはこの限りではない。

↓（抜粋）

3. 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（都市計画法 施行令）

第21条・26号

国、都道府県等、市町村、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

↓（抜粋）

「二 多数の者の利用に供する庁舎で国土交通省令で定めるもの」

※都市計画法施行規則第17条の2

令第21条第26号の二 国土交通省令で定める庁舎は次に掲げるものとする。

↓

- 三 都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

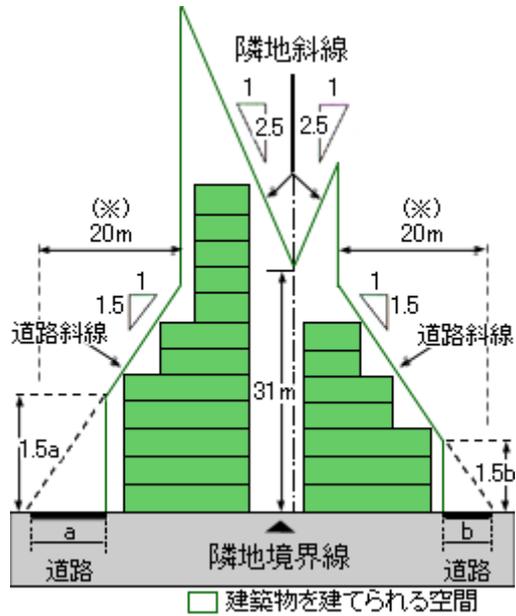
↓

都道府県知事の許可が必要となる。

⑩斜線制限

道路や敷地境界からの水平方向による、建築物の高さ方向に対する制限を定めたもの。

■道路斜線制限及び隣地斜線制限のイメージ（住居系用途地域内を除く）



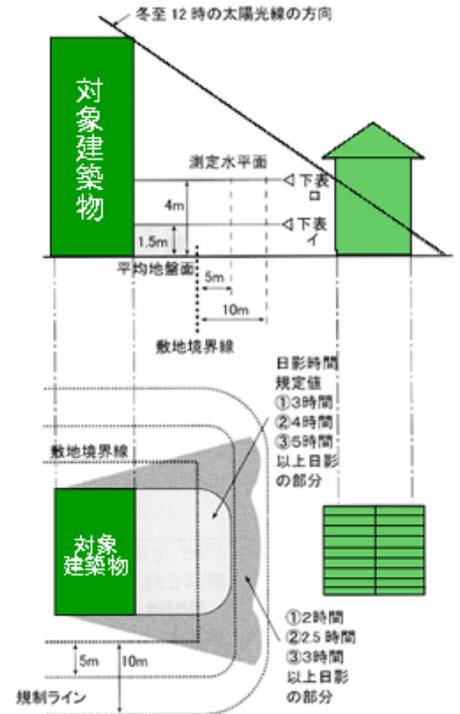
1. 建築物をセットバック（後退）して建てる場合、斜線の起点はその後退距離に応じて外側に動いた点とする。
2. 無指定地域で容積率 200% を超え 300% 以下の場合は 25m、300% を超える場合は 30m とする。

⑩ 日影規制

中高層建築物によって北側に隣接する敷地等が日影になる時間について、最低基準を定めたものである。北側に隣接する敷地に日照を保障するとともに、敷地に余裕のある区域においても、建築物の高さを抑えることが可能となる。

具体的には、冬至日の真太陽時における午前 8 時から午後 4 時までの間において、平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲において、静岡県建築基準条例で指定する時間以上日影となる部分を制限するものである。

■ 日影規制のイメージ



■ 建築基準法別表第 4 (抜粋)

| (い) | (ろ) | (は) | (に) | | |
|-------------|------------------------------|------------|---------------------------------|----------------------------------|--------|
| 地区又は区域 | 制限を受ける建築物 | 平均地盤面からの高さ | 敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間 | 敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間 | |
| 用途地域の指定のない区 | イ 軒高 7m 超 又は 3 階以上の建築物 | 1.5m | (1) | 3 時間 | 2 時間 |
| | | | (2) | 4 時間 | 2.5 時間 |
| | | | (3) | 5 時間 | 3 時間 |
| | ロ 高さが 10m を超える建築物 | 4m | (1) | 3 時間 | 2 時間 |
| | | | (2) | 4 時間 | 2.5 時間 |
| | | | (3) | 5 時間 | 3 時間 |

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

■ 静岡県建築基準条例 (抜粋)

日影による中高層の建築物の高さの制限

(対象区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定)

県条例第 48 条の 2 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する条例で指定する区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び号は、次のとおりとする。

(庁舎候補地に係る地域の内容の抜粋)

| 地域又は区域 | 制限を受ける建築物 | 平均地盤面からの高さ | 法別表第 4(に) 欄の号 |
|---------------|-----------|------------|---------------|
| 近隣商業地域又は準工業地域 | | 4メートル | (2) |
| 用途地域の指定のない区域 | イ | | (1) |
| | ロ | | (2) |

※静岡県の HP より

(3) 庁舎候補地の整理要約

| 対象 ペー ジ | ケース4 統合方式 その2 新庁舎建設 (市内適地) | | | | 市域中心ゾーン | | | |
|---------------------|---|---|--|--|--|--|--|---------|
| | ケース1 分庁方式 その1 | | ケース2 分庁方式 その2 | | | 新市街地ゾーン | 西焼津周辺ゾーン | 焼津周辺ゾーン |
| | ケース1 その1 | ケース2 その2 | ケース3 その1 | ケース4 その2 | | | | |
| | 本館/大井川庁舎 再開発ビル「アトレ焼津」1・2階 | 本館/大井川庁舎 新別館新設 (別館・議会庁舎敷地) | 新庁舎建設 (本庁舎・議会庁舎・別館敷地) | 新庁舎建設 (本庁舎・議会庁舎・別館敷地) | | | | |
| 区域 | | | | | | | | |
| 現況写真 | | | | | | | | |
| 敷地面積 | 別紙参照 | 別紙参照 | 6,090㎡ | 15,000㎡ | 30,000㎡ | 10,000㎡ | 30,000㎡ | |
| 用途地域等 | 本館：商業地域 大井川庁舎：調整区域 再開発ビル：近隣商業地域 | 本館：商業地域 大井川庁舎：調整区域 新別館新設：商業地域 | 新庁舎建設：商業地域 | 工業地域 再開発ビル：商業地域 | 工業地域 再開発ビル：商業地域 | 近隣商業地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域 | 近隣商業地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域 | |
| 建ぺい率 | 本館：80% 大井川庁舎：60% 再開発ビル：80% | 本館：80% 大井川庁舎：60% 再開発ビル：80% | 80% | 60% 60% | 80% 60% 60% | 80% 60% 60% | 70% (60%に角地加算) | |
| 容積率 | 本館：400% 大井川庁舎：200% 再開発ビル：200% | 本館：400% 大井川庁舎：200% 再開発ビル：400% | 400% | 200% 200% | 200% 200% 200% | 200% 200% 200% | 200% | |
| 斜線制限 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | |
| 日影規制 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | |
| 高度利用地区 | 大井川庁舎以外指定あり | 大井川庁舎以外指定あり | なし | なし | あり | あり | あり | |
| 準防火地域 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | |
| 利用圏域 | なし | なし | 指定あり | 指定あり | 指定あり | 指定あり | 指定あり | |
| 人口 | — | — | 18,015 | 11,323 | 11,264 | 28,305 | 29,639 | |
| (人) | — | — | 115,322 | 111,645 | 119,217 | 117,376 | 130,958 | |
| | — | — | 128,147 | 122,818 | 136,069 | 134,251 | 142,762 | |
| 道路アクセス (直線距離) | 本館：JR焼津駅から0.7km JR西焼津駅から3.45km 東名焼津I.Cから2.65km 国道150号から1.45km 大井川庁舎： JR焼津駅から8.1km JR西焼津駅から6.15km 東名焼津I.Cから8.75km 国道150号から1.3km 再開発ビル： JR焼津駅から1.0km JR西焼津駅から3.25km 東名焼津I.Cから2.75km 国道150号から1.75km | 本館：JR焼津駅から0.7km JR西焼津駅から3.45km 東名焼津I.Cから2.65km 国道150号から1.45km 大井川庁舎： JR焼津駅から8.1km JR西焼津駅から6.15km 東名焼津I.Cから8.75km 国道150号から1.3km 新別館新設地： JR焼津駅から0.75km JR西焼津駅から3.45km 東名焼津I.Cから2.65km 国道150号から1.45km | JR焼津駅から0.75km JR西焼津駅から3.45km 東名焼津I.Cから2.65km 国道150号から1.45km | JR焼津駅から4.0km JR西焼津駅から1.0km 東名焼津I.Cから3.0km 国道150号から2.0km | JR焼津駅から4.0km JR西焼津駅から1.0km 東名焼津I.Cから3.0km 国道150号から2.0km | JR焼津駅から4.0km JR西焼津駅から1.0km 東名焼津I.Cから3.0km 国道150号から1.0km | JR焼津駅から4.0km JR西焼津駅から1.0km 東名焼津I.Cから3.0km 国道150号から1.0km | |
| 主要バスルート (平日運行本数) | 本館/再開発ビル：焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) 大井川庁舎：大井川循環12本 (すいせん6本、さくらえび6本) | 本館/新別館新設：焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) 大井川庁舎：大井川循環12本 (すいせん6本、さくらえび6本) | 焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) | 焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) | 焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) | 焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) | 焼津循環18本 (ゆりかもめ9本、さつぎ9本) | |
| 土地の所有 | 市有地/民有地 (アトレ焼津) | 市有地 | 市有地 | 民有地 | 市有地 | 市有地等 | 市有地 | |

注：敷地面積はCAD測定

4.各ケースの検討

(1) ケース 1 分庁方式 1 : 本庁舎・大井川庁舎・再開発ビル

①計画概要

「耐震性に劣る」または「やや劣る」と判定されている 5 施設(別館・議会庁舎・福祉庁舎・産業会館・下水処理場)に配置されている部署を、市が所有する床のある再開発ビル(アトレ焼津)の床を買い増して、本庁舎、大井川庁舎を中心に庁舎の機能分担を図りながら、平成 23 年度を目標に庁舎機能の再配置を行います。

既存施設(再開発ビル「アトレ焼津」)を活用して庁舎機能を再配置

②計画方針

再開発ビル 1 階には、現福祉庁舎に配置されている福祉部門を基本として移転配置し、併せて現在再開発ビル 2 階に配置されている「親子ふれあい広場」を 1 階に再配置することにより、福祉部門との連携のもと子育て支援機能のさらなる充実を図ることとします。

再開発ビル 2 階には、本庁舎及び産業会館から都市整備部門を、大井川庁舎から土木部門をそれぞれ再配置し、建設土木等都市機能の整備を図る部門を一括して配置することによりその充実を図ります。これに伴って、現在経済振興部門を中心に別館に配置されている部署を本庁舎に移転配置し、議会庁舎の議会機能を大井川庁舎に再配置することとします。

また、現在汐入処理場事務棟に配置されている下水道部門については、処理場施設の管理も必要なことから、長寿命化計画に基づく施設改修を進めるとともに、部署の一部についてはその他の庁舎の利用も視野に入れて再配置を検討することとします。

なお、現在再開発ビル 2 階には、1 階に再配置する「親子ふれあい広場」以外に、展示発表会などができる「市民ギャラリー」や市民が自由に使用できる「市民開放スペース」がありますが、これらの機能が喪失されることから、代替施設を検討するなど利用者への配慮が必要となります。

(2) ケース2 分庁方式2：本庁舎・大井川庁舎・新別館建設

①計画概要

新別館を、議会庁舎と別館を取り壊した跡地に建設し、本庁舎・大井川庁舎との機能分担を図りながら、分庁方式により庁舎機能を整備します。本庁舎及び大井川庁舎の現状の庁舎利用状況に即した事務室面積シェアに基づいて、部署の再配置を計画することとします。新別館の規模については、庁舎の全体面積を第3章で算定した新庁舎建設の場合の計画延床面積17,700㎡とし、不足面積にあたる8,997㎡を基礎に検討しています。

新別館の計画面積＝新庁舎の計画面積－(本庁舎面積＋大井川庁舎面積)＝8,997㎡

議会庁舎及び別館跡地に約9,000㎡(延べ床面積)の新別館を建設

| 区 分 | | 計 | 小計 | 新別館 | 本庁舎 | 大井川 庁舎 | 備考 |
|-------|------------------|----------------|------------------|----------------|-------------|--|---|
| 庁舎規模 | 敷地面積 | | 6,090㎡ | | | - | |
| | 建築面積 | | 2,368㎡ | 1,000㎡ | 1,368㎡ | - | |
| | 延床面積 | 17,703㎡ | 13,944㎡ | 9,000㎡ | 4,944㎡ | 3,759㎡ | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | | 38.8% (80%) | 16.4% | 22.4% | - | |
| | 容積率 (許容容積率) | | 230.6% (400%) | 147.7% | 81.2% | - | |
| | 階数 | | | 9階 | 6階 | 3階 | |
| | 高さ | | | 32.5m | 22.8m | - | 新別館：1、2F=4m、3～9=3.5mと想定 |
| | 駐車台数 | 323台 | 195台 | | | 128台 | 既存172台+新設25台(地方債同意等基準「車庫」面積25㎡/台により算定) |
| | 広場・緑化面積 | | 920㎡ | 920㎡ | - | - | みどり育成条例基準の10%以上を確保 |
| | 計画職員数 | 663人 | 570人 | 319人 | 251人 | 93人 | 現状利用状況に即した配置 |
| 事業費 | 用地取得費 | - | - | - | - | - | 市有地のため不要 |
| | 建設工事費 | 3,303 百万円 | - | 3,303 百万円 | - | - | 他都市平均単価367千円/㎡として算定 (P.92 他都市の庁舎工事費事例参照) 9,000㎡×367千円/㎡ |
| | 外構工事費 | 26.7 百万円 | - | 26.7 百万円 | - | - | 15千円/㎡として算定。 1,780㎡×15千円/㎡ |
| | 各種調査 設計・監理費 | 499.4 百万円 | - | 499.4 百万円 | - | - | 総工事費(建設工事費+外構工事費)× 15%として算定 3,329,700千円×15% |
| | 総事業費 | 3,829.1 百万円 | - | 3,829.1 百万円 | - | - | |
| 維持管理費 | 141.3 百万円 | | 73.3 百万円 | 40.2 百万円 | 27.8 百万円 | 既存庁舎維持管理費8,141円/㎡として 算定 (P.94 既存庁舎維持管理費参照) | |

②計画方針

別館・議会庁舎を取り壊した跡地に新別館を建設します。道路斜線制限・隣地斜線制限等の条件から、必要な執務スペースを確保するために高層(9F)の建物が想定されます。また、前面道路側の敷地に広場・緑化スペースを、また、北側の既存駐車場に隣接して駐車場を配置することとします。

なお、このケースでは、本庁舎躯体自体の耐用年数も迫りつつあることから、将来的には本庁舎の建て替えも検討していく必要が生じてくることとなります。

事務室面積シェアによる計画職員数の想定

新別館の建設により、新別館、本庁舎、大井川庁舎の3施設において分庁方式機能(部署・職員)の再配置を行うこととなりますが、一つの目安として事務室面積のシェアによりあん分すると計画職員数は下表のとおりになります。

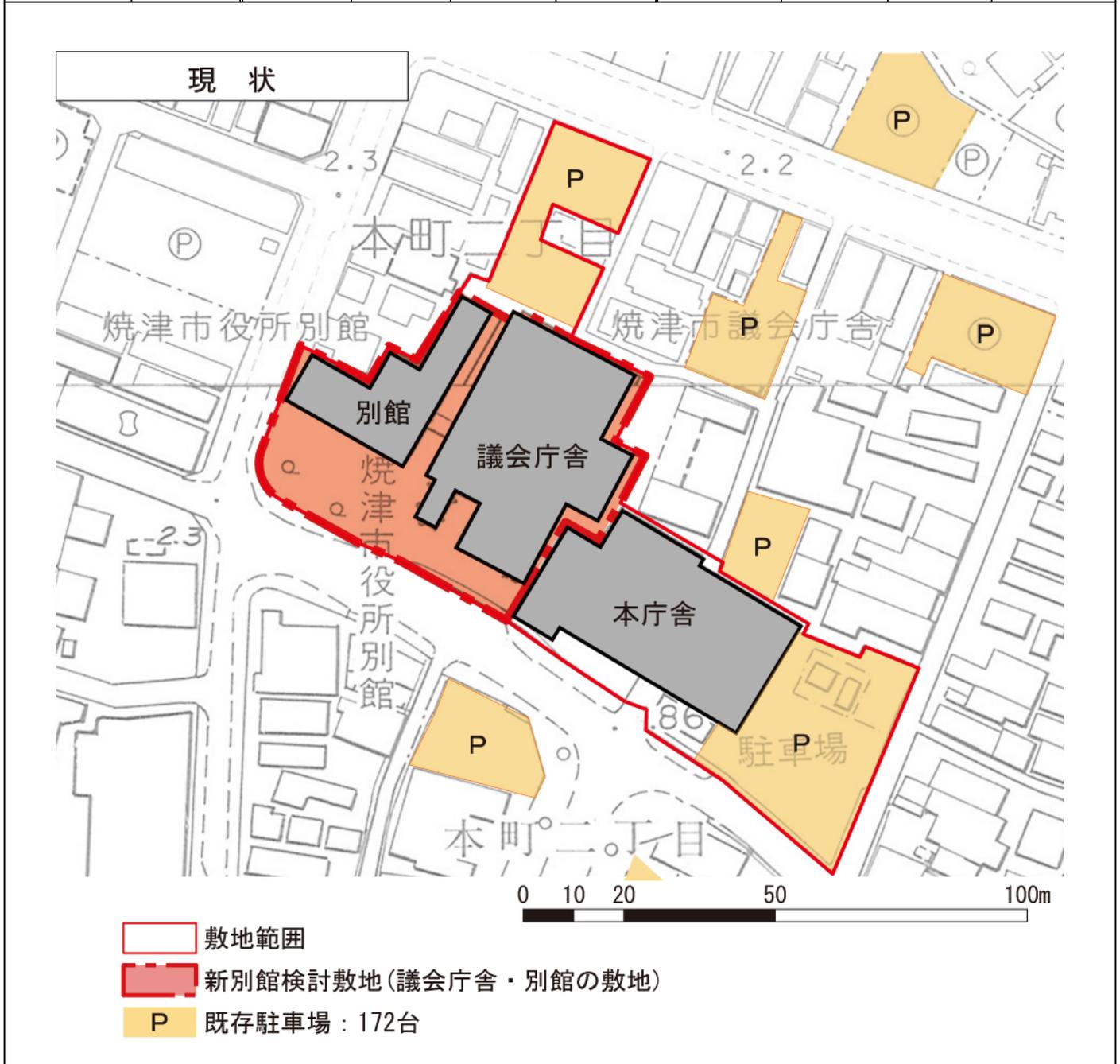
| 区 分 | 延床面積 (㎡) | 事務室面積 (㎡) | 事務室面積シェア (%) | 現状職員数 (人) | 計画職員数 (人) |
|-------|-------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 本庁舎 | 4,944 | 2,128.5 | 37.9 | 333 | 251 |
| 大井川庁舎 | 3,759 | 783.4 | 14.0 | 125 | 93 |
| 新別館 | 8,997 | ※2,699.1 | 48.1 | (その他の庁舎) 205 | 319 |
| 計 | 17,700 | 5,611.0 | 100 | 663 | 663 |

※新別館は、地方債同意等基準を参考として事務室面積を全体の30%と想定しています。

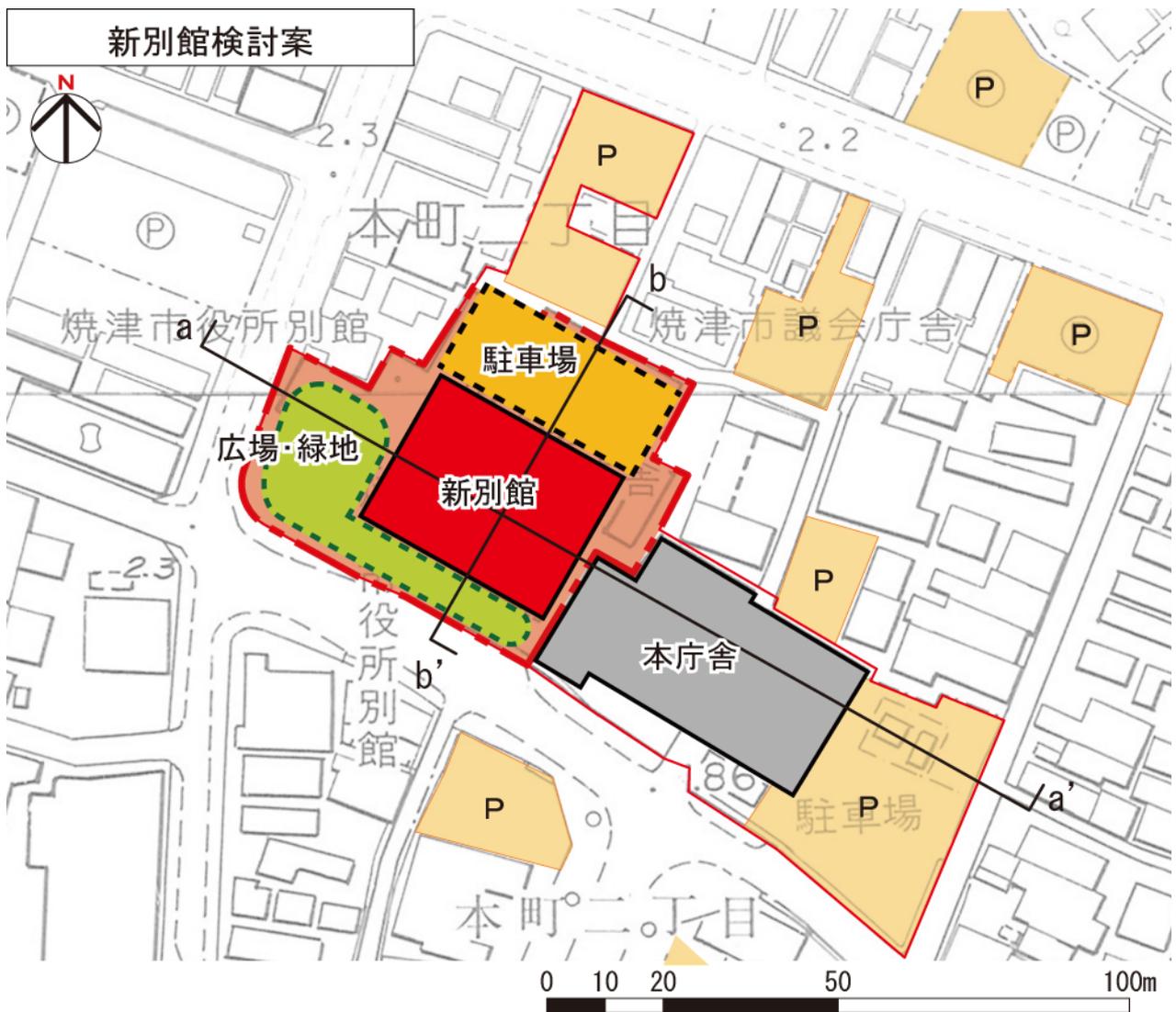
(参考)

●既存施設の概要

| | 計 | 小計 | 本庁舎 | 議会庁舎 | 別館 | 大井川庁舎 | 福祉庁舎 | 産業会館 | 下水処理場 |
|-------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 敷地面積 | | 6,090 m ² | | | | - | - | - | - |
| 建築面積 | | - | 1,368 m ² | - | - | - | - | - | - |
| 延床面積 | 16,976 m ² | 10,496 m ² | 4,944 m ² | 3,586 m ² | 1,966 m ² | 3,759 m ² | 2,234 m ² | 357 m ² | 130 m ² |
| 駐車場台数 | | 172 台 | 172 台 | | | 128 台 | 19 台 | 55 台 | 20 台 |
| 現状職員数 | 663 人 | 394 人 | 333 人 | 8 人 | 53 人 | 125 人 | 103 人 | 24 人 | 17 人 |

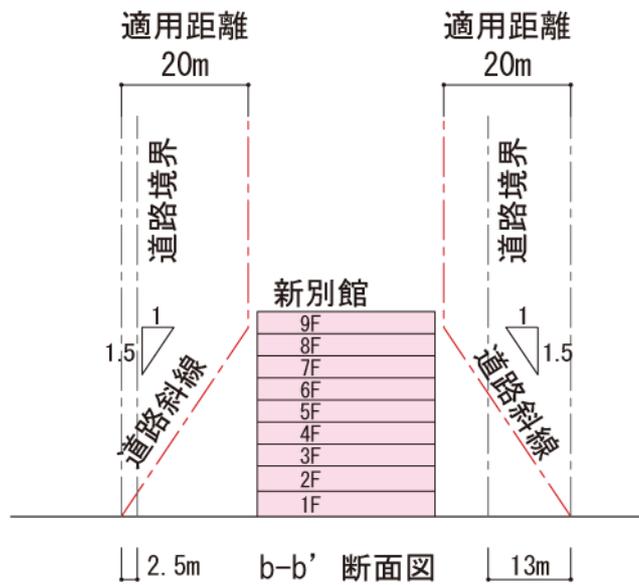
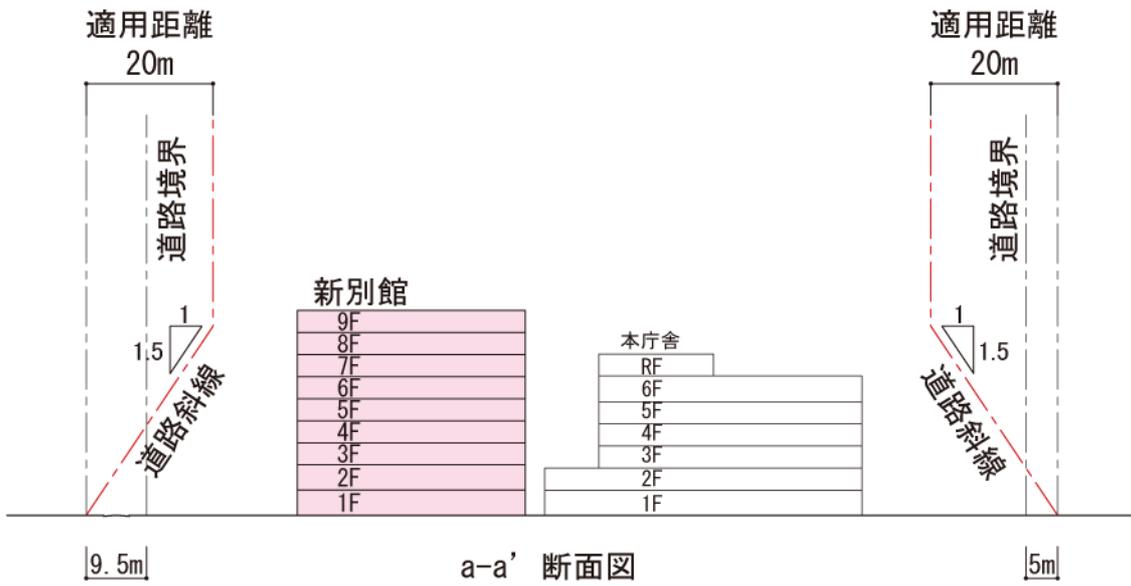


新別館検討案



- | | |
|---|--|
|  敷地範囲 |  新別館 |
|  新別館検討敷地(議会庁舎・別館の敷地) |  駐車場 |
|  既存駐車場 |  広場・緑地 |

○斜線制限の検討



(3) ケース3 統合方式1：新庁舎建設（別館・議会庁舎跡地及び本庁舎敷地）

①計画概要

別館及び議会庁舎を取り壊した跡地に加え、本庁舎を取り壊した敷地も含めた現在の本庁舎、別館、議会庁舎の全体敷地 6,090 m²に新たに計画延床面積 17,700 m²の新庁舎を建設します。

現在の本庁舎、別館、議会庁舎の敷地に新庁舎を建設

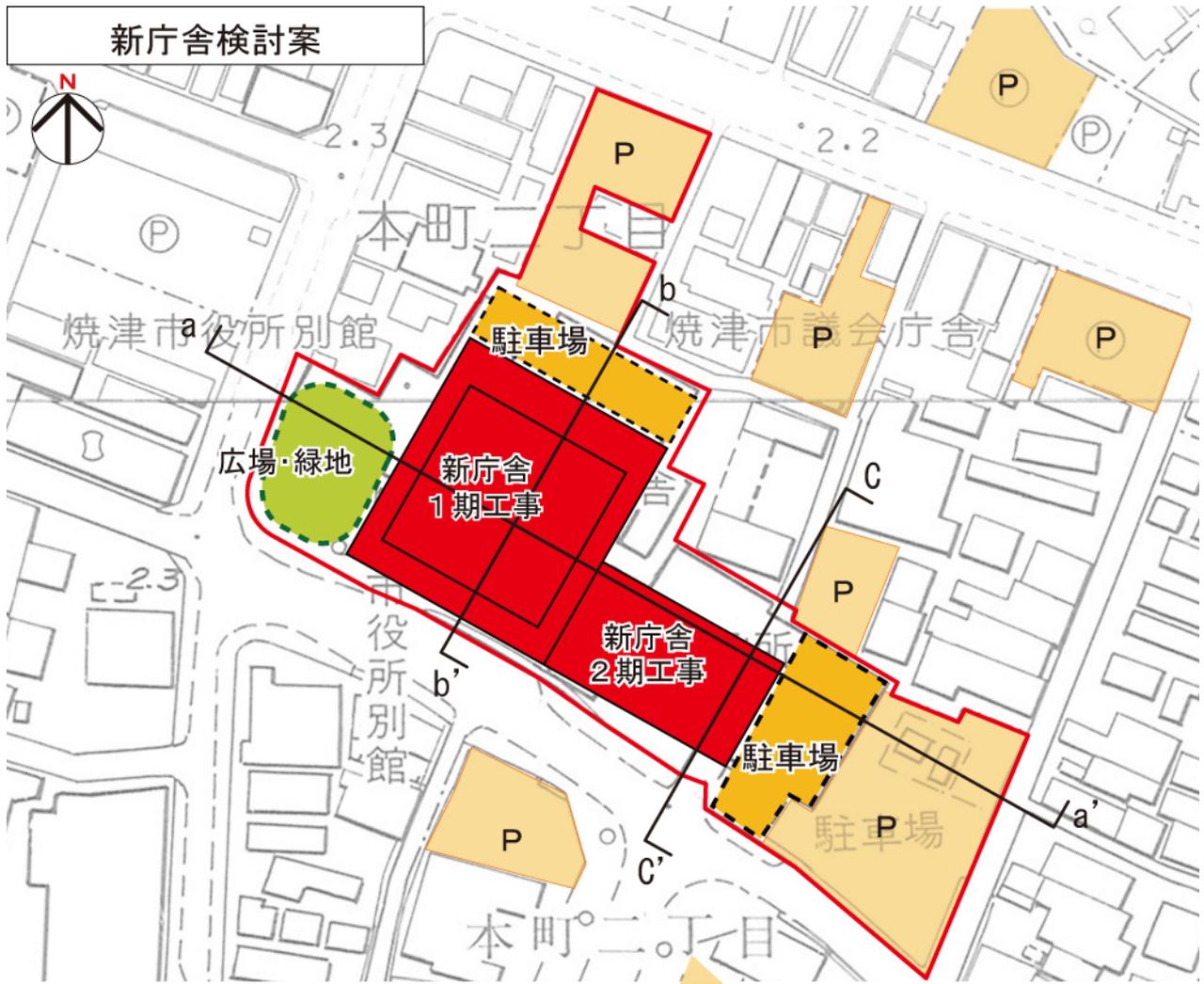
| | 項目 | 内容 | 備考 |
|------|------------------|-----------------------|--|
| 庁舎規模 | 敷地の法規制 | 商業地域、防火地域 | |
| | 敷地面積 | 6,090 m ² | |
| | 建築面積 | 2,300 m ² | |
| | 延床面積 | 17,700 m ² | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | 37.8% (80%) | |
| | 容積率 (許容容積率) | 290.6% (400%) | |
| | 階数 | 12 階 | |
| | 高さ | 43m | 1、2F=4m、3～9=3.5m と想定 |
| | 駐車台数 | 170 台 | 本庁舎 1 階部分の既存駐車場が減るため、現状維持 |
| | 広場・緑化面積 | 670 m ² | |
| | 計画職員数 | 663 人 | |
| 事業費 | 用地取得費 | — | 市有地のため不要 |
| | 建設工事費 | 6,495.9 百万円 | 他都市平均単価 367 千円/m ² として算定 (P. 92 他都市の庁舎工事費事例参照) 17,700 m ² ×367 千円/m ² |
| | 外構工事費 | 56.8 百万円 | 15 千円/m ² として算定。 3,790 m ² ×15 千円/m ² |
| | 各種調査 設計・監理費 | 982.9 百万円 | 総工事費(建設工事費+外構工事費)×15%として算定 6,552,750 千円×15% |
| | 総事業費 | 7,535.6 百万円 | |
| | 維持管理費 | 144.1 百万円 | 既存庁舎維持管理費 8,141 円/m ² として算定 (P. 94 既存庁舎維持管理費参照) |

②計画方針

新庁舎建設にあたり、道路斜線制限・隣地斜線制限等の条件があり、別館及び議会庁舎を取り壊した跡地のみで必要面積の新庁舎を建設することは困難であるため、本庁舎の敷地も含めた検討が必要となります。

工事期間中に仮設庁舎を建設しないこととして新庁舎建設を行う方針により、工事を2期に分け、1期工事は別館・議会庁舎跡地に高層(12階)の建物を、2期工事では本庁舎敷地に中層(5階)の庁舎を配置することを想定しました。

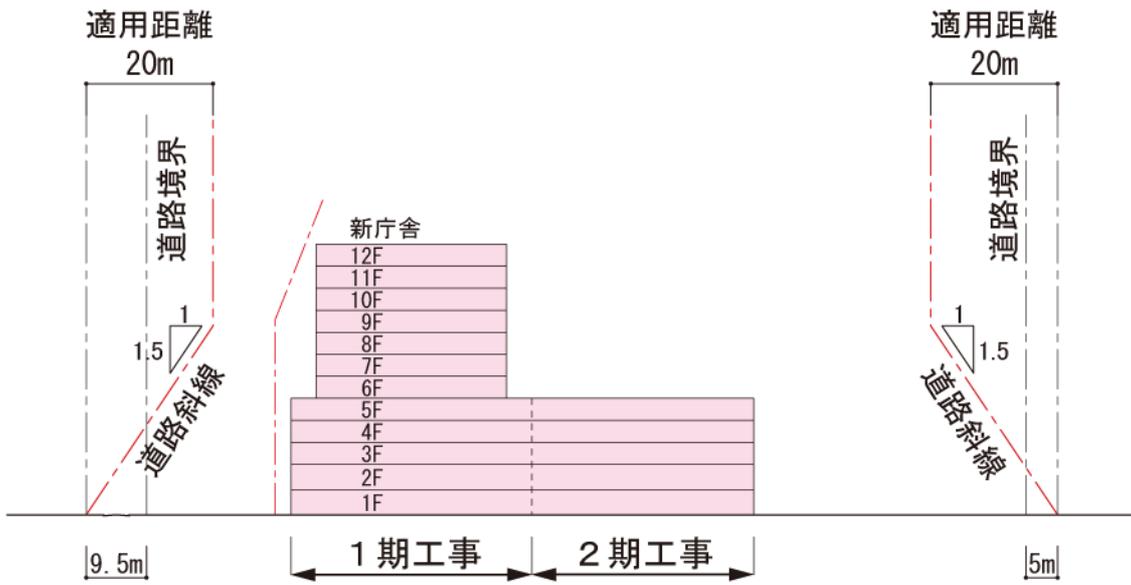
新庁舎検討案



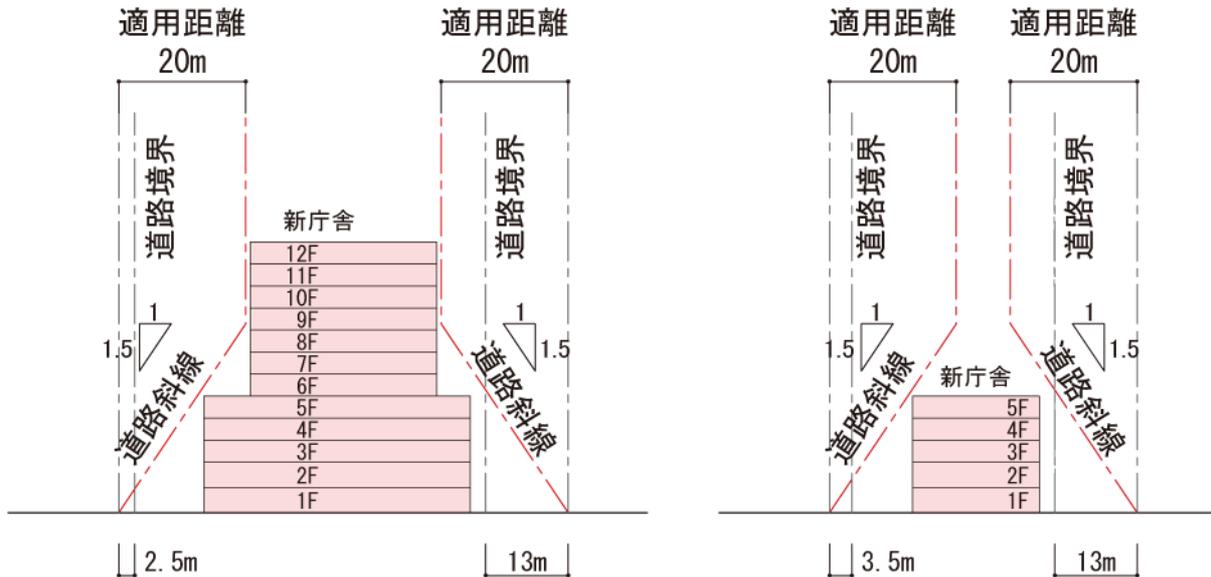
敷地範囲
 P 既存駐車場

新庁舎
 駐車場
 広場・緑地

○斜線制限の検討



a-a' 断面図



b-b' 断面図

c-c' 断面図

(4) ケース4 統合方式2：新庁舎建設（市内適地）

ケース4では、市内に新たな敷地を選定しその候補地ごとに新設する統合庁舎について検討しました。長期的視点に立った統合庁舎とすることから、いずれの候補地とも「計画職員数663人」、「延床面積17,700㎡」の同一条件で検討しています。

なお、個々の計画敷地に応じて、高層・中層・低層を仮定して計画を検討していますが、実際の計画に当たっては、ワンストップサービス導入の観点から1階に市民の利用頻度の高い部署を効率的に配置したり、市民開放スペースを配置するなど、執務以外の機能配置の観点からも検討していくことが必要となります。

ケース4-①《焼津駅周辺ゾーン》

焼津駅周辺の市街地においては一定の広さを有する適当な市有地がないため、庁舎敷地として民有地を仮想して検討することとしました。このケースでは、焼津駅周辺の状況や他のケースで設定した諸条件との比較を考慮し、敷地面積を15,000㎡の民有地として仮定し、諸条件を整理しました。

焼津駅周辺ゾーン（想定敷地面積15,000㎡）に新統合庁舎を建設

①計画概要

※面積はCAD計測による

| | 項目 | 内容 | 備考 |
|------|------------------|------------------|--|
| 庁舎規模 | 敷地の法規制 | 工業地域、準工業地域 | |
| | 計画敷地面積 | 15,000㎡ | |
| | 建築面積 | 2,250㎡ | |
| | 延床面積 | 17,700㎡ | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | 15.0% (60%) | |
| | 容積率 (許容容積率) | 118.0% (200%) | |
| | 階数 | 8階 | 高層 |
| | 高さ | 29m | 1、2F=4m、3～8=3.5mと想定 |
| | 駐車台数 | 280台 | 地方債同意等基準「車庫」面積25㎡/台により算定 |
| | 広場・緑化面積 | 5,400㎡ | 36% |
| | 計画職員数 | 663人 | |
| 事業費 | 用地取得費 | 1,230.0百万円 | 近傍地価82千円/㎡×15,000㎡により算定 |
| | 建設工事費 | 6,495.9百万円 | 他都市平均単価367千円/㎡として算定 (P.92 他都市の庁舎工事費事例参照) 17,700㎡×367千円/㎡ |
| | 外構工事費 | 191.2百万円 | 15千円/㎡として算定。12,750㎡×15千円/㎡ |
| | 各種調査、設計・監理費 | 1,003.0百万円 | 総工事費(建設工事費+外構工事費)×15%として算定 6,687.1百万円×15% |
| | 総事業費 | 8,920.1百万円 | |
| | 維持管理費 | 144.1百万円 | 既存庁舎維持管理費8,141円/㎡として算定 (P.94 既存庁舎維持管理費参照) |

②計画方針

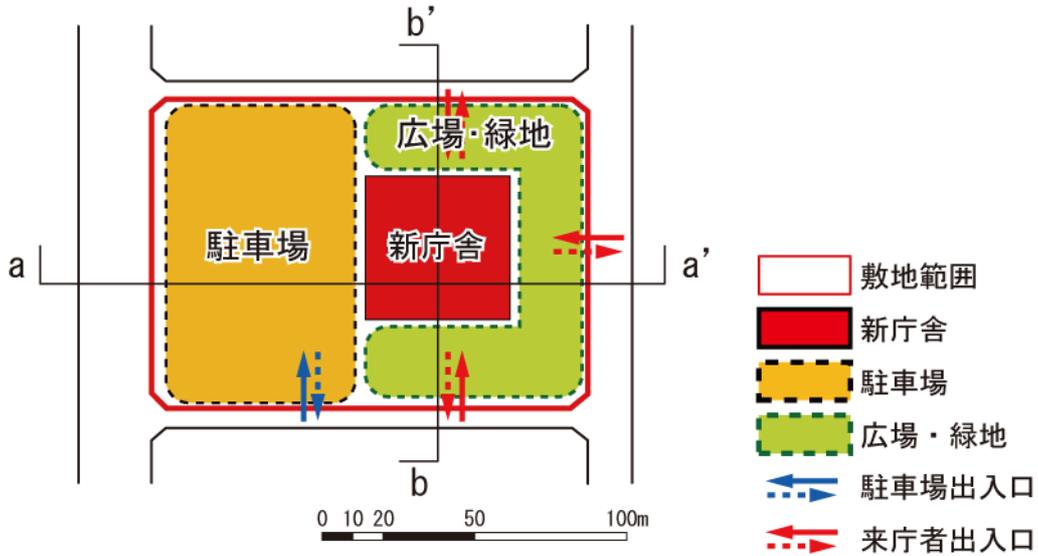
焼津駅に近い市街地内で密度の高い広大な既存宅地があるため、庁舎整備を契機として、周辺の土地利用の転換や建物の更新により市街地が活発化することを期待し、高度利用する計画としました。

新庁舎は高層とし、周辺に駐車場、広場・緑化スペースを配置します。

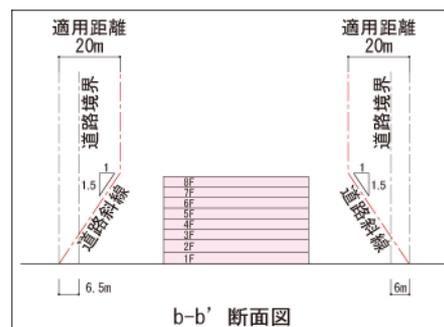
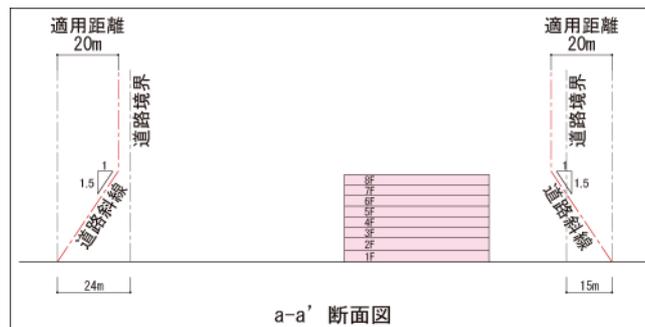
焼津駅周辺ゾーン

- ・ 焼津駅周辺の市街地内の民有地約 1.5 ha (15,000 m²) の敷地を想定。
- ・ 高度利用するために、駐車場と広場・緑地スペースを確保しながら、高層(8F)を想定した計画。

○ゾーニングの検討



○斜線制限の検討



ケース 4-② 《西焼津駅周辺ゾーン》

広域的な拠点形成を視野に入れて、藤枝市と隣接する市内中西部地区、西焼津駅周辺で検討しました。ケース 4-①焼津駅周辺ゾーンでは民有地を想定したことから、同じ駅周辺という類似条件であるこのケースでは市有地を仮定し、郊外部の広大な敷地面積を活かした計画とし、諸条件を整理しました。

西焼津駅周辺ゾーン（想定敷地面積 30,000 m²）に新統合庁舎を建設

①計画概要

※面積はCAD測定による

| | 項目 | 内容 | 備考 |
|------|------------------|-----------------------|--|
| 庁舎規模 | 敷地の法規制 | 市街化調整区域 | |
| | 敷地面積 | 30,000 m ² | |
| | 建築面積 | 6,000 m ² | |
| | 延床面積 | 17,700 m ² | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | 20.0% (60%) | |
| | 容積率 (許容容積率) | 59.0% (200%) | |
| | 階数 | 3階 | 低層 |
| | 高さ | 11.5m | 1、2F=4m、3F=3.5mと想定 |
| | 駐車台数 | 480台 | 地方債同意等基準「車庫」面積25 m ² /台により算定 |
| | 広場・緑化面積 | 6,500 m ² | 22% |
| | 計画職員数 | 663人 | |
| 事業費 | 用地取得費 | — | 市有地のため不要 |
| | 建設工事費 | 6,495.9百万円 | 他都市平均単価367千円/m ² として算定 (P.92 他都市の庁舎工事費事例参照) 17,700 m ² ×367千円/m ² |
| | 外構工事費 | 360.0百万円 | 15千円/m ² として算定 24,000 m ² ×15千円/m ² |
| | 各種調査、設計・監理費 | 1,028.3百万円 | 総工事費(建設工事費+外構工事費)×15%として算定 6,855.9百万円×15% |
| | 総事業費 | 7,884.2百万円 | |
| | 維持管理費 | 144.1百万円 | 既存庁舎維持管理費8,141円/m ² として算定 (P.94 既存庁舎維持管理費参照) |

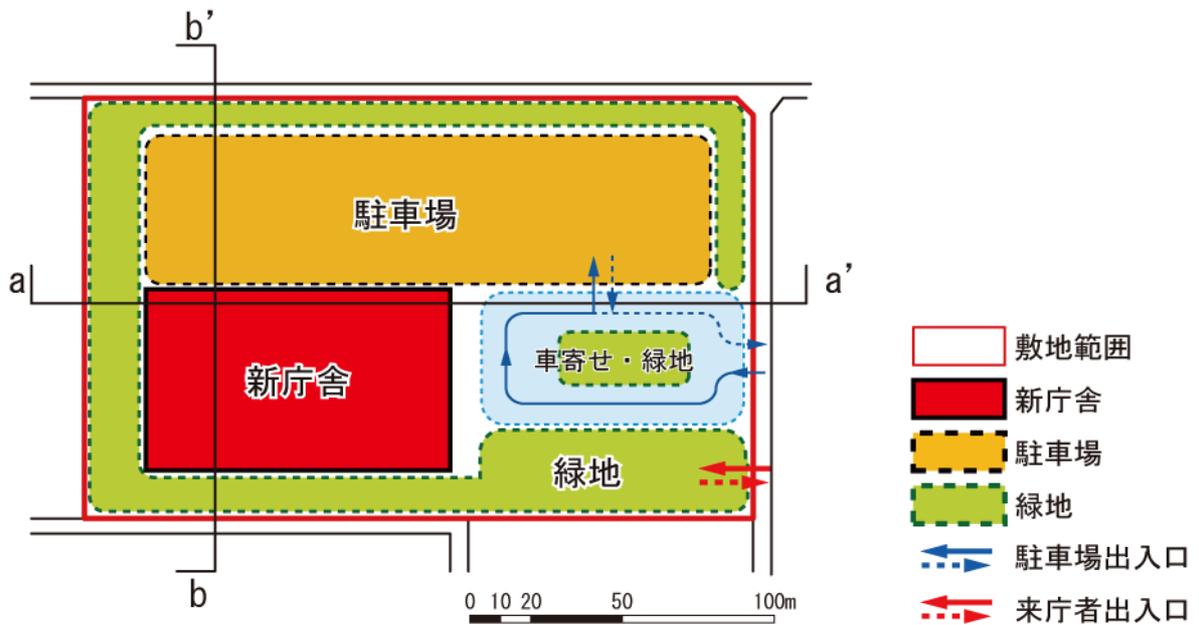
②計画方針

郊外部の広大な敷地面積を活かし、低層の建物として計画しました。車両による来庁が主になることが想定されるため、駐車場を大きく配置しています。

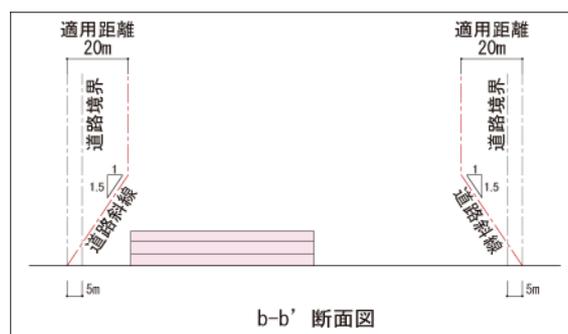
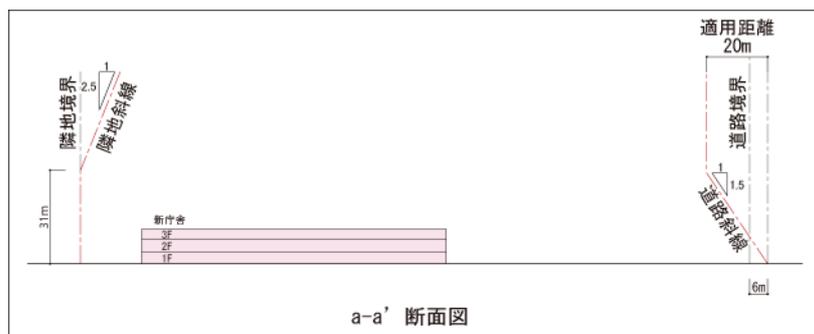
西焼津駅周辺ゾーン

- ・ 西焼津駅周辺の市有地に約3ha(30,000㎡)の敷地を想定。
- ・ 緑豊かな景観と広大な敷地面積を活かし、低層(3F)建築を想定。
- ・ 駐車場は、イベントの開催等オープンスペースとしても活用できるように大きく配置した計画。

○ゾーニングの検討



○斜線制限の検討



ケース4-③ 《新市街地ゾーン》

幹線道路を中心に商業系、住居系の土地利用が進み、新たな市街地を形成している小川地区において新たな統合庁舎を検討しました。新市街地においては新たに用地を求めることは困難なため、敷地として市有地を仮定しました。また、このケースでは、道路を挟んだ2つの敷地を想定し、諸条件について整理しています。

新市街地ゾーン（想定敷地面積 10,000 m²）に新統合庁舎を建設

①計画概要

※面積はCAD計測による

| | 項目 | 内容 | | | 備考 |
|------|------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|--|
| 庁舎規模 | 敷地の法規制 | 近隣商業地域，第1種・第2種住居地域 | | | |
| | | 計 | (敷地A) | (敷地B) | |
| | 敷地面積 | 10,000 m ² | 3,000 m ² | 7,000 m ² | |
| | 建築面積 | — | 1,000 m ² | 1,600 m ² | |
| | 延床面積 | 17,700 m ² | 5,000 m ² | 12,700 m ² | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | — | 33.3% (80%) | 22.8% (60%) | |
| | 容積率 (許容容積率) | — | 166.6% (200%) | 181.4% (200%) | |
| | 階数 | | 5階 | 8階 | 中層及び高層 |
| | 高さ | — | 18.5m | 29m | 1、2F=4m、3～8=3.5mと想定 |
| | 駐車台数 | 180台 | 28台 | 152台 | 地方債同意等基準「車庫」面積25 m ² /台により算定 |
| | 広場・緑化面積 | 2,500 m ² | 1,300 m ² | 1,200 m ² | 25% |
| | 計画職員数 | 663人 | 187人 | 476人 | 面積比率により想定 |
| 事業費 | 用地取得費 | — | — | — | 市有地のため不要 |
| | 建設工事費 | 6,495.9百万円 | 1,835.0百万円 | 4,660.9百万円 | 他都市平均単価367千円/m ² として算定(P.92 他都市の庁舎工事費事例参照) |
| | 外構工事費 | 129.0百万円 | 30.0百万円 | 99.0百万円 | 15千円/m ² として算定 |
| | 各種調査、 設計・監理費 | 993.6百万円 | 279.7百万円 | 713.9百万円 | 総工事費(建設工事費+外構工事費)×15%として算定 |
| | 総事業費 | 7,618.5百万円 | 2,144.7百万円 | 5,473.8百万円 | |
| | 維持管理費 | 144.1百万円 | 40.7百万円 | 103.4百万円 | 既存庁舎維持管理費8,141円/m ² として算定(P.94 既存庁舎維持管理費参照) |

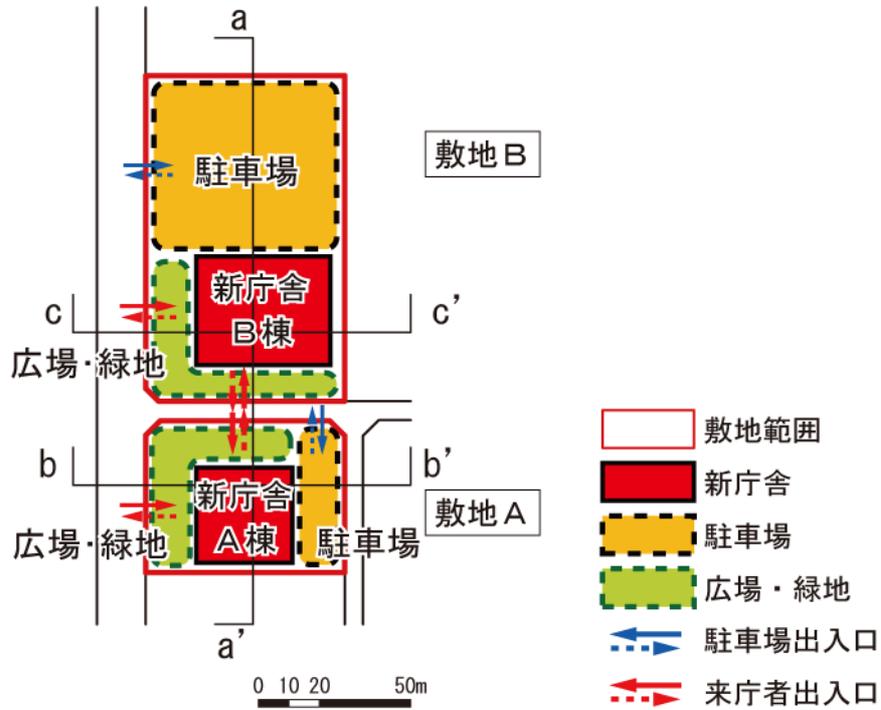
②計画方針

敷地が狭く、ひとつの敷地では必要な面積の庁舎を建設することが困難なことを想定し、2つの敷地で庁舎を建設する分棟形式で計画しました。また、日影規制があることから、敷地内の建物配置の位置と高さへの十分な配慮が必要となります。そのため、敷地B(別図参照)では、B棟は敷地の南側に配置し高層(8F)として、建物の北側に駐車場を配置しました。また、敷地A(別図参照)では、A棟は中層(5F)とし、必要面積を確保しています。

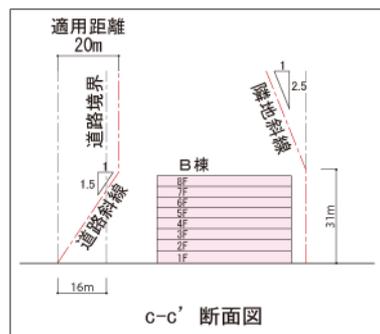
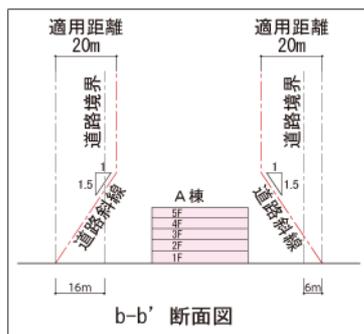
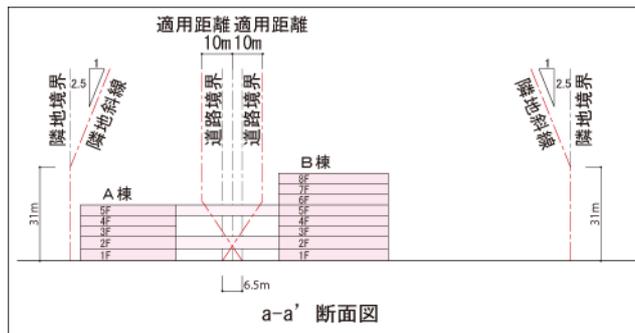
新市街地ゾーン

- ・新市街地において、道路を隔てた市有地約1ha(10,000㎡)の2つの敷地を想定。
- ・日影規制に配慮しながら、中・高層(5F・8F)分棟型を想定。

○ゾーニングの検討



○斜線制限の検討



ケース４－④ 《市域中心ゾーン》

地理的に市域のほぼ中心部となるゾーンで、焼津市立総合病院、消防防災センター、水道局庁舎、焼津警察署などの官公署が集中する地域の市有地を想定して検討しました。市街化区域と市街化調整区域の境界部で、広大な用地を活用した統合庁舎を仮定した上で、諸条件を整理しました。

市域中心ゾーン（想定敷地面積 30,000 m²）に新統合庁舎を建設

①計画概要

※面積はCAD測定による

| | 項目 | 内容 | 備考 |
|------|------------------|-----------------------|---|
| 庁舎規模 | 敷地の法規制 | 市街化調整区域 | |
| | 敷地面積 | 30,000 m ² | |
| | 建築面積 | 3,540 m ² | |
| | 延床面積 | 17,700 m ² | |
| | 建ぺい率 (許容建ぺい率) | 11.8% (70%) | |
| | 容積率 (許容容積率) | 59.0% (200%) | |
| | 階数 | 5階 | 中層 |
| | 高さ | 18.5m | 1、2F=4m、3F=3.5mと想定 |
| | 駐車台数 | 290台 | 地方債同意等基準「車庫」面積25 m ² /台により算定 |
| | 広場・緑化面積 | 18,000 m ² | 60% |
| | 計画職員数 | 663人 | |
| 事業費 | 用地取得費 | — | 市有地のため不要 |
| | 建設工事費 | 6,495.9百万円 | 他都市平均単価367千円/m ² として算定 (P.92 他都市の庁舎工事費事例参照) |
| | 外構工事費 | 396.9百万円 | 15千円/m ² として算定 26,460 m ² ×15千円/m ² |
| | 各種調査、設計・監理費 | 1,033.9百万円 | 総工事費(建設工事費+外構工事費)×15%として算定 6,892.8百万円×15% |
| | 総事業費 | 7,926.7百万円 | |
| | 維持管理費 | 144.1百万円 | 既存庁舎維持管理費8,141円/m ² として算定 (P.94 既存庁舎維持管理費参照) |

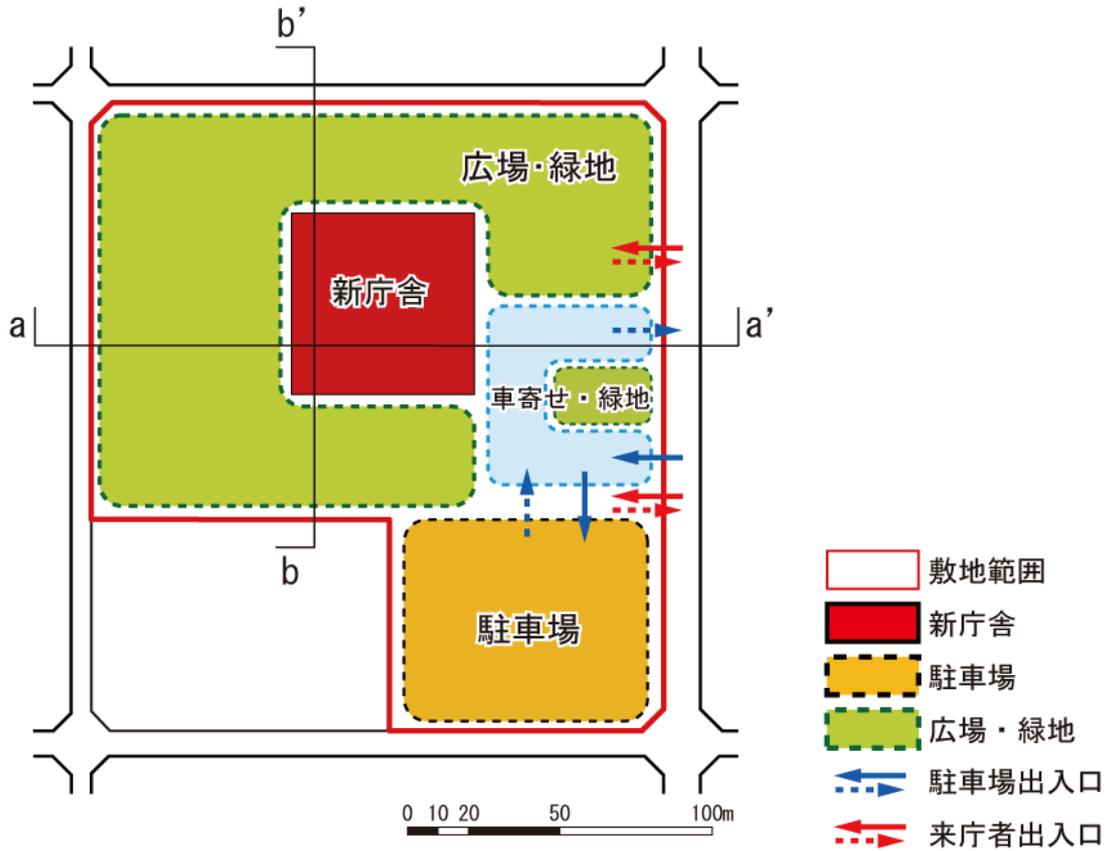
②計画方針

市域のほぼ中心部の市街化調整区域に位置し、東西と南北の幹線道路が交差する既存宅地において、周辺の住宅環境に配慮し、中層(5F)の新庁舎を建設し、それを取り囲むように大きな広場・緑化スペースと駐車場を配置しています。

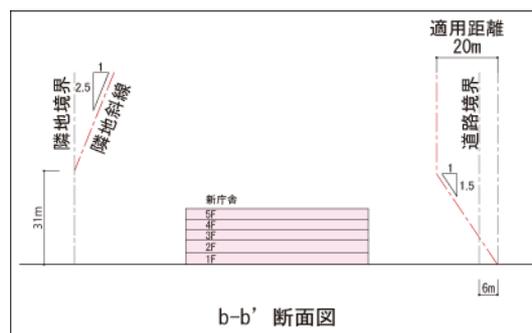
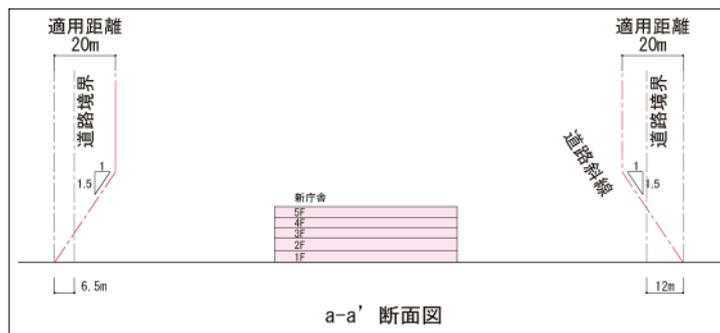
市域中心ゾーン

- ・市域の地理的中心ゾーンの約3ha(30,000㎡)の敷地を想定。
- ・周辺住宅地の環境に配慮し緑を多く配置、中層(5F)とした計画。

○ゾーニングの検討



○斜線制限の検討



参考資料：他都市の庁舎工事費事例

他都市における庁舎工事費の事例を調査したデータから、近年建設された立川市役所、青梅市役所、岩国市役所、福生市役所の4庁舎の建設費の平均単価 367 千円/㎡を新庁舎の概算建設費の検討に用いました。

| | 庁舎名 | 施設概要 | 工事費 (千円) | ㎡単価 | 備考 |
|---|------------------|--|--------------|---------|----|
| 1 | 立川市役所 (東京都) | 竣工年：2010年3月 敷地面積：11,000.41㎡ 延床面積：25,981.60㎡(庁舎部分：18,000㎡) 構造：PC造+S造(免震構造) 階数：4階/地価1階 | 10,300,000千円 | 396千円/㎡ | 視察 |
| 2 | 青梅市役所 (東京都) | 竣工年：2010年 敷地面積：16,046.18㎡ 延床面積：22,097.76㎡ 構造：SRC造+S造(免震構造) 階数：7階/地下1階 | 7,349,320千円 | 333千円/㎡ | |
| 3 | 岩国市役所 (山口県) | 竣工年：2008年 敷地面積：15,636㎡ 延床面積：24,325㎡ 構造：SRC造+S造(免震構造) 階数：7階/地下1階 | 8,900,000千円 | 366千円/㎡ | 視察 |
| 4 | 福生市役所 (東京都) | 竣工年：2008年3月 敷地面積：4,757.94㎡ 延床面積：10,228.77㎡ 構造：RC造+PC造+SRC造 階数：5階/地下1階 | 3,820,000千円 | 373千円/㎡ | 視察 |
| 5 | 木津川市庁舎 (京都府) | 竣工年：2009年8月 敷地面積：6,054㎡ 延床面積：9,952㎡ 構造：RC造+S造(免震構造) 階数：7階/地下1階 | 2,949,000千円 | 296千円/㎡ | |
| 6 | 糸満市庁舎 (沖縄県) | 竣工年：2008年3月 敷地面積：13,844㎡ 延床面積：15,434㎡ 構造：RC造/PC造 階数：5階 | 5,670,000千円 | 367千円/㎡ | |
| 7 | 宇陀市役所 (奈良県) | 竣工年：2003年1月 敷地面積：7,801㎡ 延床面積：7,823㎡ 構造：SRC造/W造 階数：5階/地下1階 | 2,645,000千円 | 338千円/㎡ | |
| 8 | 市川大門町庁舎 (山梨県) | 竣工年：2003年1月 敷地面積：8,340㎡ 延床面積：5,162㎡ 構造：RC造(免震構造) 階数：3階 | 1,329,000千円 | 257千円/㎡ | |
| 9 | 菰野町庁舎 (三重県) | 竣工年：2002年3月 敷地面積：27,002㎡ 延床面積：11,533㎡ 構造：SRC造+S(免震構造) 階数：7階 | 3,113,000千円 | 270千円/㎡ | |

| | 庁舎名 | 施設概要 | 工事費 (千円) | m ² 単価 | 備考 |
|----|------------------|---|---------------|-----------------------|----|
| 10 | 岩倉市庁舎 (愛知県) | 竣工年：2002年2月 敷地面積：5,065 m ² 延床面積：9,143 m ² 構造：RC造+S造 階数：6階/地下1階 | 3,920,000 千円 | 429 千円/m ² | |
| 11 | あきる野市庁舎 (東京都) | 竣工年：2001年 敷地面積：18,501 m ² 延床面積：14,070 m ² 構造：RC造 階数：7階/地下1階 | 6,710,000 千円 | 477 千円/m ² | |
| 12 | 大淀町庁舎 (奈良県) | 竣工年：2000年12月 敷地面積：11,582 m ² 延床面積：8,196 m ² 構造：S造+SRC造 階数：5階/地下1階 | 2,380,000 千円 | 290 千円/m ² | |
| 13 | 東久留米市 (東京都) | 竣工年：1996年11月 敷地面積：6,794 m ² 延床面積：20,129 m ² 構造：SRC造+S造 階数：7階/地下1階 | 10,000,000 千円 | 497 千円/m ² | 視察 |

参考資料：既存庁舎維持管理費

既存庁舎〔焼津市役所(本庁舎・別館・議会庁舎)、大井川庁舎〕の H21 年度庁舎維持管理費の平均面積当たりの維持管理費 8,141 円/㎡を概算維持管理費の検討に用いました。

H21 年度既存庁舎維持管理費

| | 焼津市役所 (本庁舎・別館・議会庁舎) 合計延床面積:10,496 ㎡ | 面積当り 維持管理費 (円/㎡) | 大井川庁舎 延床面積:3,759 ㎡ | 面積当り 維持管理費 (円/㎡) | 平均面積当り 維持管理費 (円/㎡) |
|---------|---|------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------|
| 庁舎管理修繕費 | 23,015 千円 | 2,193 円 | 3,798 千円 | 1,010 円 | 1,602 円 |
| 庁舎管理等委託 | 40,229 千円 | 3,833 円 | ※14,408 千円 | 3,833 円 | 3,833 円 |
| 電気代 | 14,034 千円 | 1,337 円 | 6,282 千円 | 1,671 円 | 1,504 円 |
| ガス代 | 5,853 千円 | 558 円 | 50 千円 | 13 円 | 285 円 |
| 上下水道 | 1,789 千円 | 170 円 | 497 千円 | 132 円 | 151 円 |
| 電話代 | 8,317 千円 | 792 円 | 2,776 千円 | 738 円 | 765 円 |
| 合計 | 93,238 千円 | 8,883 円 | 27,811 千円 | 7,399 円 | 8,141 円 |

※大井川庁舎の庁舎管理等委託費は資料がないため、焼津市役所の面積当たり維持管理費により想定。

平成 17 年度版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による概算

※延床面積 17,700 ㎡、耐用年数 60 年として算定

| コスト区分 | | 面積当たり単価 (円/㎡・年) | コスト | 備考 | |
|----------------|------------------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 保全コスト | 法令点検・定期点検保守・ 運転・日常点検保守コスト | 1,510 | 1,268,400.0 千円 | 1,510×60年×17,700 ㎡ | |
| | 清掃コスト | 800 | 672,000.0 千円 | 800×60年×17,700 ㎡ | |
| | 保安コスト | 550 | 462,000.0 千円 | 550×60年×17,700 ㎡ | |
| | 経常的修繕 | 1－5年 | 271 | 23,983.5 千円 | 271×5年×17,700 ㎡ |
| | | 6－10年 | 439 | 38,851.0 千円 | 439×5年×17,700 ㎡ |
| | | 11－15年 | 763 | 67,525.5 千円 | 763×5年×17,700 ㎡ |
| | | 16－20年 | 572 | 50,622.0 千円 | 572×5年×17,700 ㎡ |
| | | 21－30年 | 819 | 144,963.0 千円 | 819×10年×17,700 ㎡ |
| 31年以降 | 768 | 407,808.0 千円 | 768×30年×17,700 ㎡ | | |
| 小計 | | 733,753.50 千円 | | | |
| 改善コスト | | 350 | 371,700 千円 | 350×60年×17,700 ㎡ | |
| 運用コスト | | 2,160 | 2,293,920 千円 | 2,160×60年×17,700 ㎡ | |
| 一般管理コスト | | 840 | 892,080 千円 | 840×60年×17,700 ㎡ | |
| 運用支援コスト | | 840 | 892,080 千円 | 840×60年×17,700 ㎡ | |
| 合計コスト | | | 8,220,853.5 千円 | | |
| 耐用年数 1 年当たりコスト | | | 137,014.2 千円 | | |

(6) 庁舎候補地の特性

各ケースごとに、候補地の持つ特性について想定される可能性を端的に記載し、メリット、デメリットの指標として◎・○・△・×の4つのマークを示しました。

①分庁舎候補地のメリット・デメリット

分庁方式のケースについて比較し、市役所所在地の統合方式とも比較できる表としました。

◎：特性が優れている ○：特性が見られる △：特性が少ない ×：特性が感じられない

| | 分庁方式 | | 統合方式 |
|------------|---|--|--|
| | ケース1 | ケース2 | ケース3 |
| 場所・区域 | 本庁舎・大井川庁舎・再開発ビル(アトレ1,2階) | 本庁舎・大井川庁舎・新別館新設(別館・議会庁舎敷地) | 新庁舎建設(本庁舎・議会庁舎・別館敷地) |
| 早期実施の可能性 | ○既存建物を活用するため、一部の改修で対応可。 ◎一部の設備の改修の他は、家具、備品等で対応可。 | ○本庁舎と大井川庁舎が残りの、既存用地での建設であるため、スムーズに着工可能。 | ○既存敷地でありスムーズに着工可能である。 △敷地条件が厳しいため、2期工事とする必要がある。 |
| 安全性 | ◎建物の耐震性は確保される。 ×本庁舎は老朽化が進んでいる。 | ◎新築建物の耐震化は問題ない。 ×本庁舎は、老朽化が進んでいる。 | ◎全て新築となるため、耐震性は問題ない。 |
| 経済性 | ○一時的には経費は抑えられる。 ×長期的に見ると本庁舎老朽化への追加対応が必要。 | ○別館・議会庁舎部は新しくなる。 ×本庁舎は老朽化への追加対応が必要。 | ×敷地が狭いため、立体駐車場は必要。 |
| 利便性 | △庁舎機能が北部と南部の3か所となり、地域連携は図れるものの、分散化により非効率。 | ○庁舎機能が北部と南部の2か所となるため、今までよりは効率的で市民の利便性も高まる。 | ◎本庁舎に殆どの行政機能が集約されるので、効率的で市民の利便性も高まる。 ×南部地域の住民にとっては利便性が低下する。 |
| 周辺環境の状況 | △分散立地となり、周辺の環境も各々異なる。 | ○本庁舎と隣接する新別館に大半の機能が集約され、現在と同様の周辺環境である。 | ○同左 |
| 必要面積確保の可能性 | △十分とは言えないものの各施設を合わせて必要面積は確保できる。 ×場所によっては立体駐車場の検討が必要。 | ○新設することにより、現在より増床が見込める。 ×立体駐車場の検討が必要。 | ◎全て新設にすることにより、必要面積は十分見込める。 ×立体駐車場の建設が必要。 |
| 法的条件の適合性 | ◎既に建っている施設を利用するため、法規制は問題ない。 | ◎現在と同じ場所(商業地域)であることから、法規制は問題ない。 | ◎同左 |

注)：ケース2～3では既存施設の撤去費が必要となる。

②統合庁舎候補地のメリット・デメリット

統合庁舎について、市役所所在地と市内4か所を想定した候補地のケースとを比較しました。メリット、デメリットの指標については、前ページと同じです。

◎：特性が優れている ○：特性が見られる △：特性が少ない ×：特性が感じられない

| | 統合方式による新庁舎建設 | | | | |
|------------|--|--|--|---|--|
| | ケース3(現在地) | ケース4(現在地からの移転) | | | |
| 場所 区域 | 本庁舎・議会庁舎・別館敷地 | ①焼津駅周辺ゾーン [想定：15,000㎡民有地] | ②西焼津駅周辺ゾーン [想定：30,000㎡市有地] | ③新市街地ゾーン [想定：10,000㎡市有地] | ④市域中心ゾーン [想定：30,000㎡市有地] |
| 早期実施の可能性 | ○既存敷地でありスムーズな着工が可能。 △敷地条件が厳しいため、工事を2期に分離する必要がある。 | ×民地であることから、他のケースに比べ、用地取得に期間を要する。 | △調整区域内であり、建設許可に対する協議手続きに時間を要する。 | △幹線道路に面する細長い敷地形状であり、周辺への交通影響の検討が必要。 | ×調整区域であり、建設許可に対する協議手続きに時間を要する。 |
| 安全性 | △商店や住宅も多く、駅への往来や臨港道路もあるため、交通渋滞や事故への配慮が必要。 ×津波浸水予想地域に位置する。 | ×工場跡地などを取得する場合には、土壌汚染や地質調査等が必要。 ×津波浸水予想地域に位置する。 | ◎市街地からの幹線道路が整備され、敷地も広く、安全性の確保は比較的容易。 | △商店や住宅も多く、幹線道路に直接面していることから、交通渋滞や事故への配慮が必要。 | ◎市街地からの幹線道路が整備され、敷地も広く、安全性の確保は比較的容易。 |
| 経済性 | ◎取得費がかからない。 ×敷地が狭いため、立体駐車場が必要。 △仮設庁舎の建設又は1期工事、本庁舎解体、2期工事の工程が必要となる。 | ×民有地であることから、用地買収費や地盤調査費等が必要。 ◎JR駅周辺であるため、都市PRとしては適地。 | ○市有地であり用地取得費はかからない。 | △市有地であるが、敷地が狭いため、建物等の高層化の検討が必要 | ◎市有地であり用地取得費はかからない。 |
| 利便性 | ◎行政機能が集約される。 △市域北部に位置し、市域中心部からは遠い。 ○市街地に位置する。 ○JR焼津駅に近い。 ○近くにバス停がある。 | ◎行政機能が集約される。 △市域北部に位置し、市域中心部からは遠い。 ○市街地に位置する。 ○JR焼津駅に近い。 ○近くにバス停がある。 | ◎行政機能が集約される。 △市域中西部に位置し、市域中心部からは遠い。 ×市街地からは遠い。 ○JR西焼津駅に近い。 ○近くにバス停がある。 ○隣接する藤枝市境に位置し広域連携を図る上で機動性に富んでいる。 | ◎行政機能が集約される。 ○市域中心部に比較的近い。 ○新市街地に位置する。 △JR焼津駅からは一定の距離がある。 ○近くにバス停がある。 ○焼津駅から市域中心部までを縦断する幹線道路沿いに立地しており機動性に富んでいる。 ◎市内で地価が最も高い地区に位置する。 | ◎行政機能が集約される。 ◎位置的に市域の中心部に位置する。 ×市街地から離れている。 ×JR両駅からは離れている。 ◎近くにバスルートの拠点がある。 ○東西南北をつなぐ幹線道路に比較的近く機動性に富んでいる。 |
| 周辺環境の状況 | ○本庁舎は現状位置に集約され、焼津漁港に近く焼津らしい環境が得られる。 | ○現状の各種公共的施設の立地環境からは少し離れるが、焼津漁港に近く焼津らしい環境が得られる。 | ○現状の各種公共的施設の立地環境からは離れるが、周辺の緑豊かな環境が得られる。 | ○現状の各種公共的施設の立地環境からは少し遠くなるが、スーパー等が周辺に立地し、買い物等は便利。 | ◎警察、消防防災センター等公共施設や大型商業店舗も立地しており、周辺の緑豊かな環境も得られる。 |
| 必要面積確保の可能性 | ○全て新設にすることにより、必要面積は十分見込める。 ×ただし、立体駐車場の建設が必要。 | ◎敷地の必要面積が充分見込めるかどうかは、候補地の選定に左右される。 | ○広々とした敷地の想定であり、低層でも必要面積は充分見込める。 | △ケース4の中では最も敷地面積が狭く、日影規制もかかることから、建物や駐車場の配置の検討が必要。 | ◎敷地面積は広く、庁舎単独ならば必要面積は充分確保できる。 |
| 法的条件の適合性 | ◎現在と同じ場所(商業地域)であることから、法規制は問題ない。 | ○建ぺい率60%、容積率200%と現庁舎敷地(80%・400%)に比べ敷地効率は劣るが、敷地面積を広く取れば、建ぺい率・容積率のクリアは可能である。 | △調整区域のため庁舎建設にあたっては、開発審査会の議を経る必要がある。 | △近隣商業地域で建ぺい率は80%であるが、容積率は200%と少なく、敷地も細長く狭いことから、特に建物の容積率の検討が必要である。 | △調整区域のため庁舎建設にあたっては、開発審査会の議を経る必要がある。 |

第4章 短期的・中長期的課題の整理

第4章 短期的・中長期的課題の整理

1. 短期的な検討項目

耐震性という課題への対応について

焼津市において、行政事務の管理・執務機能を担う7つの庁舎建築物のうち、5つの建築物が耐震性に弱点があります。具体的には、「東海地震に対する各ランク別耐震性能基準」において、「議会庁舎」、「別館」、「産業会館（B棟）」が「耐震性が劣る」、「福祉庁舎」、「下水処理場（管理棟）」が「耐震性がやや劣る」という状況にあるため、執務庁舎を検討する際にはこの耐震性の課題の解決が何よりも優先されるべきであると考えられます。

平成17年3月、国が東海地震の死者数半減を数値目標とする「地震防災戦略」を策定したことを受け、平成18年6月、静岡県は東海地震の死者数半減を目標とする「静岡県地震対策アクションプログラム2006」を策定・公表し、県内の市町に対して「地域目標」の策定を働きかけることとしました。この働きかけを受け、焼津市では「アクションプラン」のひとつとして行政庁舎を含む「市有公共建築物の耐震化率100%」を平成27年度末までに達成することを目標に鋭意取り組んできたところであります。

このアクションプランの達成は、現庁舎の耐震性不足という課題を解決するものであり、平成27年度末という期限を十分に配慮しながら、耐震化に重点を置いた庁舎移転計画を検討する必要があります。

2. 中長期的な検討項目

本庁舎については、平成16年の免震補強工事を行ったことにより、東海地震に対する耐震性能基準では「耐震性能が優れている建物」に位置づけられてはいるものの、建築後すでに41年を経過しており、庁舎の躯体の法定耐用年数50年に近づきつつあります。さらに、庁舎内の設備については老朽化が着実に進んでおり、維持管理費面でも非効率なだけでなく、修理部品の調達や修繕方法にも苦慮している状況となっています。

これらのことから、差し迫った課題として「耐震化に関する短期目標」を達成した後においても、予測される躯体・設備の老朽化や分散・狭あい化による市民サービスの低下や行政事務効率の低下などに対処するため、統合庁舎として新庁舎の建設も視野に入れた「焼津市の新庁舎のあり方」について検討を重ね、概ね10年後には、行政のサービス水準や市民の利便性を一層向上させた、市民に開かれた、市民の防災拠点ともなりうる新庁舎の建設を実現していく必要があると考えられます。

また、庁舎の建設には多額の経費が必要となることから、できるだけ早い時期に建設基金の積み立てを開始するなど、財源措置についての対応も必要と考えられます。

ここでは、国内における他市の事例も参考にしながら、新庁舎の建設構想からその具体化に向けて今後取り組むべき主な項目について考察します。

（1）新庁舎建設を検討するための検討委員会の設置と市民参加について

新庁舎建設の検討にあたっては、検討委員会を設置するのが一般的ですが、この検討委員会の位置づけについては、事例調査の対象とした「出雲市」と「立川市」のように異なる二つのタイプがあります。

具体的に新庁舎建設までの経緯を概観しながら、その役割を考えると、次のとおりとなります。

■出雲市における新庁舎建設までの経緯

| | |
|--------------|---|
| 平成 17 年 3 月 | 新出雲市誕生（2 市 4 町合併） |
| 平成 17 年 6 月 | 出雲市議会庁舎建設特別委員会の設置 |
| 平成 17 年 12 月 | 出雲市役所庁舎建設促進に関する決議（出雲市議会） |
| 平成 18 年 4 月 | 出雲市新庁舎建設調査検討会議の設置 |
| 平成 18 年 6 月 | 検討会議の中間答申（県立中央病院跡地を建設場所とする） |
| 平成 18 年 8 月 | 検討会議の最終答申 |
| 平成 18 年 12 月 | 最終答申に基づく新庁舎建築基本・実施設計の委託（プロポーザル方式） |
| 平成 19 年 2 月 | 出雲市新庁舎建築設計検討委員会の設置（基本設計の内容検討・決定） |
| 平成 19 年 3 月 | 島根県より新庁舎及び中央広場用地の取得 |
| 平成 19 年 5 月 | 基本設計の完了・実施設計の着手 |
| 平成 19 年 6 月 | 新庁舎用地造成工事着手 |
| 平成 19 年 9 月 | 実施設計の完了 |

出雲市では、新庁舎建設に向けた新庁舎建設調査検討委員会を設置し、その委員会が建設場所及び新庁舎建設における基本方針を答申しています。そして、この答申に基づいた新庁舎建築基本・実施設計の委託をプロポーザル方式で決定した後に、新庁舎建築設計検討委員会を設置し、基本設計について内容を検討し決定に至っています。この、新庁舎建設に係る各検討委員会には、委員として市民関係者も参加していますが、住民代表が過半数を占めるような委員会ではなく、新庁舎建設に関するワークショップ等も行われていません。

■立川市における新庁舎建設までの経緯

| | |
|-------------|---|
| 平成 14 年 3 月 | 市議会が「市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」を可決 |
| 平成 15 年 2 月 | 財務省と土地の売買契約を締結 |
| 平成 15 年度 | 立川市新庁舎建設市民 100 人委員会 が、次の市民案を作成 ①新庁舎建設基本構想市民案 ②現庁舎敷地利用計画市民案 |
| 平成 16 年度 | 新庁舎建設事業手法等検討委員会 を設置 市民案に基づき、市は立川市新庁舎建設基本構想を策定 新庁舎建設事業手法等検討委員会 が事業手法に関する報告書を提出 |
| 平成 17 年度 | 「 立川市新庁舎市民対話型 2 段階方式による設計者選定協議 （設計者選定立川モデル）」により設計者を決定 |
| 平成 18 年度 | 施工者選定手法等検討委員会 を設置 基本設計・実施設計を実施 施工者選定手法等検討委員会 が施工者選定に関する報告書を提出 |
| 平成 19 年度 | 「市民との連携による一括発注技術提案型総合評価方式（施工者選定立川モデル）」により施工者を選定 |
| 平成 20 年 6 月 | 技術提案による設計変更手続きを経て着工 |
| 平成 22 年 3 月 | 竣工 |

立川市では、市民代表から成る「立川市新庁舎建設市民 100 人委員会」を設置し、その委員会が作成した2つの市民案、「新庁舎建設基本構想案」と「現庁舎敷地利用計画市民案」に基づいて、市が「立川市新庁舎建設基本構想」を策定しています。また、建設の事業手法に関しても、市民参加により「新庁舎建設事業手法等検討委員会」を設置しているほか、設計者や施工者選定においても、市民参加による独自の決定方式を採用しています。このように、立川市では徹底した市民参加の下で、基本構想、事業手法、設計者、施工者等を決定していることが特徴的で、検討には相当な年月を要しています。

焼津市において、新庁舎建設の検討を行う際には、新庁舎は市のシンボル（顔）であり、行政機能の中心として、あるいは防災拠点として、重要な役割を担うものであるため、市民の視線に立った協議を進めていく必要があります。また、その進め方として、次の点に留意する必要があると考えられます。

新庁舎の検討において、市と市民の役割分担をどうするか

どのような検討委員会を設置するか

検討委員会への市民の参加割合をどうすべきか

新庁舎に関する市民意識調査を実施するか

ワークショップやフォーラム等を実施するか

これらの点において、出雲市と立川市は対照的ですが、焼津市においても行政庁舎が持つべき多くの役割と機能について検討し、「焼津市の顔でもある行政庁舎」を実現していく過程で、市民参加のあり方を検討していくことが必要であり、かつ重要であると考えられます。

（２）財政計画との整合性の確保

庁舎建設事業そのものは、一般的には国庫補助の対象とはならないため、その財源は、庁舎整備基金、一般財源のほか、起債等が想定されますが、事業費に見合った財源の確保が重要となります。先進事例調査結果から新庁舎建設費として概ね 90 億円から 100 億円の事業費が必要となっていることを踏まえ、焼津市財政計画との整合性を図っていく必要があります。

なお、事業費を決定していく上では、従来型の「業務分離発注方式」、民間で一般的な「設計・施工業務一括発注方式」、最近注目されつつある P F I 方式（設計・施工・維持管理業務一括発注方式）など建設に関する事業手法についても併せて検討していくことが重要となります。

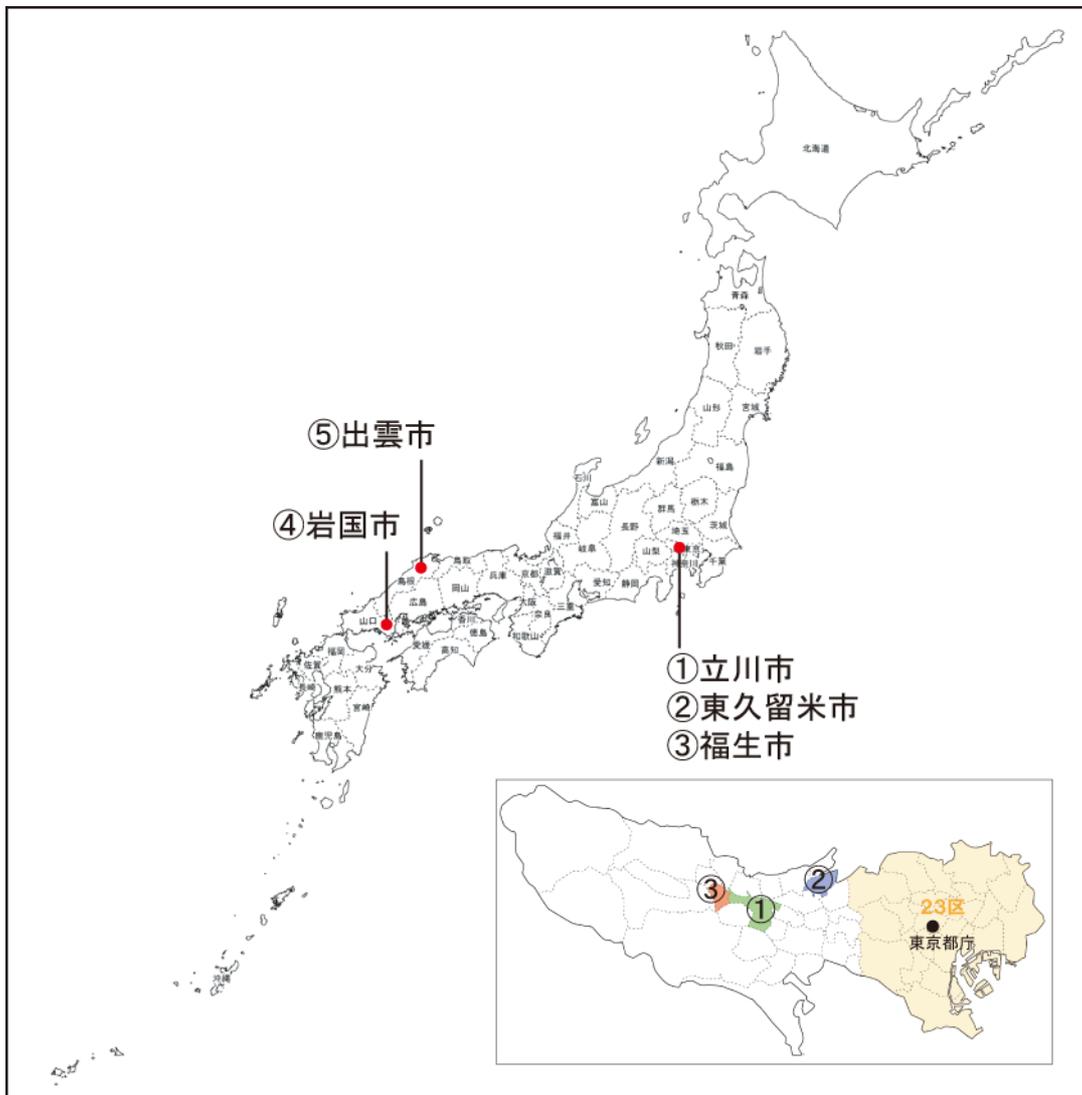
| | | |
|---------------|---|--|
| 業務分離発注方式 | 設計業務、施工業務、維持管理 や運營業務をそれぞれの段階 で個別に発注・契約する方式 | 公共施設では一般的方式である |
| 設計・施工業務一括発注方式 | 設計業務と施工業務を同時に 一括発注・契約する方式 | 施工方式が異なる複数案が考 えられ、施工方式により設計 内容が大きく異なる事業で採 用される |
| P F I 方式 | 設計業務・施工業務をはじめ、 施設の維持管理業務及び運 營業務を含め、一体として発 注・契約する方式 | 民間の資金、経営能力及び技 術的能力を活用することによ り効率的・効果的に実施され る事業で採用される |

資料編

資料編 庁舎検討のための先進事例調査

市庁舎の検討にあたり、最近建設された先進事例の調査を行いました。構想や計画の策定過程も含め、いずれも特徴的な庁舎事例であり、以下にその概要を整理しました。

- ①立川市役所（東京都）
- ②東久留米市役所（東京都）
- ③福生市役所（東京都）
- ④岩国市役所（山口県）
- ⑤出雲市役所（島根県）



(1) 先進事例に見る市庁舎の概要

| 市役所 都・県 | 立川市 東京都 | 東久留米市 東京都 | 福生市 東京都 | 岩国市 山口県 | 出雲市 島根県 |
|------------|---|--|---|--|--|
| 人口※ | 178,379人 (2010年11月1日) | 115,994人 (2010年11月1日) | 59,546人 (2010年11月1日) | 143,315人 (2010年12月1日) | 144,824人 (2010年12月1日) |
| 合併年次 | — | — | — | 2006.3 | 2005.3 |
| 合併前市町村数 | — | — | — | 1市6町1村 | 2市4町 (2011.10.1町編入予定) |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和33年 昭和45年 | 昭和38年 | 昭和38年 | 昭和34年 | 昭和33年 |
| 敷地面積 | 11,000㎡ | 6,794㎡ | 4,757㎡ | 15,636㎡ (街区公園を含んだ面積は17,452㎡) | 9,596㎡ |
| 延床面積 | 25,981㎡ | 20,129㎡ | 10,228㎡ | 24,328㎡ | 24,786㎡ |
| 階数 | 地上4階・ 地下1階 | 地上7階・ 塔屋1階・ 地下1階 | 地上5階・ 地下1階 | 地上6階・ 塔屋1階・ 地下1階 | 地上7階・ 地下1階 |
| 建ぺい率 | 62.55% (許容70%) | 55.95% (許容80%) | 67.27% (許容80%) | 24.24% (許容80%) | 53.05% (許容90%) |
| 容積率 | 188.96% (許容200%) | 296.28% (許容300%) | 171.99% (許容300%) | 155.59% (許容%400・ 一部600%) | 258.30% (許容400%) |
| 用途地域 | 準工業地域 | 近隣商業地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 商業地域 |
| 構造 | PC造+S造 (免震構造) | SRC造+S造 | RC造+PC造+SRC造 | SRC造+S造 (免震構造) | S造 (制振構造) |
| 駐車台数 | 普通163台 大型4台 内来庁舎用 93台 | 普通96台 (地下・機械2段含む) 内来庁舎用 80台 | 普通76台 (地下駐車場) | 普通283台 内来庁舎用 197台 | 普通304台 (内地下駐車場102台) 内来庁舎用 204台 |
| 駐輪台数 | 自転車681台 バイク90台 内来庁舎用自 401台・バ20台 | 自転車136台 バイク24台 内来庁舎用自 90台・バ8台 | — | 自転車228台 バイク56台 | 自転車98台 すべて来庁舎用 98台 |
| 事業費 | 83.3億円 (用地費含むと103億円) | 108.84億円 | 38.2億円 | 86.13億円 (2002年度～2007年度) | 79.47億円 (用地費含むと89.58億円) |
| 財源 | 国庫補助金 (防衛省): 14.2億円 地方債(見込): 19.9億円 基金(見込): 68.9億円 計:103.0億円 ※建設費の一部に 「たちかわエコ庁 舎みんなの市民債」 5億円活用 | 国庫補助金 (福祉): 0.97億円 (振興): 2.70億円 地方債: 37.16億円 基金: 60.70億円 一般財源: 7.31億円 計: 108.84億円 (1997年2月2日現在) | 国庫補助金 (防衛省): 6.32億円 (NEDO): 0.47億円 地方債: 3.43億円 基金: 27.99億円 計: 38.22億円 (2008年3月末現在) | 国庫補助金 (防衛省): 50.18億円 地方債: 22.43億円 基金: 12.29億円 一般財源: 1.23億円 計: 86.13億円 (2002年度～2007年度) | 国庫補助金 (太陽光発電): 0.39億円 地方債: 71.83億円 基金 (庁舎整備): 16.53億円 (環境): 0.39億円 一般財源: 0.43億円 計: 89.58億円 (2006年度～2009年度) |
| 建設時期 | 2008.6～2010.3 | 1994.8～1996.11 | 2006.3～2008.3 | 2005.9～2008.3 | 2007.12～2009.1 |
| 対象頁 | 108～122 | 123～134 | 135～144 | 145～166 | 167～183 |

注)：人口は推計人口(法定人口(国調人口)に登録人口の増減を加算して計算された常住人口)。

(2) 先進事例に見る市庁舎の特性

| 市役所 都・県 | 立川市 東京都 | 東久留米市 東京都 | 福生市 東京都 | 岩国市 山口県 | 出雲市 島根県 |
|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|---|--|
| 1. わかりやすく アクセスしやすい 利便性 | 市の中心部であるが、立川駅から遠い | 東久留米駅西口から直進。徒歩5分 | 福生駅から直進→左折。徒歩5分 | 岩国駅から幹線道路を概ね直進。徒歩13分 | 出雲駅から直進。徒歩9分 |
| 2. 十分な駐車場の確保 | 167台 | 96台 (内、機械2段64台) | 76台 | 283台 | 304台 |
| 3. 市の顔となる ランドマーク性 | 低層大平面の建物で周辺建物の方が高い | EVがランドマークを形成。3階から富士山の展望可 | ツインタワーがランドマークを形成 | 7階建てのガラス張り建物全体がランドマークを形成 | 7階建てのガラス張り建物全体がランドマークを形成 |
| 4. 親しみやすい デザインの採用 | 威圧感はない。色・NOで案内板と窓口を表示 | 屋内・外ひろばが透明ガラス越しに一体感 | 道路から直接、屋上庭園に登れる。色・NOで案内板と窓口表示 | 全面ガラス張りで、威圧感はない。 | 全面ガラス張りで、威圧感はない。 |
| 5. 市民の利便性に配慮した複合施設化 | 協働会議室、多目的プラザ等 | 屋内広場、プラザホール、喫茶室、図書室 | 屋上広場、情報スペース | 敷地全体を公園のイメージで構成。多目的ホール、レストラン、情報コーナー | 敷地に公園を隣接。くにびきホール、ギャラリーコーナー、キッズルーム、行政資料展示コーナー、喫茶室 |
| 6. 防災拠点としての安全性 | 免震構造。防災基地が別に存在 | | 建築基準法の1.5倍の耐震性 | 免震構造。1階に防災対策室（普段は多目的ホールとして使用）。敷地内に防災公園を設置 | 制振構造。1階に防災対策室（普段はくにびきホールとして使用）。防災公園が敷地に隣接 |
| 7. 環境に配慮した構造 | 自然エネルギーを多様 | ガラス張りで自然採光 | 自然エネルギーを多様 | ダブルスキン（二重窓）や自然エネルギーを多様。ドーナツ型プラン（吹抜け構造） | 吹抜け・トップライト、断熱性の高い複層式Low-Eガラス、太陽光発電、省エネ型照明機器、中央制御と個別空調の組み合わせ他 |
| 8. 高度情報化に対応した情報発信拠点 | 床0Aフロア | 床0Aフロア | 床0Aフロア | 床0Aフロア | 床0Aフロア |
| 9. 将来の業務変化に対応できる施設機能 | 会議室の壁はパーティション仕切 | 建設時に会議室等の予備室を建設 | 柱や壁を減らし家具の配置で空間を構成 | 柱や壁を減らし家具の配置で空間を構成 | 柱や壁を減らし家具の配置で空間を構成 |
| 10. ユニバーサルデザイン採用 | 点字案内板、間口の広いEV、廊下に点字ブロック、オストメイト他 | 1.2階の動線はエスカレーター | 全階トイレにオストメイト採用。階段の両側に手摺り、上り口の手摺りに点字表示 | 1.2階のトイレにオストメイトを採用 | 1階に盲導鈴、視覚障害者用歩行マットを設置。多目的トイレ、オストメイト、くにびきホール等に補聴器マイク放送が聞こえる「磁気ループ」を設置 |
| 11. 使い勝手の良い窓口カウンター | 総合案内設置。座式対話型 | 総合案内設置。座式対話型 | ワンストップ総合窓口。座式対話型 | 総合案内設置。座式対話型 | 総合案内設置。座式対話型 |
| 12. 明快な業務配置と圧迫感を感じさせないスペースの確保 | 1階に市民サービス配置（広空間） | 1.2階に市民サービス部署を配置。吹抜け | 1階に市民サービス部署を全て配置（広空間） | 1.2階に市民サービス配置。ドーナツ型プラン | 1.2階に市民サービス部署を配置。正方形で4箇所に出入り口を設置。吹抜け |

(3) 先進庁舎事例

①立川市役所

| 区分 | 概要 | 庁舎位置図 ※1 | |
|---------|--|--|---|
| 所在地 | 東京都立川市泉町 1156-9 | <p>案内図</p> <p><交通のご案内></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆JR中央線立川駅乗り換え多摩モノレール立川北駅より上北台方面1つ高松駅下車徒歩約10分。 ◆バスの場合は、立川北口①、②番のりばから「立川市役所」バス下車。また、市民バス「ぐるりんバス」の北ルート線も同停留所に停車します。 | |
| 市の面積 | 24.38 k ² | | |
| 市の人口 | 178,379人 (2010年11月1日〔推計人口〕) | | |
| 市職員数 | | | |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和33年、45年 | | |
| 建設時期 | 2010年3月 | | |
| 敷地面積 | 11,000.41 m ² | | |
| 規模 | 建築面積 | | 6,880.25 m ² |
| | 延床面積 | | 25,981.60 m ² (庁舎部分18,000 m ²) |
| | 階数 | | 地下1階・地上4階 |
| | 建ぺい率 | 62.55% (許容70%) | |
| | 容積率 | 188.96% (許容200%) | |
| 構造 | 主体構造：プレキャストコンクリート造＋鉄骨造、鉄筋コンクリート造、免震構造（下地） 杭・基礎：直接基礎 | | |
| 敷地条件等 | 地域地区：準工業地域／道路幅員：60m／駐車場：来庁者用93台、庁用車用70台、大型車4台／駐輪場：来庁者用401台、職員・庁用280台、バイク90台 | | |
| 事業費 | 総事業費：103億円（用地費19.7億円、本体工事費73.1億円、別途工事費5.2億円、備品・委託料等：4.9億円） | | |
| 工程 | 設計期間：2005年12月～2008年7月／施工期間：2008年7月～2010年3月 | | |
| 庁舎の特徴 | <p>◆設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民自治の拠点としての庁舎…協働会議室・多目的プラザ等市民活動スペース確保 ②市民参画で建設していく庁舎…設計・工事過程・完成後の利用・運営に市民継続参画 ③経済的合理的性に優れたスリムな庁舎…長寿命な構造で100年建築を目指す ④人や地球環境に対する優しさをアピールする庁舎…自然エネルギーを活用 ⑤周辺まちづくりを先導する美しい庁舎…多摩地域の中核に相応しい緑豊かなまちづくり <p>◆基本的な考え方</p> <p>低層／大平面／明確なゾーニング／吹き抜けと中庭／屋上緑化／免震構造</p> <p>◆省エネルギーの工夫</p> <p>太陽光発電／コージェネレーション／氷蓄熱空調／雨水利用／複層ガラス／地中熱利用／照明制御／夜間自然換気</p> | | |
| 交通アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心地に庁舎を新設（立川駅より2km）、徒歩20分、立川駅からはバス利用が多い ・旧市庁舎は支所として活用。立川駅には市ステーション窓口を開設 | | |
| 建設経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・2003年2月に土地の取得完了（総務省と土地の売買契約締結） ・2003年度に「立川市新庁舎建設市民100人委員会」が「市民構想案」を作成 ・2005年7月に「市民対話型2段階方式による設計者選定競技（コンペ）」が実施され設計者を決定。設計定例にも常に市民が出席し意見を述べるなど庁舎建設に市民の意見が多く反映 | | |

■庁舎案内※2



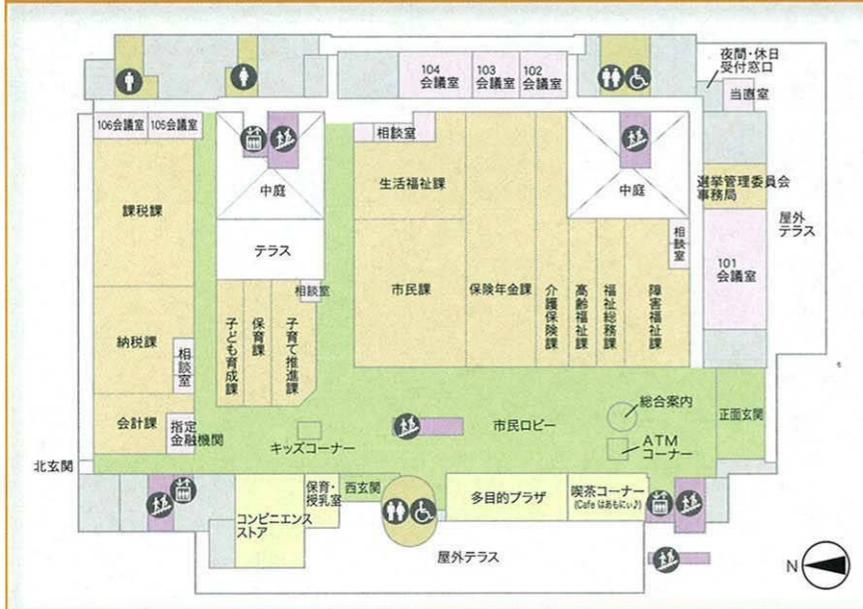
3F

議場を中央に配置し、委員会室や会派室などの議会関係諸室を南側に配置。また、市政情報コーナーやレストランを配置しています。



2F

市長室、副市長室などの理事者室を配置するほか、教育部門や総合政策、行政管理、財務、産業文化、都市整備、環境下水道部門などがあります。また、市民との協働を推進するため協働会議室を配置しています。



1F

住民登録や各種証明手続きの窓口である市民生活部門のほか、子ども家庭、福祉保健部門などを配置。多くの市民が利用する手続きのほとんどを1階で対応でき、大平面の特徴を生かした市民サービスを実現します。

- 市民ロビー・通路等
 - 市民利用施設
 - 執務スペース
 - 会議室等業務関連諸室
 - 議会スペース
 - トイレ
 - 階段・エレベーター
 - 倉庫・機械室等
- 市民利用スペース
 - 男子トイレ
 - 女子トイレ
 - トイレ
 - 多目的トイレ
 - 階段
 - エレベーター

※1、2：新立川市庁舎パンフレットより

【正面外観】

※()内番号は庁舎機能の該当項目番号

周辺環境との調和や利便性・居住性を考慮した低層大平面の庁舎 (1, 3, 4)

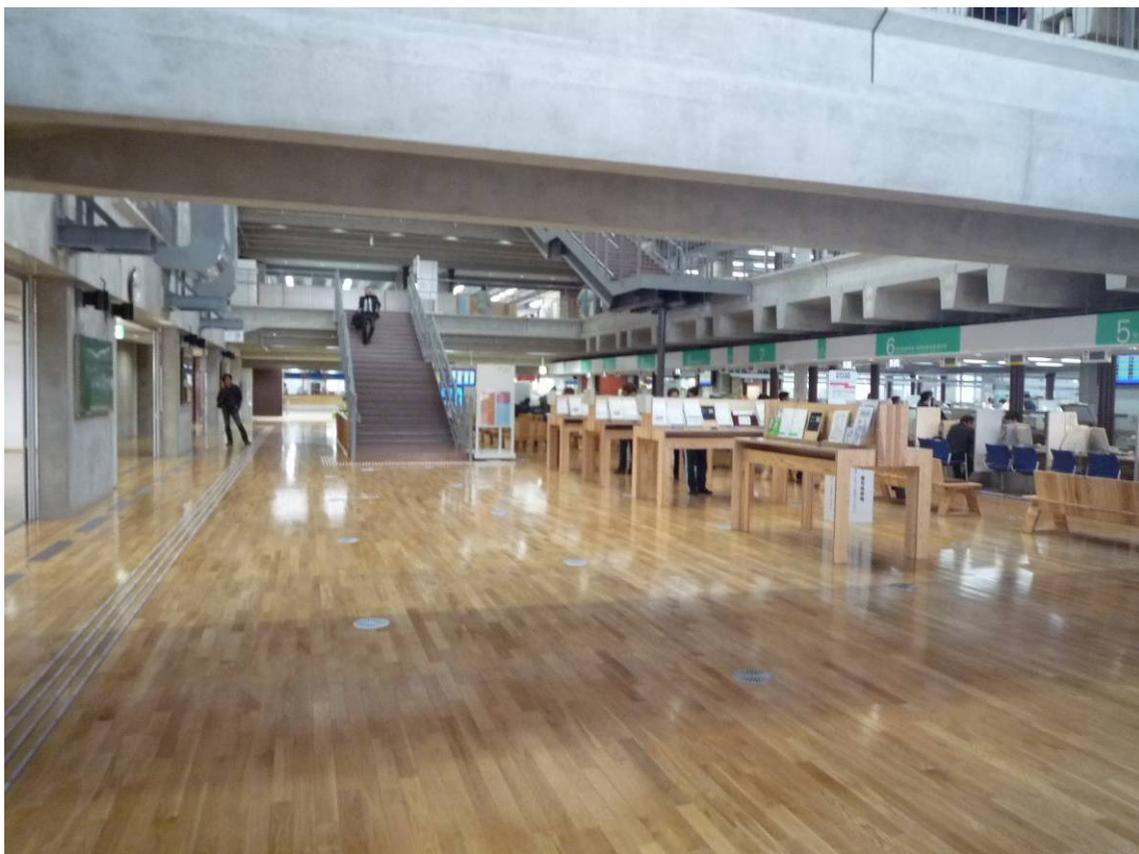


【西側玄関側外観】 (1, 3, 4, 7)



【市民ロビー】

市民ロビー西側(写真左)に市民に開放された市民プラザやテラス・会議室、東側は市民サービス窓口や執務スペースが配置されている。市民ロビーは両者を繋ぐスペースとして計画された(4, 5, 9, 10, 11, 12)



【市民ロビー吹き抜け】

市民ロビーを3層吹き抜けにし、空間のひろがりや位置関係の視認性を向上させるとともに、トップライトから自然光を取り入れている(5, 7, 9, 12)



【多目的プラザ】

市民ロビーと屋外テラスに面した多目的プラザ。市民活動スペースとして利用
(4, 5)



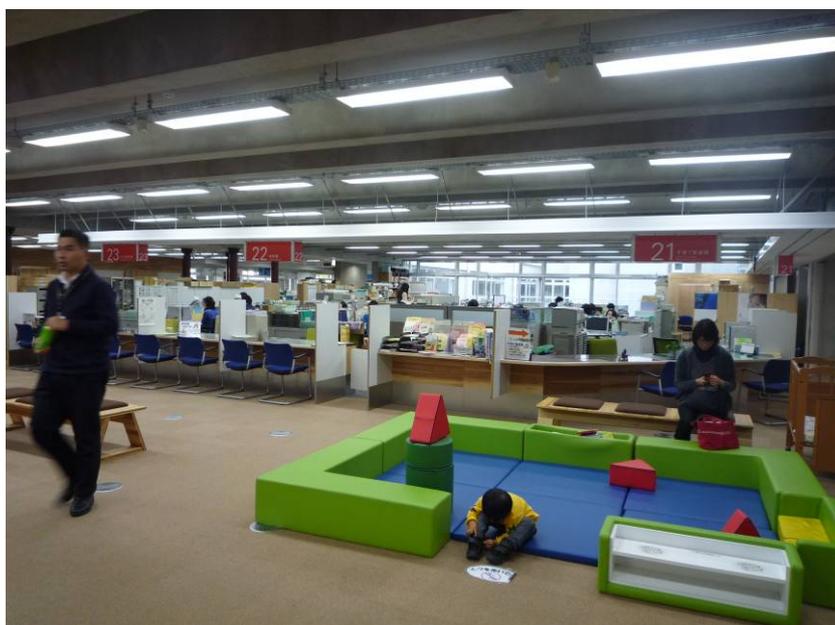
【市民サービス窓口】

1階に市民サービス機能のほとんどを配置した大平面を活かした配置。市民サービス窓口は、座式対話型としている
(10, 11, 12)



【キッズコーナー】

子ども家庭部窓口前にはキッズコーナーを設置
(10)



【保育・乳児室】

子ども家庭部そばに保育・乳児室を設
置

(10)



【サイン計画】

色と番号でわかりやすく分類している

(4, 10)



【総合案内】

正面玄関を入ってすぐの市民ロビーに
設置

立川市の進める「まち全体が美術館構
想」に基づく、作品のひとつ

(4, 10, 11)



【屋外テラス】

閉庁時も自由に入れる屋外テラス。

1階から屋上までつながり、通り沿いの
桜並木を眺められる

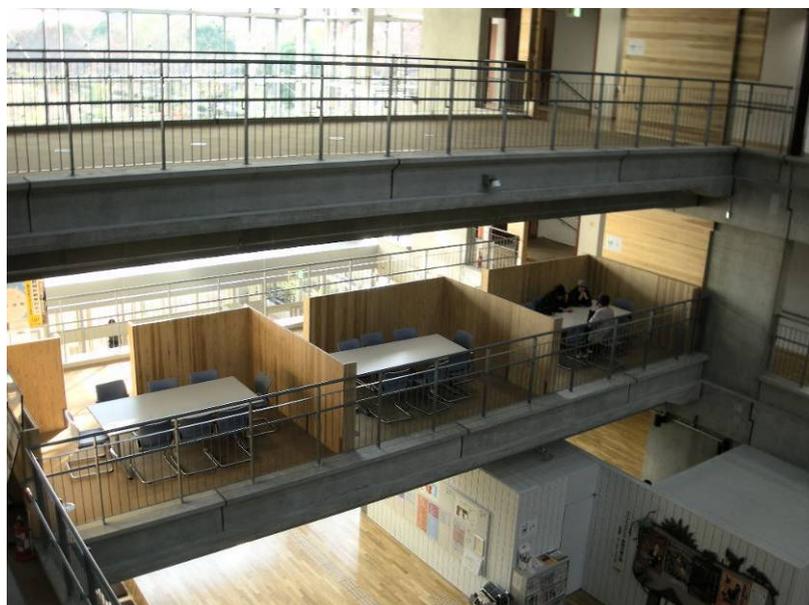
(3, 4, 5, 7)



【打合せスペース】

渡り廊下に設けられた市民も利用可能
な打合せスペース

(5, 9, 12)



【3階市民ロビー】

3階の市民ロビーに面して、市民が自由に利用できる市政情報コーナーやレストランを設置

(5)



【多目的トイレ】

全てのトイレに多目的トイレを設置

(10)



【執務スペース】

将来のレイアウト変更に対応できるよう、壁や柱を減らし家具でレイアウトしている

(9, 10, 11, 12)



【可変可能な壁】

会議室の壁は可変可能なパーティションとして将来の機能変化に対応

(9)



【相談室】

各課の相談室は、地元木材を利用したパネルで構成し、可変可能にしている

(4, 7, 9)



【議場】

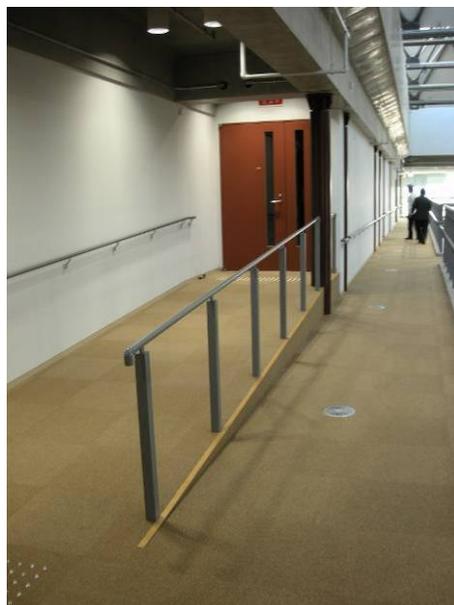
3階にある議場の机などに地元産のスギ材を使用している

(4, 7)



傍聴席入口にはユニバーサルデザインに配慮しスロープが設けられている

(10)



【地元木材振興】

各所に設置されたベンチは、地元木材を使用しデザインされたもの。
パーティションや窓口など各所に地元木材を使用している

(4, 7)



【屋上】

屋根面積の約 35%を緑化し、太陽光パネルを設置している。自然エネルギーによる電力を庁舎の照明、空調に利用している

(3, 4, 5, 7)



屋上には、地元小学校の生徒の手形タイルが設置され、市民参画を象徴している

(4)



【省エネルギーへの取組】

モニターを1階市民ロビーに設置し、庁舎の省エネルギーの取組紹介している

(7)



【自然採光】

吹き抜けの市民ロビーには、トップライトは設けられ自然光を取り入れている

(7, 12)



【中庭・テラス】

中庭やテラスを設け、庁舎内に自然光を取り入れている

(7, 12)



【夜間自然換気】

夏期、中間期の夜間に外気を取り入れ、冷房負荷を削っている

(7)



【地中熱パネル】

多目的プラザに設置。

地中 100mまでパイプを埋め、取り出した地中熱を空調に利用

(7)



【コンビニエンスストア】

庁舎内に設置されたコンビニエンスストア。24 時間利用可能(閉庁時は庁舎側は閉鎖)

(5)



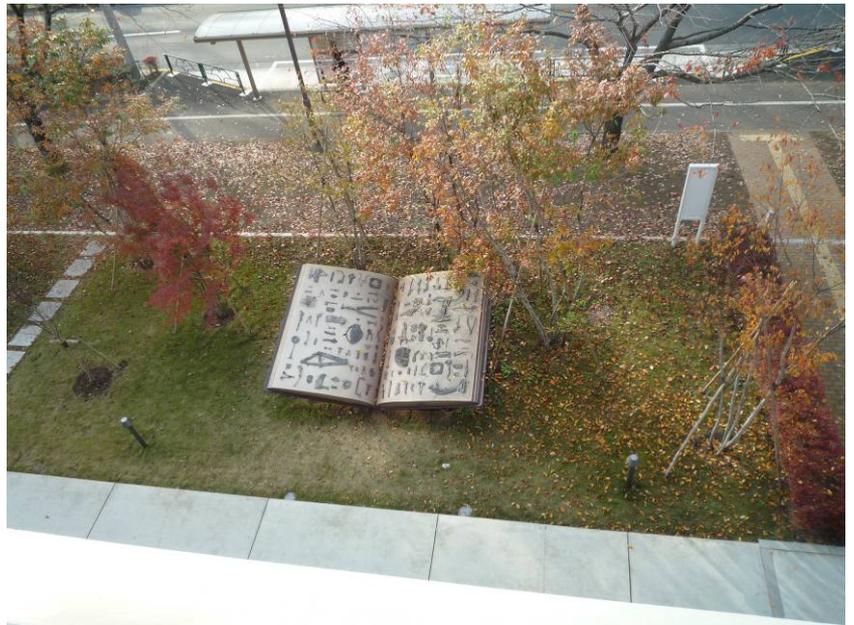
(庁舎内入口)



【アートワークの設置】

立川市の進める「まち全体が美術館構
想」に基づき、庁舎にも6つの作品を
設置

(3, 4)



【免震装置】

免震層を持たず、地下1階柱頭免震構
造としているため掘削量を低減してい
る

(6)



【地下駐車場】

来庁者・庁舎用含め 167 台(地上部含
む) 収容可能な駐車場

(2)



【駐輪場】

来庁者・庁舎用含め 167 台(地上部含
む) 収容可能な駐車場

(2)



【バス停】

庁舎西口玄関そばに設置

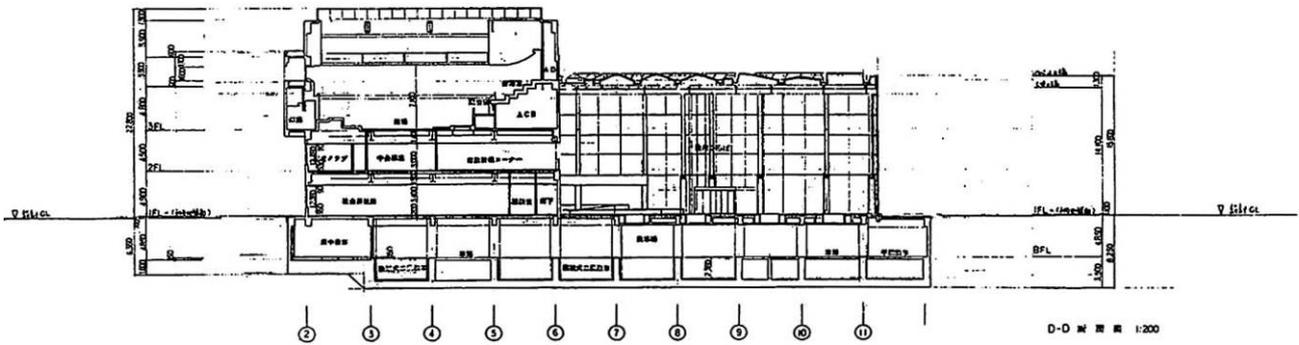
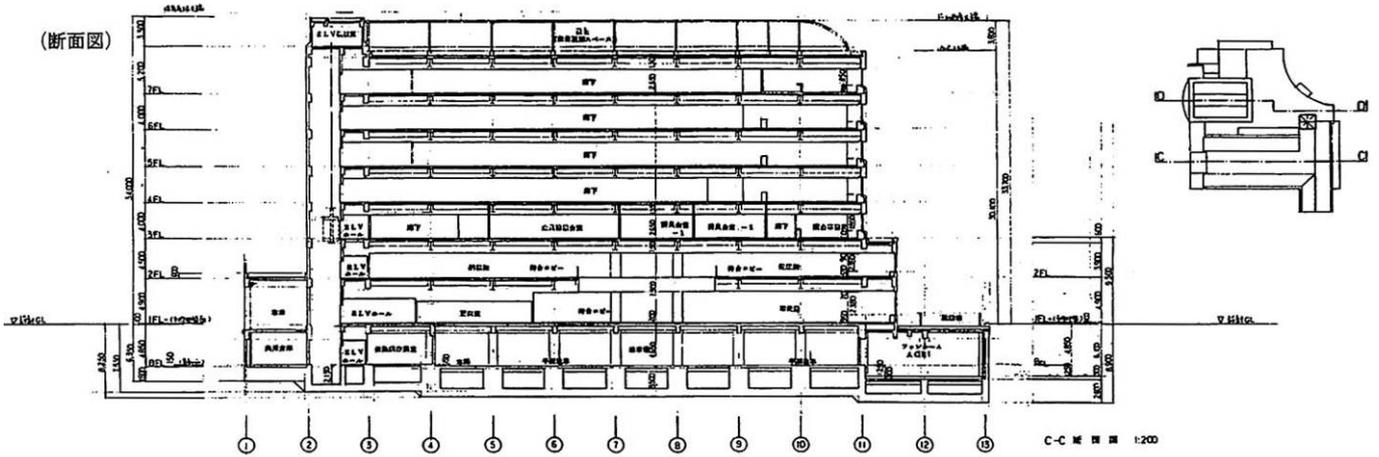
(1)



②東久留米市役所

| 区分 | 概要 | 庁舎位置図 ※1 | |
|---------|--|-----------------|----------------------------------|
| 所在地 | 東京都東久留米市本町 3-3-1 | | |
| 市の面積 | 12.92 km ² | | |
| 市の人口 | 115,994人 (2010年11月1日〔推計人口〕) | | |
| 庁内職員数 | 442人 | | |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和38年 | | |
| 建設時期 | 1996年11月(平成8年) | | |
| 敷地面積 | 6,794 m ² | | |
| 規模 | 建築面積 | | 3,801 m ² |
| | 延床面積 | | 20,129 m ² |
| | 階数 | | 地上7階・地下1階、塔屋1階 (高さ30m・最高部50m) |
| | 建ぺい率 | 55.95%(許容80%) | |
| | 容積率 | 296.28%(許容300%) | |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造(議場、屋内ひろば周り他)、鉄筋コンクリート造(地下) 基礎梁:現場打ち鉄筋コンクリート造 | | |
| 敷地条件等 | 地域地区:近隣商業地域、第三種高度地区、準防火地域/駐車場:一般者用(地下平面16台、機械2段64台)庁用車用(地上4台)、地下平面12台/駐輪場:一般者用90台・来庁者用46台、バイク24台 | | |
| 事業費 | 事業費:108億円(建設費100億円) | | |
| 工程 | 設計期間:1993年5月~1994年5月/施工期間:1994年8月~1996年11月 | | |
| 庁舎の特徴 | <p>◎行政センターとして行政、議会部門、市民スペースを併設</p> <p>◆設計方針</p> <p>①行政センターは、「水と緑とふれあいの街“東久留米”」の実現を図る市政の拠点、市民自治のシンボル…市民に開かれた市民のための庁舎</p> <p>②市民スペースはシンボルロード沿いに屋外ひろばを配置し、屋内ひろばとプラザホールには市民交流の場として必要な機能を備える</p> <p>③低層部は、シンボルロードに面して屋内ひろばを設け、吹き抜けを介して1、2階の一体感を持たせた(1、2階の動線にエスカレーターを採用する)</p> | | |
| 交通アクセス | ・西武池袋線東久留米駅西口から徒歩5分。東久留米駅西口からは徒歩、バス利用が多い | | |
| 建設経緯 | <p>・1963年庁舎が木造から鉄筋コンクリート造に建て替え</p> <p>・1977年第二分庁舎建設、1983年民間ビル借上げ…庁舎は老朽・狭隘・分散の三重苦に</p> <p>・1982年現庁舎での第三分庁舎建設を断念し、総合庁舎建設を決定</p> <p>・1984年2月「東久留米行政センター建設検討委員会」を設置</p> <p>・1991年10月「東久留米行政センター建設審議会」を設置</p> <p>・1993年2月「東久留米行政センター建設推進委員会」を設置</p> <p>・1993年9月基本設計を作成</p> <p>・1994年5月実施設計を作成(同年6月アートワーク、1995年1月インテリアサイン発注)</p> | | |

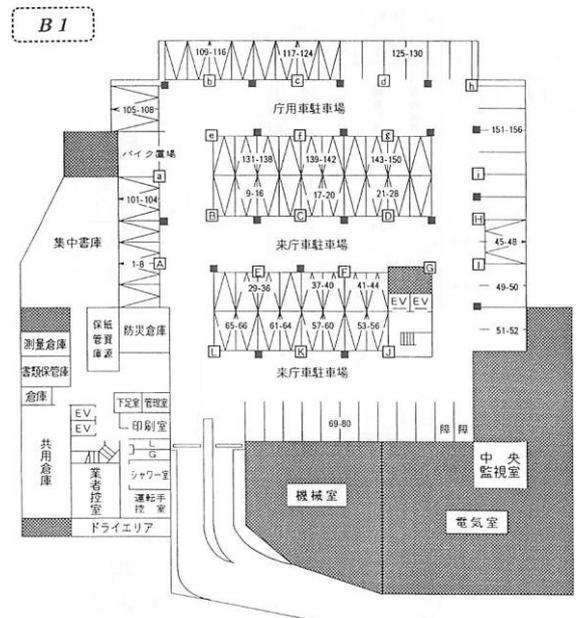
■断面図 ※2

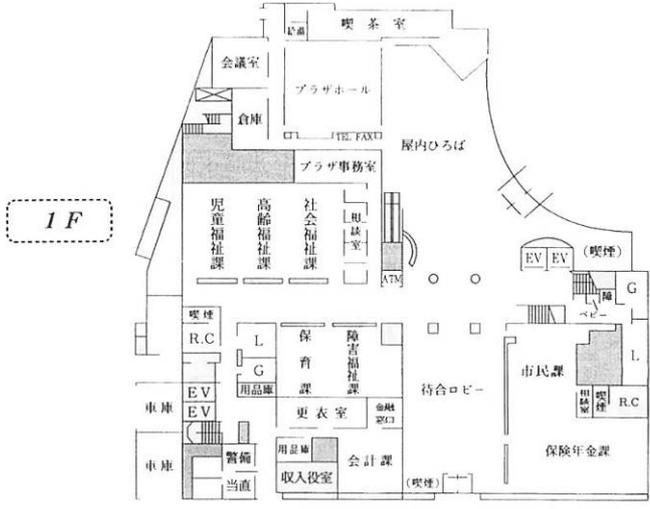


■庁舎断面案内 ※3

■各階平面図※4

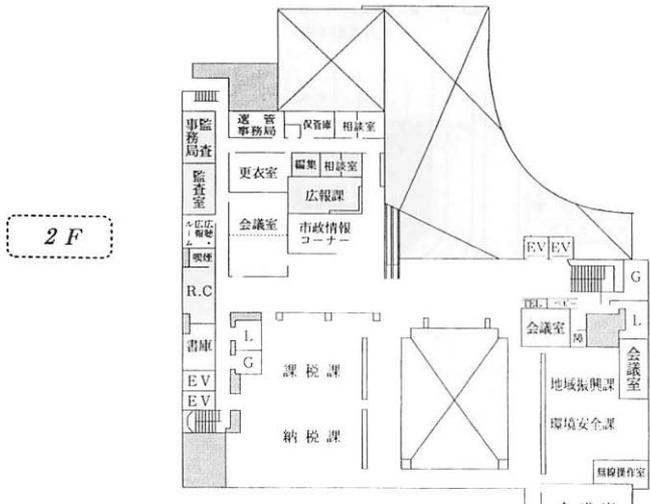
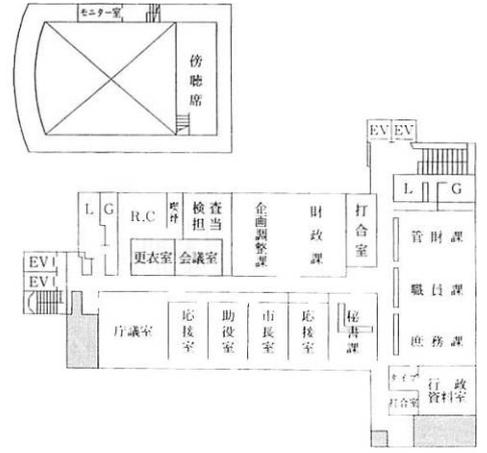
| | | | |
|------|---|--|---|
| 7階 | 入札室、会議室、電話交換室 | | |
| 6階 | 【教育委員会教育部】 教育長室、総務課、学校適正化担当、学務課、指導室、生涯学習課 | 【企画経営室】 情報システム課 【市民部】 産業振興課、農業委員会事務局（産業振興課内） | |
| 5階 | 【都市建設部】 都市計画課、都市政策担当、施設管理課、施設建設担当 | 【環境部】 環境政策課 【財務部】 管財課検査担当 | |
| 4階 | 【財務部】 財政課、管財課 | 市長室 副市長室 【企画経営室】 企画調整課、行財政改革担当、秘書広報担当、総務課、職員課 | 傍聴席 議場 |
| 3階 | 議会事務局 正副議長室 | 委員会1・2、全員協議会室、議員控室 | |
| 2階 | 【市民部】 生活文化課、防災防犯課 【子ども家庭部】 子育て支援課、青少年・幼児政策担当、保育課 【選挙管理委員会事務局】 【監査事務局】 【企画経営室】 消防事務委託担当 | 【財務部】 課税課、納税課 | |
| 1階 | 【市民部】 市民課 【会計課】 時間外受付窓口 証明書自動発行機コーナー | 【福祉保健部】 福祉総務課、生活保護担当、障害福祉課、介護福祉課、保険年金課 | 市民プラザ(ホール、会議室、管理事務室) 市役所1階屋内ひろば 東久留米ワークコーナー |
| 地下1階 | 駐車場 | | 駐車場 |





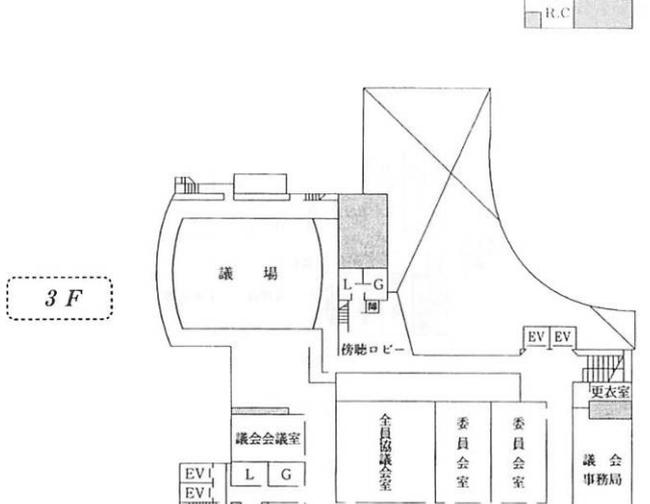
1 F

4 F



2 F

5 F



3 F

6 F



7 F



※1、3：東久留米市庁舎のホームページより

※2、4：建設の記録－市民のための新しい市役所を目指して－ 東久留米市より

【正面外観】

※()内番号は庁舎機能の該当項目番号

EV棟がランドマークを形成。EVからは富士山が望める(3, 4)



【屋内ひろば】

閉庁時も市民が自由に使える。コンサートなどのイベントも開催(3, 4, 5, 7)



【屋内広場・喫茶店】

屋内広場には喫茶店が併設され、誰でも利用できる

(5)



屋内広場にあるピアノは毎日お昼に自動演奏を行い、市民の憩いの時間となる。ピアノのある場所は、コンサートやイベント時は舞台となる

(3, 4, 5)



【プラザホール】

市民が利用できるホール。屋内広場に面し、一体的に利用もできる

(5)

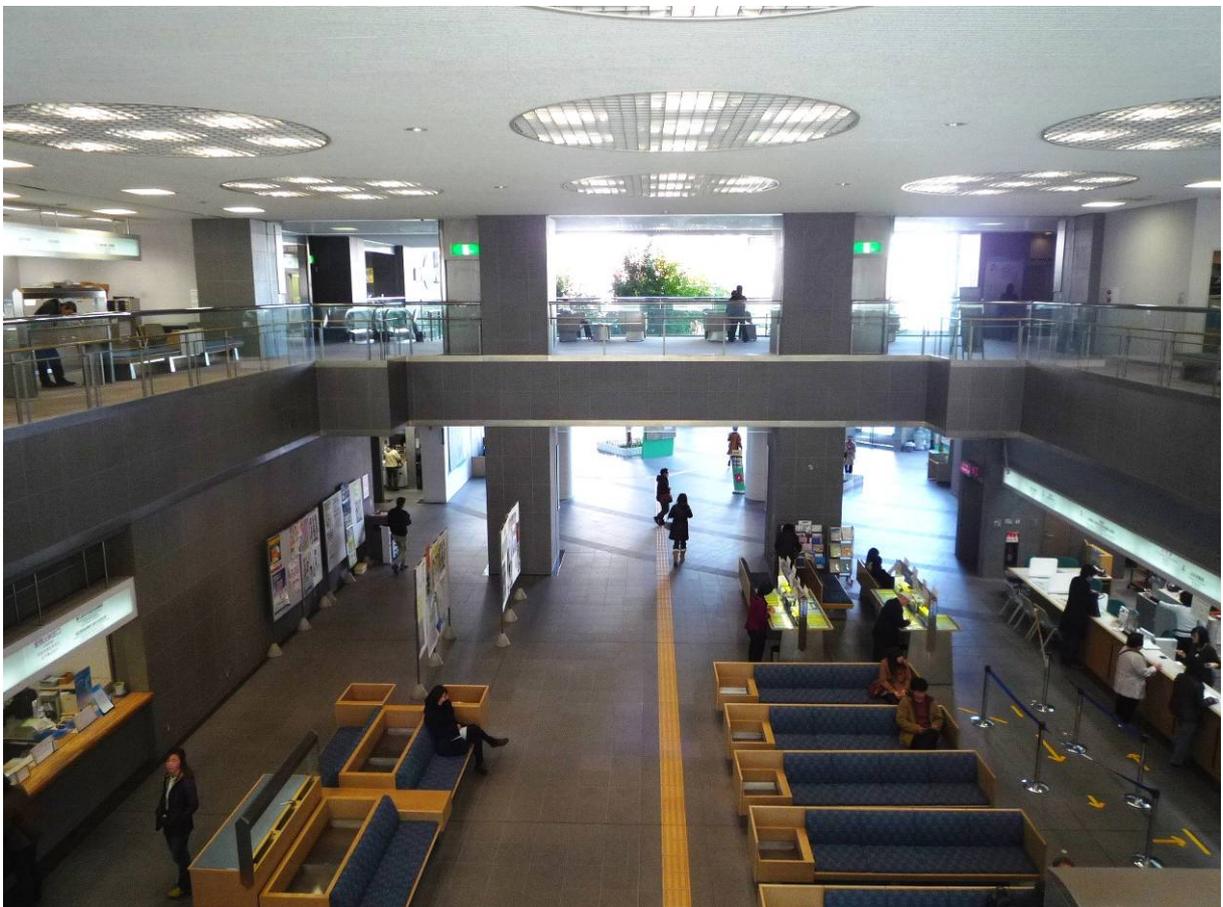


【窓口・待合いロビー】

市民サービス窓口は1, 2階に設けられ、吹き抜けによって2階もわかりやすくなっている(12)



屋内ひろばと市民サービス窓口は、1階でつながっているが明確にゾーンを分けている(12)



【市民サービス窓口】

各窓口前にはベンチが設置され、子育て支援課前には、ベビーベッドを設置
(11, 12)



【休憩スペース】

2 階の通路脇にも休憩スペースが設置され、打合せにも利用できる。
1, 2 階の移動用にエスカレーターを設置



【簡易打合せスペース】

通路脇にテーブルを用意し、職員・利用者が打合せを行えるようにしている



【1階総合案内】

エントランスを入った正面のわかりやすい位置に配置された総合案内
(10)



【窓口案内】

エントランスを入れて正面に設置された、市民サービスの窓口案内
(10)



【市政情報コーナー】

2階に設けられ、自由に閲覧できる
(5)



【議場】

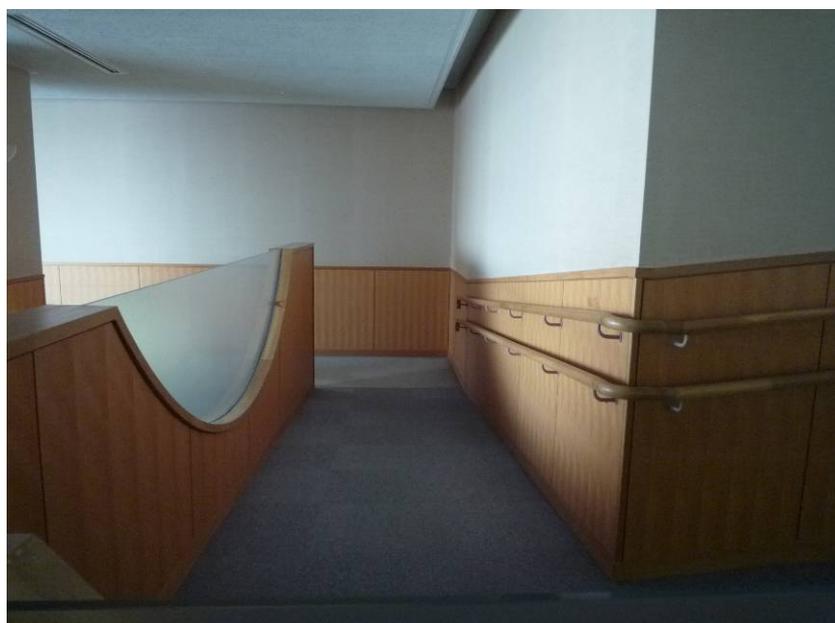
トップライトを設け自然光を取り入れている

(7)



傍聴席入口にはユニバーサルデザインに配慮しスロープが設けられている

(10)



【会議室】

通常時は会議室として利用。災害時等は、防災センターとして活用する
(9)



【職員ロッカー】

職員用ロッカーは職員の移動効率を考慮し、暗証番号キーとしている



【職員用シャワーブース】

現場作業者などのために、職員用のシャワーブースを設置



【入退出管理】

職員の入退出管理は、すべてコンピュータで管理している。職員用入口、エレベーターホール等に設置



【アートワーク】

建設費の1割、約1億円をアートワークにかけ、オブジェや絵画など地元作家や東久留米に関連したアートワークを設置

(3, 4)



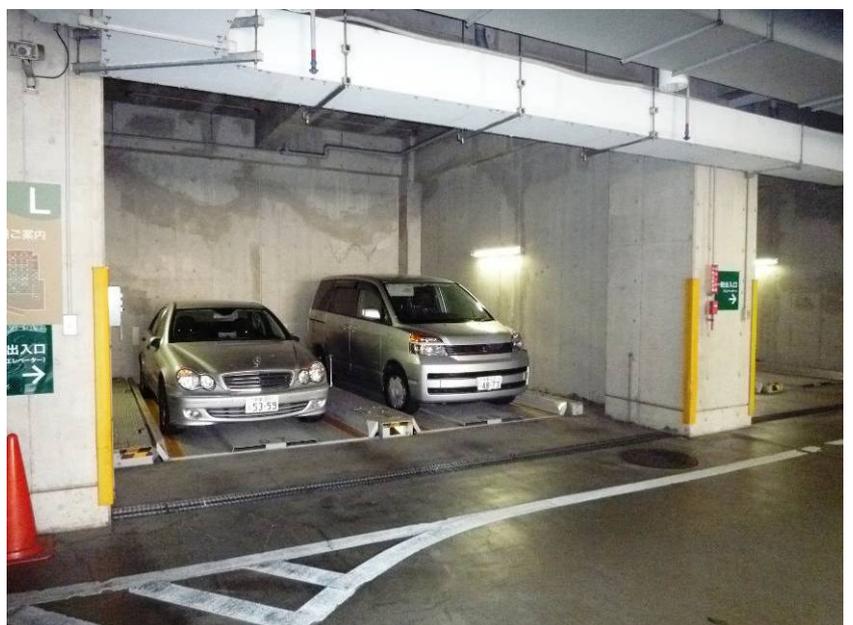


【地下駐車場】

96 台収容可能な地下駐車場

機械 2 段式は 64 台

(2)



③福生市役所

| 区分 | 概要 | 庁舎位置図 ※1 | |
|---------|--|------------------|--------------------------|
| 所在地 | 東京都福生市本町5 | | |
| 市の面積 | 10.24k m ² (横田基地が市の約1/3を占め実際の行政区域面積は6.92k m ²) | | |
| 市の人口 | 59,546人 (2010年11月1日・推計人口) | | |
| 市職員数 | | | |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和38年 | | |
| 建設時期 | 2008年3月 | | |
| 敷地面積 | 4,757.94 m ² | | |
| 規模 | 建築面積 | | 3,200.75 m ² |
| | 延床面積 | | 10,228.77 m ² |
| | 階数 | | 地上5階・地下1階 |
| | 建ぺい率 | 67.27% (許容80%) | |
| | 容積率 | 171.99% (許容300%) | |
| 構造 | 主要構造：鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、一部鉄骨コンクリート造鉄筋杭・基礎：直接基礎(べた基礎) | | |
| 敷地条件等 | 地域地区：近隣商業地域、準防火地域、第三種高度地区／道路幅員：東15m、西6m、南6m、北8m／駐車場：76台 | | |
| 事業費 | 総工事費：38.2億円(内本工事費：31.8億円、外構工事費：0.4億円、新エネ設備：1.1億円、備品購入費：2.5億円、他2.4億円) | | |
| 工程 | 設計期間：2004年10月～2005年12月 施工期間：2006年3月～2008年3月 | | |
| 庁舎の特徴 | <p>◆建設基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災拠点としての庁舎…建築基準法の1.5倍の耐震性、災害用マンホールトイレの設置他 ②経済的で環境に配慮した庁舎…機能性・効率性を重視、透水性舗装、エコセメント採用他 ③市民サービスの充実…ワンストップ総合窓口、情報交換・コミュニケーションスペース充実 ④将来変化に対応できる庁舎…柱や壁を減らし家具の配置で多様な空間を構成、0Aフロア ⑤ユニバーサルな利用を促す庁舎…1階に市民関連部署を全て配置、オストメイトトイレ他 <p>◆省エネルギー対策</p> <p>コージェネレーション／太陽光発電／屋上緑化／雨水利用／地熱利用／センサー付照明器具／空調床吹き出し／全熱交換機の採用／日射遮蔽効果</p> | | |
| 交通アクセス | ・福生駅より600m、徒歩5分。福生駅からは徒歩、バス利用が多い | | |
| 建設経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・2000年1月に職員による「庁舎建設検討委員会」を設置 ・2001年5月に市議会に「庁舎建設検討委員会」を設置 ・2002年6月～12月に「庁舎問題を考える」をまとめ、市民意見を聴取 ・2003年12月に新庁舎建設基本構想を策定／2004年9月に新庁舎建設基本計画を策定 ・2004年9月～2005年3月 基本設計を作成／2005年6月～12月に実施設計を作成 ・2006年3月に工事着手／2008年3月に工事完成 | | |

■庁舎案内 ※2



■庁舎断面案内 ※3



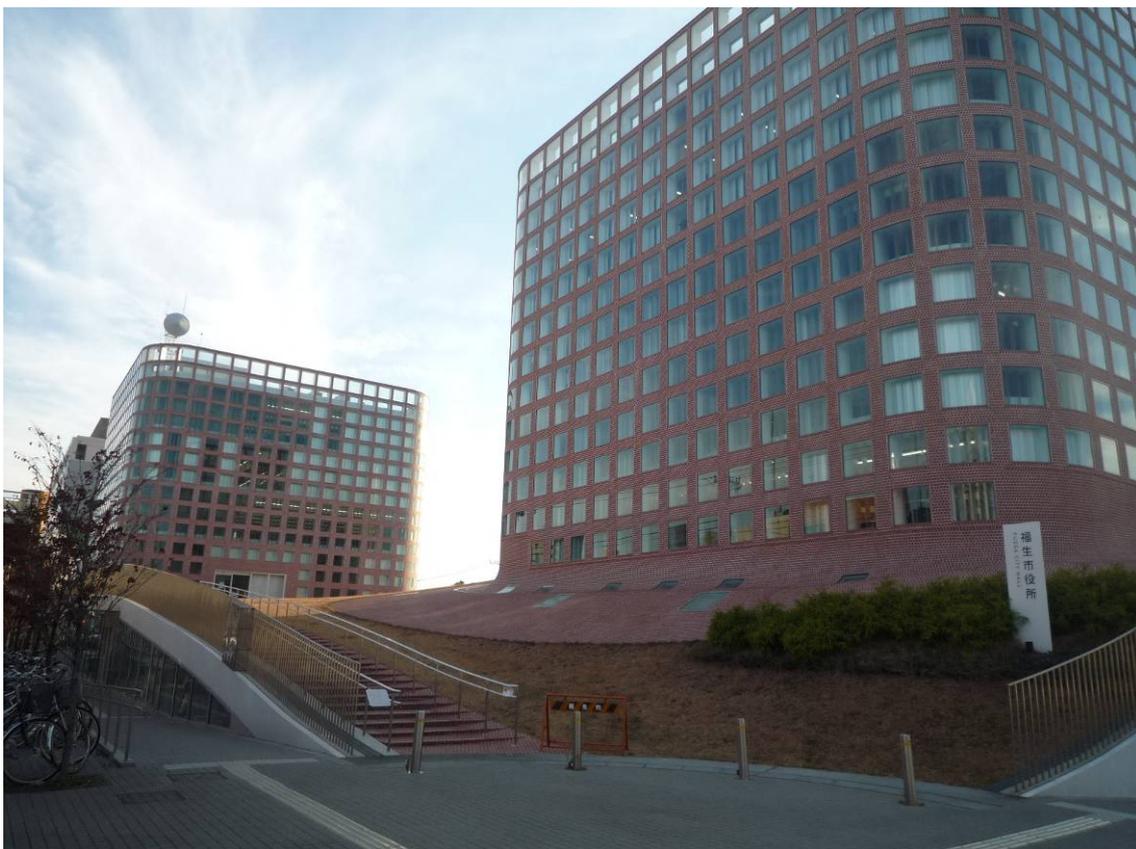
※1、2：福生市新庁舎ホームページより

※3：福生市庁舎パンフレットより

【正面外観】

※()内番号は庁舎機能の該当項目番号

二つのタワーから構成され、奥が執務を中心とした第1棟、手前が議会機能を中心とした第2棟。
近隣への圧迫感や日陰の抑制など周辺環境に配慮し2棟方式とした(3, 4, 7)



【丘の広場】

ふたつのタワーを繋ぐ丘の広場は、緑化され市民に開放されいつでも利用できる(3, 4, 5, 7)



【1階 市民サービス窓口】

丘の広場の下の1階に、市民サービス窓口がまとめられ見渡しのきくわかりやすい窓口となっている(11, 12)



【サイン計画】

窓口の色と連動したサイン計画により、わかりやすい案内表示となっている(4, 10)



【窓口カウンター】

機能によりカウンターの高さを変えている

(10, 11)



【インデックスパネル】

カウンターのインデックスパネルはサイン計画に対応し、将来の業務変化に対応できるように取替え可能となっている

(4, 10, 11)



【待合スペース】

待合スペースにはベンチが置かれ、ゆったりとしている

(4, 12)



【キッズコーナー】

待合スペースにはキッズコーナーを設けている

(10)



【アートワーク】

建物の構造を活かし、アートワークを展示している

(3)



【情報スペース】

窓口とは離れた静かな場所に情報スペースを設けている

(5, 8)



【執務スペース】

将来のレイアウト変更に対応できるよう、柱や壁を極力少なくしている
(9, 12)



壁はパーティションで区切り、将来も可変できるようにしている
(9)



1 階の窓口各課も壁をなくし、家具のレイアウトによって空間を構成している
(9, 12)



【空調床吹き出し】

将来の変化に対応できるように、ダクトレスの床吹き出し空調システムを採用している

(9)



【タワー開口部】

アルミルーバーによって採光調整を行っている

(7)



【誰でもトイレ】

オストメイトに対応し、緊急呼出装置も設置している

(10)



【階段】

ユニバーサルに配慮し、2段手摺や点字ブロック、手摺に点字表示を取り付けている

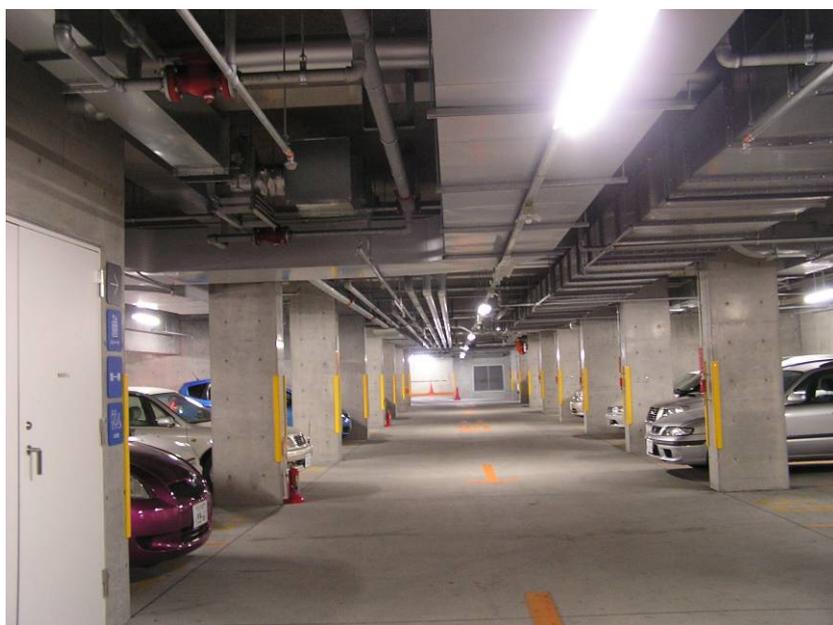
(10)



【地下駐車場】

76台収容可能な自走式地下駐車場

(2)

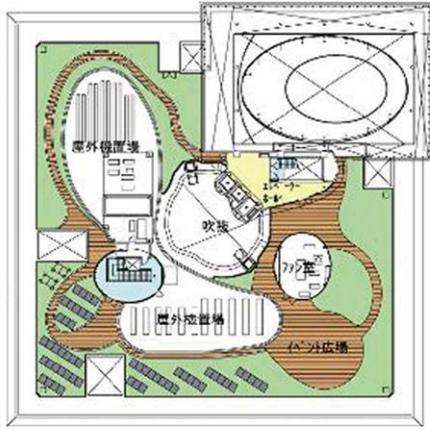


④岩国市役所

| 区分 | 概要 | 庁舎位置図 ※1 | |
|---------|--|------------------------|------------------|
| 所在地 | 山口県岩国市今津町 1-14-51 | | |
| 市の面積 | 873.78 k㎡ | | |
| 市の人口 | 143,315人 (2010年12月1日〔推計人口〕) | | |
| 市職員数 | | | |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和34年 | | |
| 建設時期 | 2008年3月 | | |
| 敷地面積 | 15,636㎡ | | |
| 規模 | 建築面積 | | 3,693㎡ |
| | 延床面積 | | 24,325㎡ |
| | 階数 | | 地下1階・地上7階(7階は塔屋) |
| | 建ぺい率 | 24.24%(許容80%) | |
| | 容積率 | 155.59%(許容400%・一部600%) | |
| 構造 | 主体構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、免震構造 | | |
| 敷地条件等 | 地域地区：商業地域、防火地域／駐車場：来庁者用200台(車椅子用4台含む)、庁用車用86台、荷捌き用5台／駐輪場：228台、バイク56台 | | |
| 事業費 | 総事業費：86.13億円 | | |
| 工程 | 設計期間：2003年9月～2005年3月／施工期間：2005年9月～2008年3月 | | |
| 庁舎の特徴 | <p>◆設計方針(庁舎建設の5つの理念)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①柔軟性…社会の流動性に歩調を合わせたフレキシブルな空間 ②双方向交流…人・モノ・情報の双方向交流が図れるコミュニケーション重視の空間 ③自然共生…環境共生型社会と同調した省エネルギー重視の空間 ④建築の広場化…多世代の交流を促す建物の広場化 ⑤共存・共有…垣根を取り払ったオープンプランで、できるだけ共存・共有化を勧める <p>◆基本的な考え方(10の理念の具体化)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ドーナツ型プラン：建物中央部を吹抜け構造、見通しや風通しを考えたドーナツ型プランを実現している ②低層化：現庁舎の高さに近い7階建て(塔屋部分)とし、街に溶け込むヒューマンなイメージを継承している ③ワンフロアを大きく：組織見通し等に柔軟に対応できるようにワンフロアを大きくとっている。利便性を考えて関係部署を同時に集めるなど各機能の共有化を図っている ④全体の公園化：敷地全体を人々に親しまれる公園のイメージとし、アクセスしやすい動線としている ⑤親しみのある造形：行政内部の活動がわかるよう透明性・開放性を確保し、市民に親しまれるシンプルな造形としている | | |

| | |
|--------|---|
| | <p>⑥議場の開放性：議場の開放性とランドマーク化を図っている</p> <p>⑦免震構造：活断層等による地震の発生に配慮し、建物全体を免震構造とすることで、被害を最小限におさせる</p> <p>⑧ダブルスキン：ダブルスキンによる断熱・採光（遮光）に配慮している</p> <p>⑨ライフサイクル配置：耐久性の高い素材の採用や維持管理の容易性に配慮している</p> <p>⑩まちづくりへの貢献：市民参加によるパブリックスペースの企画・実現を図っている</p> <p>◆省エネルギーの工夫 深夜電力の利用／高効率照明／照明、空調の中央制御／二重窓（ダブルスキン）による空調賦課の軽減</p> <p>◆環境への配慮 雨水利用／環境配慮材料（建材、ケーブル）／太陽光発電／屋外緑化／シックハウス対策</p> |
| 交通アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・岩国駅から徒歩13分 |
| 建設経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・1993年～2004年まで庁舎整備基金積立 ・2000年12月 市議会に庁舎等整備特別委員会を設置 ・2001年3月 芸予地震（震度5強記録） 7月 旧庁舎の耐震診断の結果、耐震指標の著しい劣化を確認 ・2002年3月 庁舎等整備特別委員会中間報告で早期建設を提言 11月 基本構想策定 ・2003年4月 総務部内に庁舎建設事務所を設置 8月 プロポーザルにより、設計業者選定 9月 基本設計業務委託契約締結 ・2004年6月～2004年11月 新庁舎建設ワークショップ（パブリックスペース〈多目的ホール、市民ロビー、市民広場、街区公園〉の活用方法、維持管理などの検討、計画案の想定） ・2004年7月 実施設計業務委託契約締結 ・2005年9月 新庁舎建設工事請負契約締結 ・2008年3月 新庁舎完成 |

■庁舎案内 ※3



■庁舎断面案内 ※4

| | | | | | | |
|----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------|
| 7階 | 屋外機置場 | 屋上庭園 | | | | |
| 6階 | 議場 委員会室 議会図書室 | 傍聴席 全員協議会室 展望ロビー | 正副議長室 議会事務局 基地対策課 | 議員控室 | 多目的トイレ | |
| 5階 | 都市計画課 道路課 | 開発指導課 河川課 | 下水道課 建築住宅課 | 農業委員会事務局 | 多目的トイレ | |
| 4階 | 子ども支援課 教育長室 常勤監査委員室 | 環境保全課 教育委員会総務課 監査委員事務局 | 環境施設建設課 学校教育課 選挙管理委員会事務局 | 商工課 観光課 生涯学習課 | 多目的トイレ | |
| 3階 | 市長室 政策推進室 総務課 | 副市長室 民間空港推進室 職員課 | 秘書室 地域政策課 監理課 | 財政課 用地管財課 | 情報統計課 人権課 | 多目的トイレ |
| 2階 | 市政情報コーナー | コミュニティ課 危機管理課 | 社会課 災害対策本部室(災害時) | 課税課 収税課 | 授乳室 多目的トイレ (オストメイト対応) | |
| 1階 | 市民ロビー 防災対策室(多目的ホール) レストラン | 案内所 売店 ATM | 市民課 出納室 守衛室(夜間・休日受付) | 保険年金課 指定金融機関 高齢障害課 介護保険課 | 授乳室 多目的トイレ (オストメイト対応) | |
| 地階 | 車両管理室 中央監視室 | 公用車駐車場 ゴミ分別置場 機械室 | 永年保存文書書庫 資源品置場 電気室 発電機室 | | | |

※1: 岩国市ホームページより

※2: 視察資料より

※3: 岩国市ホームページより

※4: 岩国市新庁舎パンフレットより

【正面東側外観】

※()内番号は庁舎機能の該当項目番号

開放的で、前面の街区公園と一体的となった親しみやすい庁舎。庁舎前に駐車場、タクシーレーンを配置し、アクセスしやすい動線。外壁はダブルスキンを採用し断熱・採光(遮光)に配慮(1, 3, 4, 5)



【北側外観】



【街区公園】

庁舎前の街区公園。遊具やトイレなどが設置されだれでも気軽に利用できる。災害時に一時避難所や救護活動、物資搬送拠点としての活用を想定
(4, 5, 6)



【アートワークの設置】

旧庁舎の作品を、新庁舎と向かい合うように設置
(3, 4)



【街路灯】

環境への配慮や、災害時を想定し太陽光発電の街路灯を設置
(6, 7)



【タクシーレーン】

庁舎前にはタクシーレーンを設置し、だれでも利用しやすくしている



【大型映像設備】

外部に LED の大型映像設備を設置し、行政情報を放映。災害時は避難者等への災害情報を提供する
(6, 8)



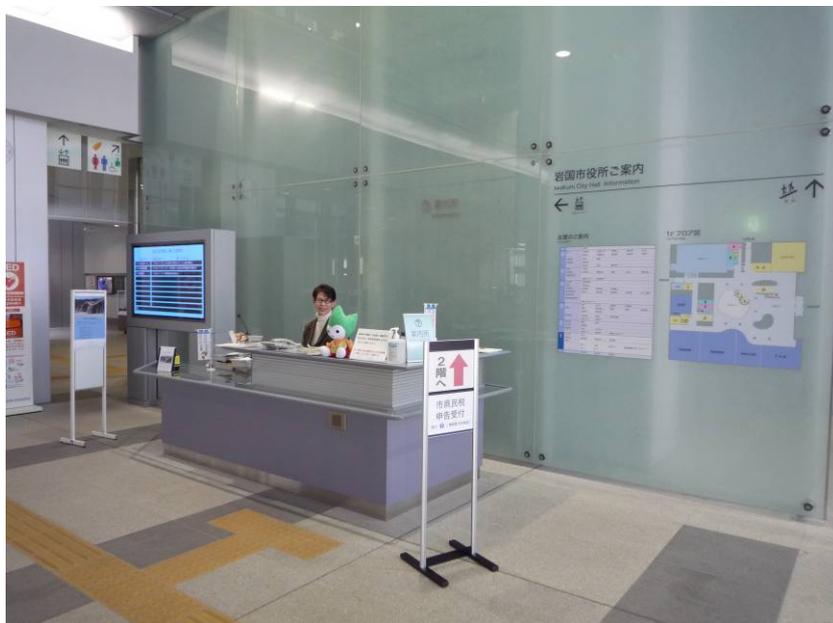
【アートワークの設置】

1階のロビーには、錦帯橋の古材を使った地域を象徴する作品を展示
(3, 4)



【総合案内】

正面玄関を入ってすぐのロビーに総合案内を設置
(4, 10, 11)



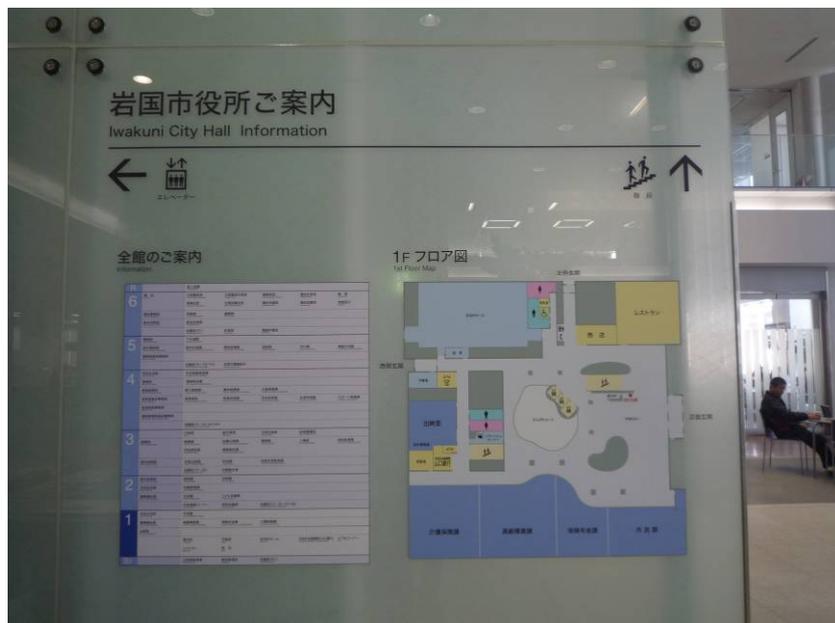
【情報モニタの設置】

行政情報や案内などを表示
(8, 10)



【案内サイン】

色分けされたわかりやすい案内表示
(4, 10)



【窓口受付システム】

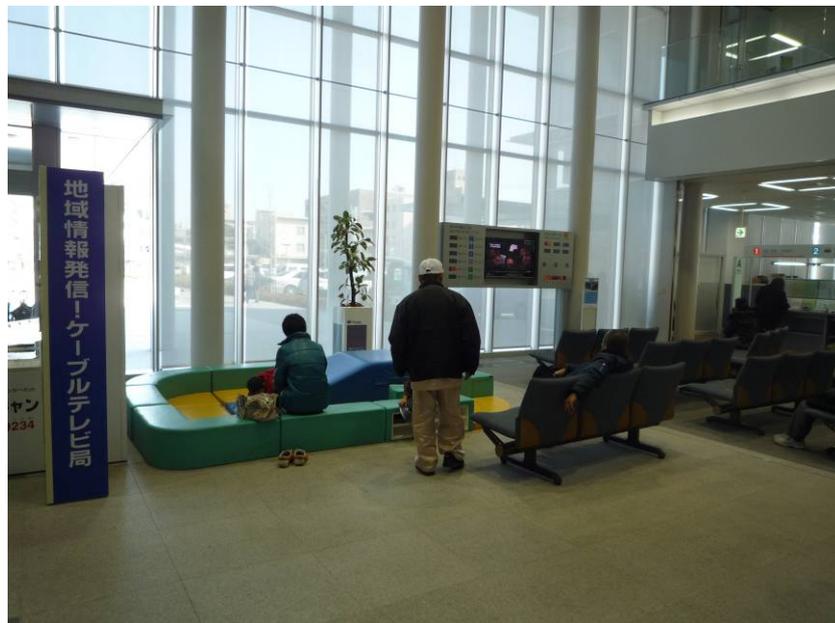
わかりやすく円滑な事務執行を行うため、待合いスペースに案内表示を設置
(10, 11)



【キッズコーナー】

待合スペースにはキッズコーナーを
設置

(10)



【市民窓口】

1, 2階に市民窓口を配置。

窓口によって座式対話型と立式対話型
と併用

(10, 11)



【市民ロビー】

テーブルと椅子を設置し誰でも利用できる

(10)



【クールチューブ】

1階ロビーには地熱を利用したクールチューブを設置

(7)



【レストラン・売店】

1階に、誰でも利用可能なレストラン・売店を設置

(4, 5)



【エレベーター】

緊急時に対応できるよう、1台はストレッチャー対応可能なサイズとしている

(10)



【案内サイン】

各階エレベーター前に設置された案内サイン。フロア案内と方向で表示

(4, 10)



【えんがわコート】

庁舎内の見通しや、採光、自然通風を考慮し建物中央を吹抜としている

(3, 4, 7, 10)



えんがわコートには、岩国の錦川と白蛇を表現するアートワークを設置

(3, 4)



【防災対策室(多目的ホール)】

大規模災害時に救援対策を行うための災害対策室を1階に設置。2階の災害対策本部とつながっている。平常時は多目的ホールとして軽スポーツや文化活動の場として市民に開放

(10)



【執務スペース】

3~5階に配置。組織変更、職員の移動等にも柔軟に対応できるようワンフロアを大きくとり、建物外周部に配置。また、庁舎建設時にはオフィスレイアウト業務を委託し、職員の負担を軽減しながらオフィスレイアウトを行った

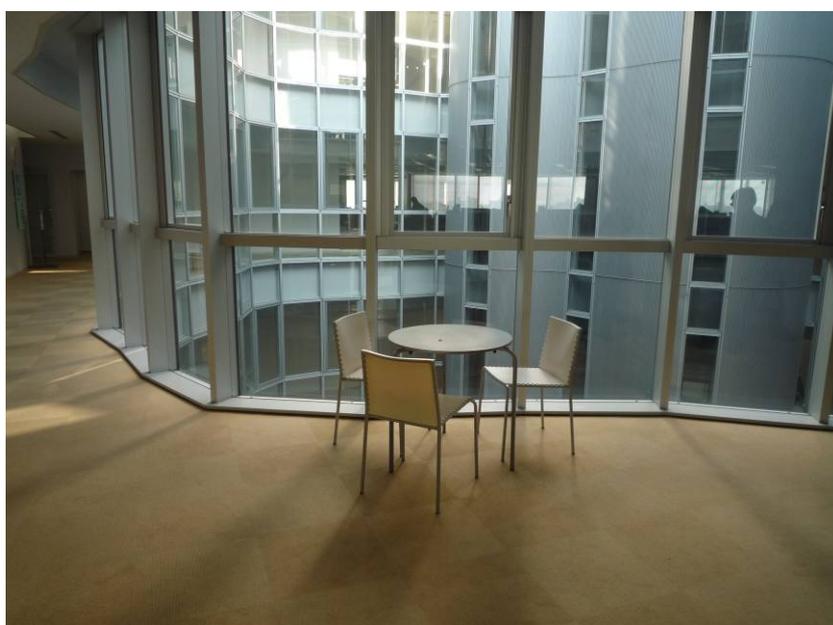
(9, 11, 12)



旧庁舎の家具を補修等しながら再利用



【会議室】
執務スペースに面して開放的な会議室
を設置
(12)



【リフレッシュコーナー・給湯室】

職員の職場環境に配慮し各階 2 ヶ所に
リフレッシュコーナー・給湯室を設置



【展示スペースの設置】

各階吹抜周辺の壁面には展示ができる
ようピクチャーレールを設置
(4, 5)



【議場】

明るく開放感のある議場

(4)



傍聴席を多数設置し、車いすスペースも確保

(10)



議場外にも傍聴用モニターを設置

(10)



傍聴席入口にはユニバーサルデザイン
に配慮しスロープが設けられている
(10)



【展望ロビー】
議場横にはだれでも利用できる展
望ロビーを設置
(4)



【議員専用応接室】
市民相談に応じやすいように議員
応接室を2ヶ所設置



【資料保管室】

地下には資料を保管する 2 段式の資料保管室を設置



【屋上】

屋上は緑化し、太陽光パネルを設置。だれで利用できるようベンチを設置し屋上庭園としている
(3, 4, 7)



【免震構造】

防災拠点となり得る免震構造を採用
(6)



【来庁者用駐車場】

来庁者用駐車場は、わかりやすく利用しやすいよう 197 台地上に配置。
また、環境に配慮し、舗装には保水性舗装を採用している
(1, 2, 7)



庁舎正面には、ベビーカー利用者や妊娠している人、介助が必要な人、高齢者のための「思いやり駐車区画」が 3 台設置されている
(2, 10)

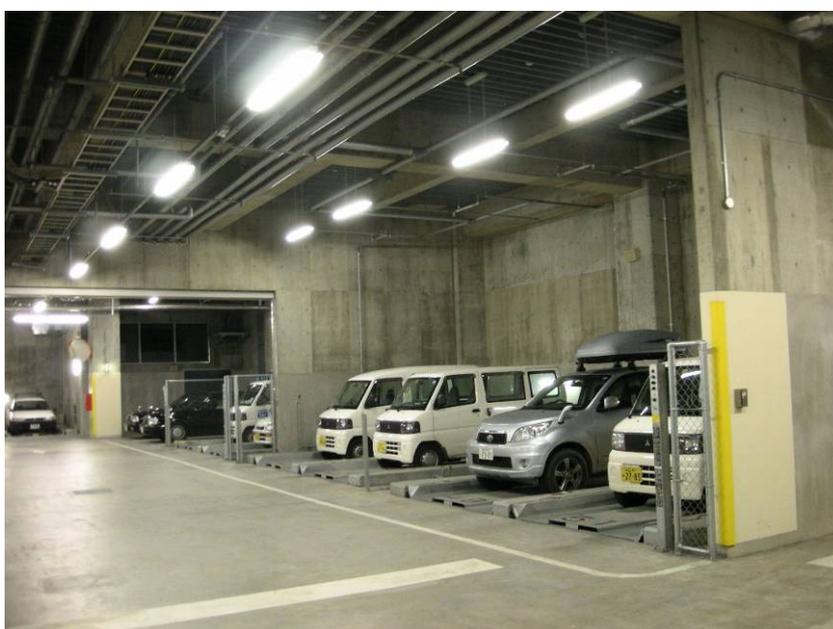


庁舎南側駐車場には、屋根付の身障者用駐車場が4台設置されている



【公用車用駐車場】

地下に86台収容可能な公用車用駐車場を設置
(1, 2)



庁舎西側に公用車用駐車場入口、搬入口等を配置し、来庁者との動線の分離をしている
(1)



【駐輪場】

庁舎北・南側に駐輪場を設置
(2)



【バス停】

庁舎北側にバス停が設置されている
(1)



南側にはコミュニティバスのバス停
(1)

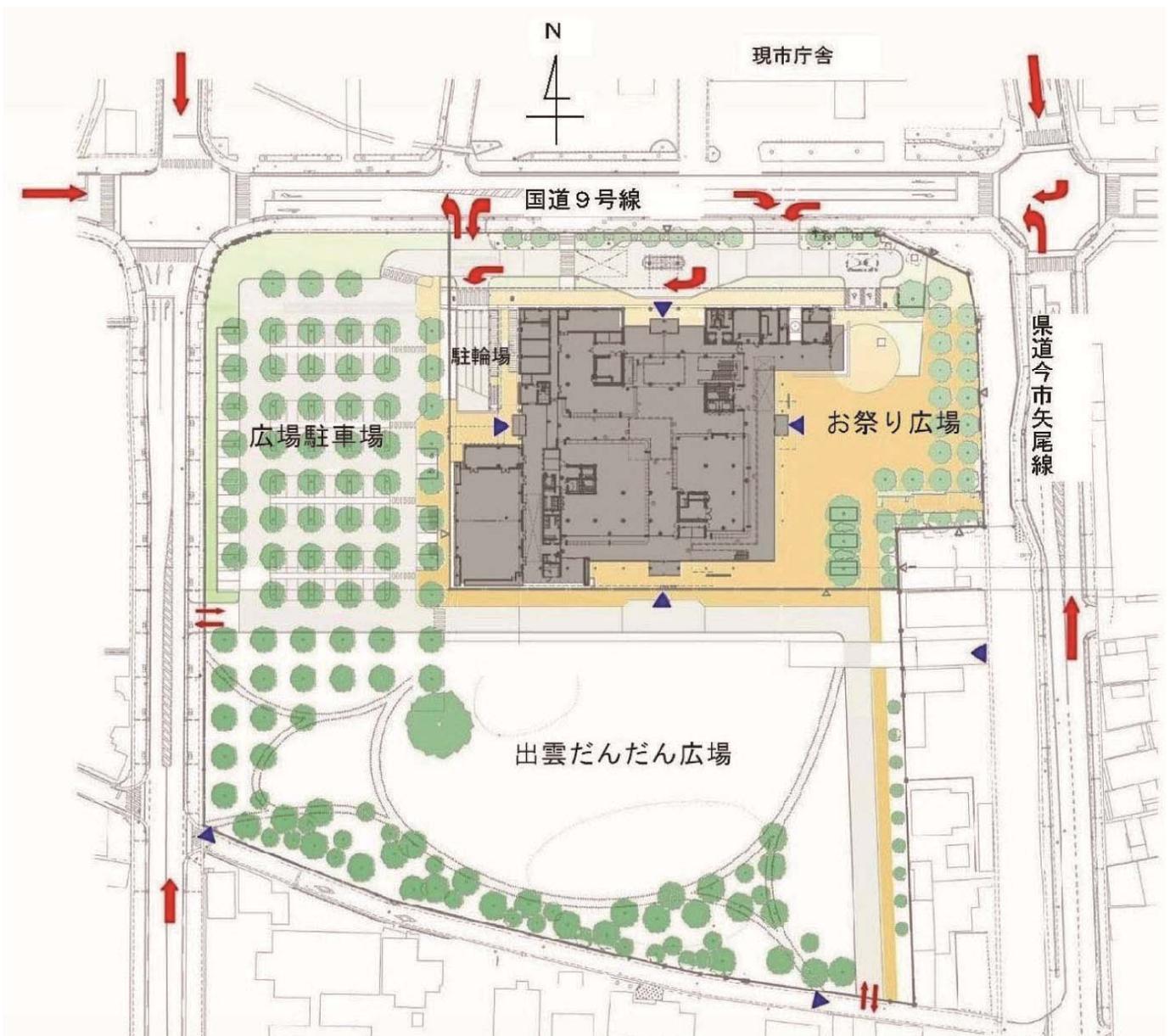


⑤出雲市役所

| 区分 | 概要 | 庁舎位置図 ※1 | |
|---------|---|-----------------|-----------------------|
| 所在地 | 島根県出雲市今市町 70 | | |
| 市の面積 | 543.48k m ² | | |
| 市の人口 | 144,824 人 (2010年12月1日〔推計人口〕) | | |
| 市職員数 | | | |
| 旧庁舎建設時期 | 昭和33年 | | |
| 建設時期 | 2009年1月 | | |
| 敷地面積 | 9,596 m ² | | |
| 規模 | 建築面積 | | 5,091 m ² |
| | 延床面積 | | 24,786 m ² |
| | 階数 | | 地下1階、地上7階 |
| | 建ぺい率 | 53.05% (許容90%) | |
| | 容積率 | 258.30 (許容400%) | |
| 構造 | 鉄骨造、制振構造 | | |
| 敷地条件等 | 地域地区：商業地域／駐車場：来庁者用204台（地下102台、地上102台）、車椅子駐車場6台、庁用車用100台／駐輪場：98台 | | |
| 事業費 | 総事業費：89.58億円（用地費10.11億円、用地造成費等4.26億円、本体工事費67.32億円、建築付帯工事・備品購入費他7.89億円） | | |
| 工程 | 設計期間：2006年12月～2007年9月／施行期間：2007年12月～2009年1月 | | |
| 庁舎の特徴 | <p>◆主な特徴</p> <p>①敷地内の庁舎配置は、周辺家屋に影響が少ないように北側に配置し、南側に公園を設置</p> <p>②中庭吹抜けとトップライトにより、自然採光・自然換気を最大限活用</p> <p>③各階の四隅に水平庇を設け、直射日光を遮ると共に、穏やかな明るさを確保</p> <p>④利便性を高めるため、四方に来客用出入り口を設置（盲導鈴も4箇所に設置）</p> <p>⑤建物内外の段差を極力なくし、出入り口扉は原則引き戸とする</p> <p>⑥執務室は壁や間仕切りをできるだけ少なくし、開放的で組織機構の変化にも対応</p> <p>◆省エネルギーの工夫</p> <p>断熱性の高い複層式のLow-Eガラスを使用／自動水栓以外の通常水栓は節水型を採用／空調は中央制御方式と個別空調方式の組み合わせ／省エネ型の照明器具／太陽光発電／調湿木炭を使用（くにびきホール、キッズルームの天井・壁）</p> | | |
| 交通アクセス | 出雲市駅北口から徒歩9分 | | |
| 建設経緯 | <p>・2005年3月 2市4町が合併し「新出雲市」誕生</p> <p>6月 出雲市議会庁舎建設特別委員会の設置</p> <p>12月 出雲市議会庁舎建設促進に関する決議（出雲市議会）</p> <p>・2006年4月 出雲市新庁舎建設調査検討会議の設置</p> <p>6月 建設場所を県立中央病院跡地とする（検討会議の中間答申）</p> <p>12月 新庁舎建築基本・実施設計委託（プロポーザルによる決定）</p> | | |

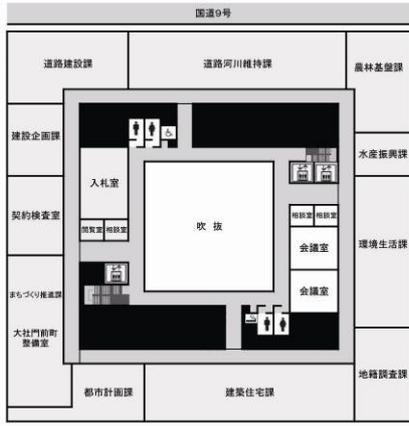
- ・ 2007年2月 出雲市新庁舎建築設計検討委員会の設置（基本設計の内容検討・決定）
- 3月 新庁舎及び中央広場用地取得（島根県より）
- 6月 新庁舎用地造成工事着手
- 9月 実施設計完了
- 12月 新庁舎建築工事着手
- ・ 2009年1月 新庁舎本体工事完了
- 4月 東側外構を含む新庁舎全体工事完了
- ・ 2010年3月 南側「出雲だんだん広場」工事完了

■配置図 ※1

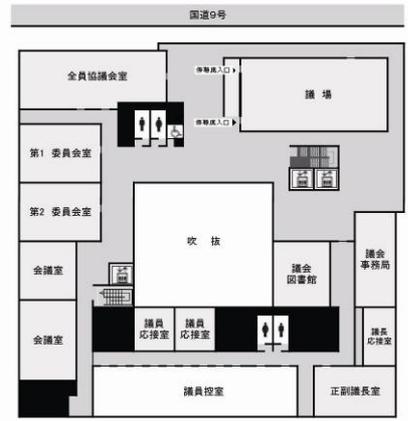


■庁舎案内 ※1

- 5階**
- 文化環境部
 - 環境生活課 (旧環境保全課、資源リサイクル課)
 - 産業観光部
 - 農林基盤課 (旧農林調整備課)
 - 水産振興課
 - 都市建設部
 - 建設企画課
 - 道路建設課
 - 道路河川維持課
 - 地籍調査課
 - 建築住宅課
 - 都市計画課
 - まちづくり推進課
 - 大社門前町整備室 (旧まちづくり推進課、街路課、大社門前町整備課)
 - 建築住宅課
 - 財政部
 - 会計契約課 契約検査室 (旧工務検査課)
 - 入札室



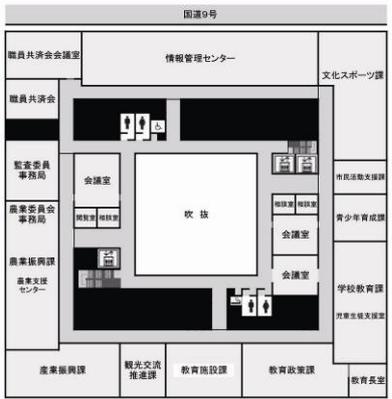
- 6階**
- 議場
 - 全員協議会室
 - 委員会室
 - 正副議長室
 - 議員控室
 - 議会事務局



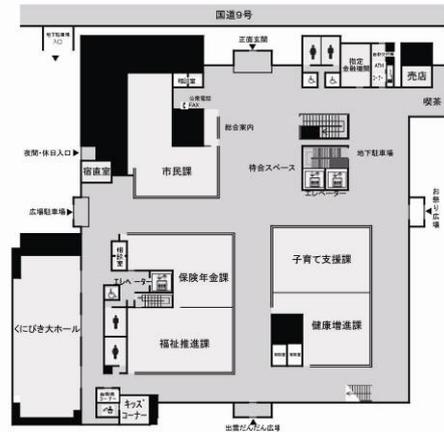
- 3階**
- 市長室、副市長室
 - 総務部
 - 総務課 (生活・消費相談センター)
 - 人事課
 - 防災交通課
 - 総合政策部
 - 政策企画課
 - 出雲ブランド室
 - 国際交流室 (旧国際交流課)
 - 秘書課
 - 行政改革推進課、広報情報課
 - 自治振興課
 - 財政部
 - 財政課、管財室、会計契約課 (旧会計管理課)
 - その他
 - 記者室



- 4階**
- 総務部
 - 情報管理センター
 - 文化環境部
 - 市民活動支援課
 - 文化スポーツ課 (旧芸術文化振興課、スポーツ振興課)
 - 産業観光部
 - 産業振興 (旧産業建設課、加工振興課)
 - 観光交流推進課
 - 農業振興課 (旧農林政策課)
 - 教育委員会
 - 教育長室
 - 教育政策課
 - 教育施設課
 - 学校教育課
 - 児童生徒支援室
 - 青少年育成課
 - 農業委員会事務局
 - 監査委員会事務局



- 1階**
- 地域振興部
 - 市民課
 - 健康福祉部
 - 福祉推進課
 - 子育て支援課 (旧少子対策課)
 - 健康増進課
 - 保険年金課
 - その他
 - くまびき大ホール
 - 指定金融機関
 - 自動交付機・ATM
 - 売店・喫茶
 - 公衆電話・FAX
 - キッズコーナー



- 2階**
- 健康福祉部
 - 高齢者福祉課 (旧介護保険課)
 - 財政部
 - 市民税課
 - 資産税課
 - 収納課
 - その他
 - 出納室
 - 市民談話コーナー
 - ふるさと出雲情報館



※1: 出雲市ホームページより

【正面北側外観】

※()内番号は庁舎機能の該当項目番号

周辺環境に配慮し、公園と一体となった庁舎。正面玄関は出雲大社をイメージさせる (1, 3, 4, 5)



【東側外観】

庁舎東側にはお祭り広場を配置し、お祭りやイベント時には会場として利用する (1, 3, 4, 5)



【南側外観】

周辺の家屋へ配慮し、庁舎は敷地北側に配置し、南側にはだれでも利用できる出雲だんだん広場を配置

(1, 3, 4, 5)



各階の四方に設けた水平ひさしは。グレーチングを採用し、直射日光を遮ぎり、明るさを確保すると共に、メンテナンス用通路として利用できる

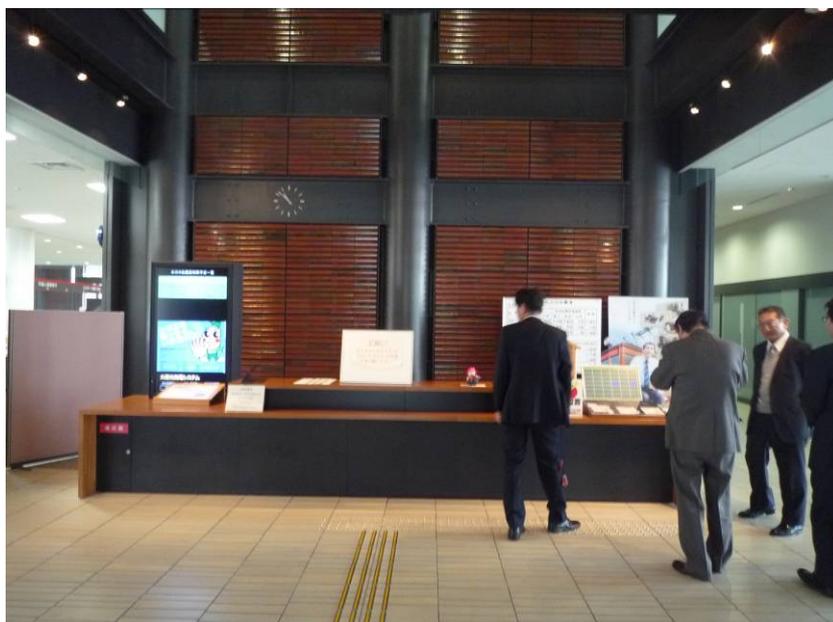
(7)



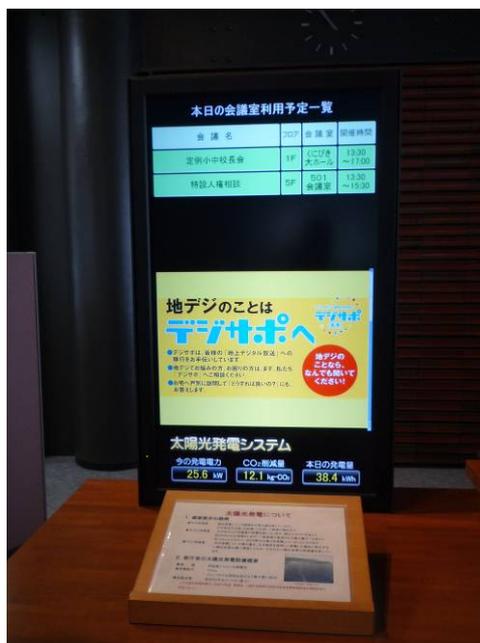
【総合案内】

正面玄関を入ってすぐのロビーに総合案内を設置

(4, 10, 11)



総合案内には、庁舎案内や行政情報の
発信のためのモニタを設置
(8, 10)



点字によるフロア案内の設置や、各部
局長の在席状況の表示モニタ
(8, 10)



【誘導ブロック、視覚障害者用歩行マ
ット】
身障者団体との意見交換会を行い、誘
導ブロックは総合案内までとし、1階
には視覚障害者用歩行マットを試験的
に設置
(4, 10, 11)



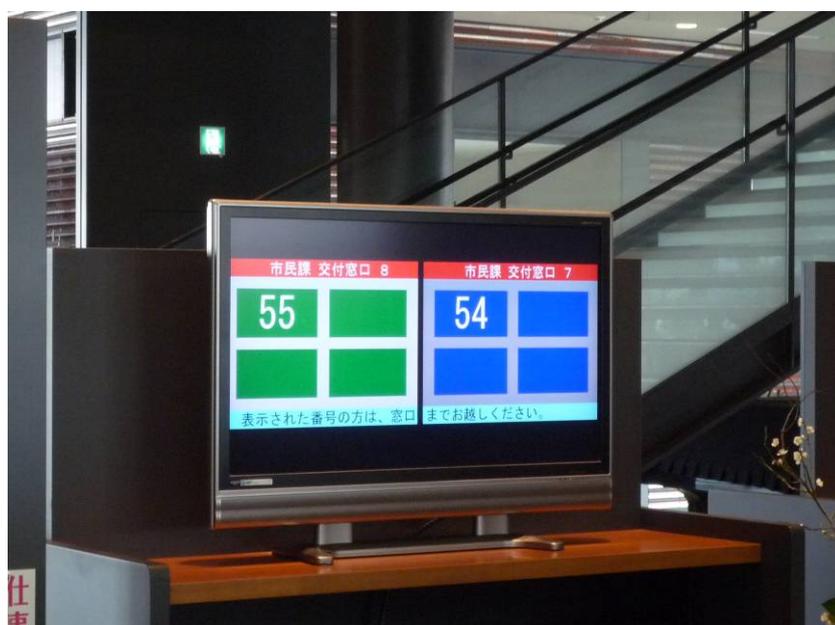
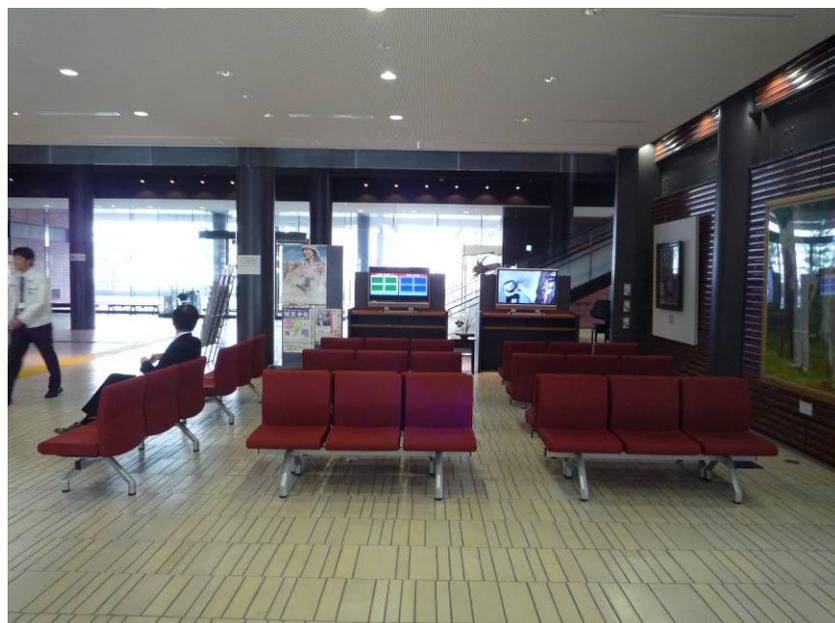
【フロア案内サイン】

各階のフロア案内の隣には、全ての階の案内も設置
(4, 10)



【待合スペース】

総合案内の前に待合スペースを配置し、受付番号案内表示を設置
(10, 11)



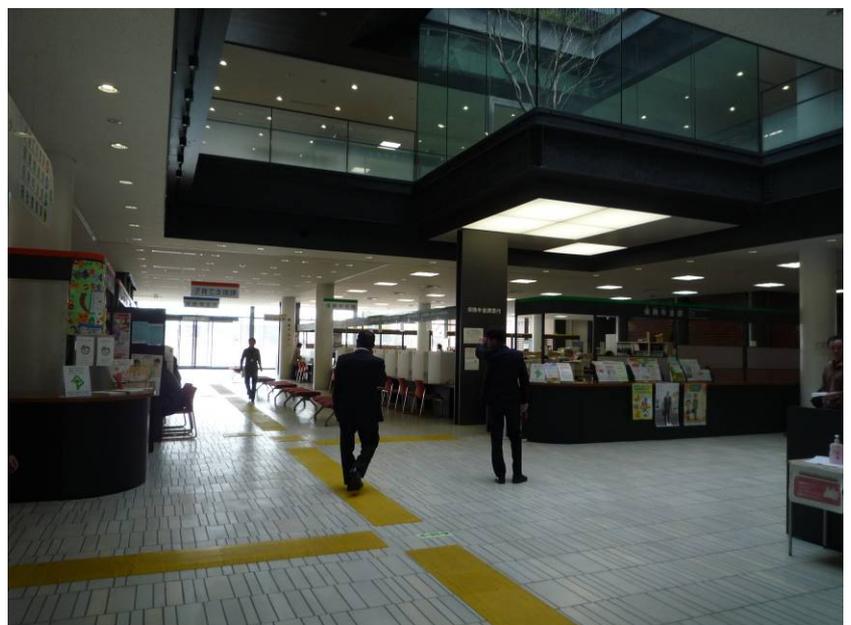
【市民窓口】

市民窓口は1, 2階に配置。窓口によって座式対話型と立式対話型と併用
(4, 10, 11)



【通路・吹抜】

車いすの利用や混雑時利用など来庁者の利便性に配慮し、通路を広く確保。
また、吹抜を設け自然採光や自然換気を利用
(7, 10, 12)



【通路サイン】

通路上部にも案内サインを設置
(1, 10)



【相談室】

市民の相談への対応や簡単な打合せスペースとして各階に相談室を設置
また、庁舎内の扉は原則引戸とし開口部も可能な限り広くしている
(10)



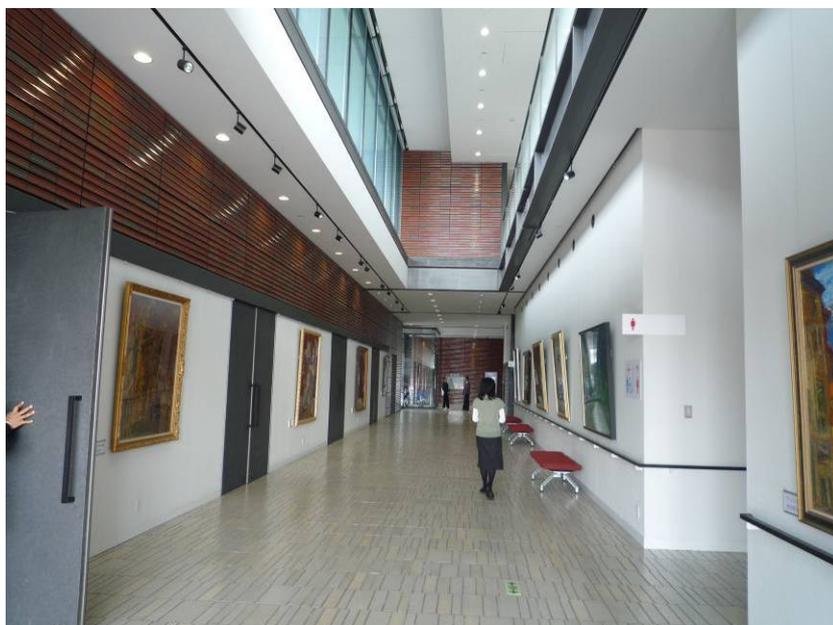
【くにびき大ホール】

最大 300 席のホールを設置。可動間仕切りにより 2 つに分割しての利用も可能。市が利用しない土日・祝日や平日の時間外には有料で市民貸出可能
(5, 10)



【市民ギャラリー】

1 階のギャラリー・コーナー(くにびき大ホール前)や待合いコーナー、各階スペースを利用して絵画などを展示
(3, 4)



【キッズコーナー】

1階にキッズコーナー、授乳室を設置
出入口を2箇所設け、閉庁時のホール
利用時にも対応
(5, 10)



【売店・喫茶コーナー】

障害者の自立支援と社会参加の場として、市内の社会福祉法人が運営する売店・喫茶コーナーを設置

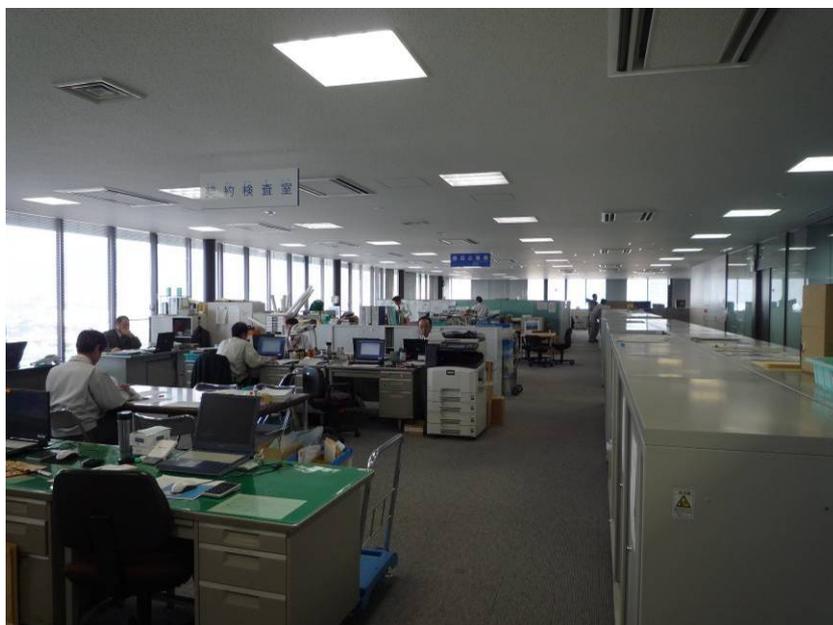
(4, 5)



【執務室】

3～5階に配置。建物外周に執務室を配置し、組織機構の変化に柔軟に対応できるように、できるだけ壁や間仕切りを減らした開放的な空間とした

(9, 12)



【収納家具】

収納家具は低く抑え、収納量を高めるために可動式の収納家具を採用

(12)



【会議室】

執務スペースに面して開放的な会議室
を設置

(9, 12)



【通路】

1, 2 階同様執務フロアの通路も広く確保

(10, 12)



【議場】

落ち着いた雰囲気議場。背面のブラインドをあけると自然採光できる

(4)



【議場】

傍聴席を多数設置し、車いすスペースも確保

(10)



【傍聴席入口】

傍聴席入口にはユニバーサルデザインに配慮しスロープが設けられている

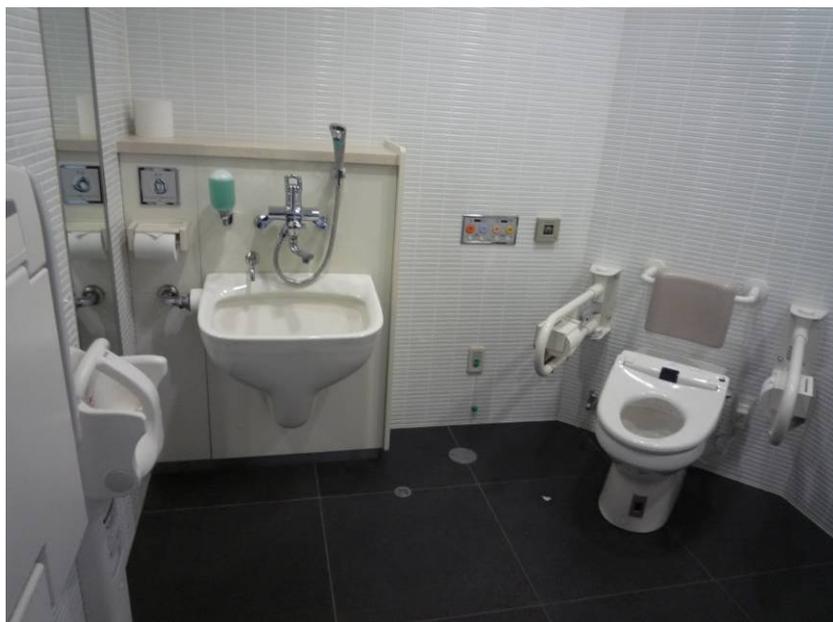
(10)



【多目的トイレ】

多目的トイレを各階に配置。オストメイト、おむつ取換えよう用折り畳みベッド、ベビーシートを設置し、音声によるトイレ設備説明装置も設置

(10)



【トイレごあんない】

各トイレの入口には、利用者がわかりやすいようトイレごあんないを設置、点字サインも設置

(10)



【太陽光発電】

70kwの太陽光パネルを設置。最大で庁舎のワンフロア(執務フロア)程度の照明を補う

(7)



【来庁者用駐車場】

庁舎西側に102台収容可能な駐車場を設置。地下駐車場102台と合わせると204台の来庁者用駐車場を設置

(2)



【車いす用駐車場】

西玄関前に 2 台設置。そのほか、地下
駐車場 2 台、正面玄関東側(屋根付)
2 台の軽 6 台。すべてに車いす駐車場警
告システムを設置

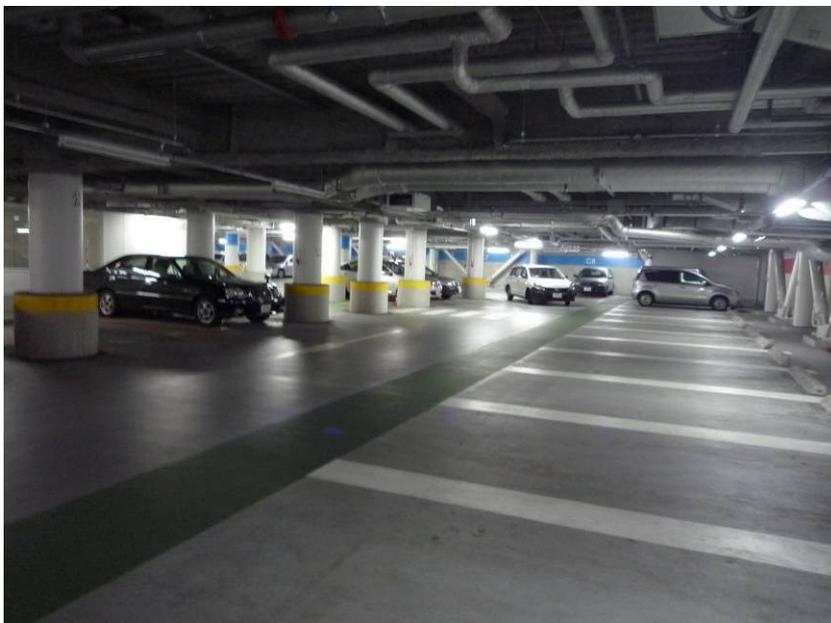
(2, 10)



【地下駐車場】

102 台収容可能な来庁者用駐車場

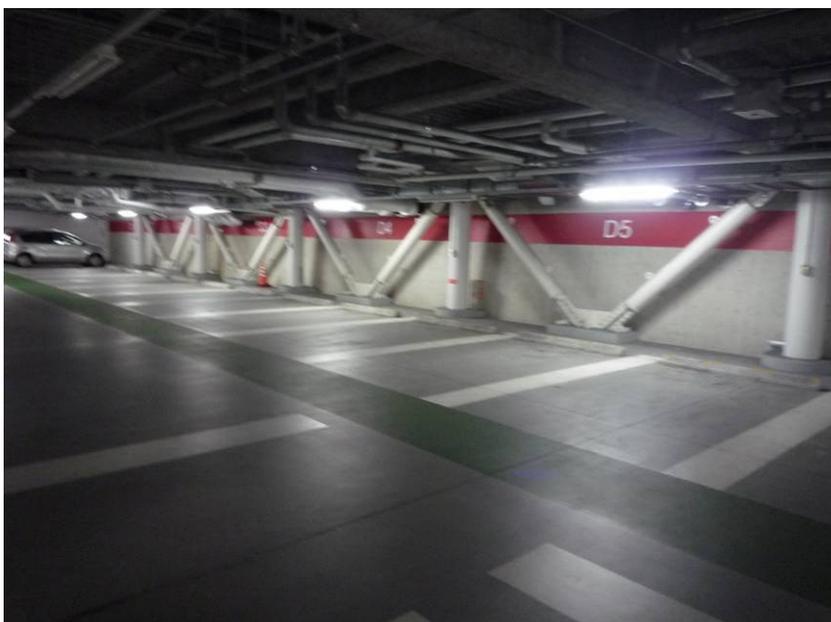
(2)



【制震構造】

防災拠点となり得る安全性を確保
するため制震構造を採用

(6)



【職員用駐車場】

道路を挟んだ庁舎西側の敷地を借上げ
約 700 台分の職員用駐車場を用意
(2)



【駐輪場】

駐輪場を庁舎東側と西側に設置。合わせて 98 台収容
(9, 12)



【バス停】

庁舎東側に設置
(1)



委員会名簿

委員会名簿

「焼津市の庁舎のあり方に関する調査研究委員会」

| | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 委員長 | 大石 人士 | 財団法人 静岡経済研究所 研究部長 |
| 委員 | 川口 良子 | 株式会社 川口建築都市設計事務所 専務取締役 |
| | 佐藤 誠二 | 国立大学法人 静岡大学 人文学部長 |
| | 渡仲 邦雄 | 焼津市企画財政部長 |
| | 伊久美 隆 | 焼津市都市住宅部長 |
| | 飯田 昌三 | 財団法人 地方自治研究機構 調査研究部長兼総務部長 |

| | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 事務局 | 石野 敦史 | 焼津市企画財政部企画調整課長 |
| | 池ヶ谷友彦 | 焼津市企画財政部企画調整課主幹 |
| | 海野 真彦 | 焼津市企画財政部企画調整課主任主査 |
| | 多々良智彦 | 焼津市企画財政部企画調整課主任主査 |
| | 松本 英明 | 焼津市企画財政部企画調整課主査 |
| | 服部 雅美 | 焼津市企画財政部企画調整課主査 |
| | 岸田 拓士 | 財団法人 地方自治研究機構調査研究部主任研究員 |
| | 小野瀬孝之 | 財団法人 地方自治研究機構調査研究部研究員 |

基礎調査機関

| | |
|-------|-------------------------|
| 川口 良子 | 株式会社 川口建築都市設計事務所 専務取締役 |
| 中本健一郎 | 株式会社 川口建築都市設計事務所 都市計画部長 |
| 石井 義人 | 株式会社 川口建築都市設計事務所 研究員 |

(順不同)

焼津市の庁舎のあり方に関する調査研究

－平成23年3月発行－

焼津市

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

電話 054-626-1111（代表）

財団法人 地方自治研究機構

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話 03-3237-1411（代表）

印刷 株式会社ワコープラネット